

平成 29 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

平成 29(2017)年 6 月
福島学院大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	9
基準 1 使命・目的等	9
1-1 使命・目的及び教育目的の明確性	9
1-2 使命・目的及び教育目的の適切性	10
1-3 使命・目的及び教育目的の有効性	14
基準 2 学修と教授	17
2-1 学生の受入れ	17
2-2 教育課程及び教授方法	23
2-3 学修及び授業の支援	32
2-4 単位認定、卒業・修了認定等	35
2-5 キャリアガイダンス	38
2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック	40
2-7 学生サービス	43
2-8 教員の配置・職能開発等	48
2-9 教育環境の整備	54
基準 3 経営・管理と財務	63
3-1 経営の規律と誠実性	63
3-2 理事会の機能	67
3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ	68
3-4 コミュニケーションとガバナンス	70
3-5 業務執行体制の機能性	72
3-6 財務基盤と収支	75
3-7 会計	77
基準 4 自己点検・評価	79
4-1 自己点検・評価の適切性	79
4-2 自己点検・評価の誠実性	80
4-3 自己点検・評価の有効性	82

IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	84
基準 A 地域貢献	84
A-1 大学が持っている物的・人的資源の地域社会への提供	84
基準 B 建学の精神の顕現	89
B-1 魅力ある教育のファーストステージとラストステージ	89
V. エビデンス集一覧	91
エビデンス集（データ編）一覧	91
エビデンス集（資料編）一覧	93

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神及び使命・目的

本大学の建学の精神及びその使命と目的は、次のとおり「学則」第1条に定めている。

本学は教育基本法、学校教育法に則り、学院創立者の信念である「真心こそすべてのすべて」という建学の精神に基づき、Sincerity（真心）と Hospitality（思いやり）を教育の根本におき、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、地域社会に積極的かつ実践的に貢献することを目的とする。

また、本大学大学院についても「大学院規則」第2条第1項、第2項に次のように定めている。

- (1) 本大学院は、教育基本法、学校教育法に則り、学院創立者の信念である「真心こそすべてのすべて」という建学の精神に基づき、「真心」と「思いやり」を教育の根本におき、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力及び高度の専門的職業を担うための能力を培うことを目的とする。
- (2) 本大学院は、前項の目的に加えて地域社会への貢献及び文化の進展に寄与することをも目的とする。

2. 教育の理念

本大学の教育の理念は「学則」第2条に次のように定めている。

- (1) 本学は、感銘と感動を与え知的好奇心を喚起する授業の実施を目指すと共に、自らの人生を創造的に生きようとする学生を受け入れ、支援する。
- (2) 本学が求め、そして育成しようとする人間像については別に定める。

本大学が別に定める人間像は次のとおりである。

- ①真心を持って人に接し、人の立場を考えて行動できるひとを育てます。

真心は人間社会を築く礎であり、人間関係の基本です。心のこもった対応や接遇を心掛け、相手や他人の立場を理解しようとする謙虚さを失うことなく行動ができる人間を育成します。

- ②夢とロマンを胸に、自らの人生を創造的に生きようとするひとを育てます。

夢をもって生きること、ロマンを求めて生きること、その実現に努力すること、

それは自らの青春を美しく磨くことです。

③的確な判断ができ、自らの知識と技能を生かして社会に貢献できるひとを育てます。

的確な判断は、現代社会に必要な知識と教養の獲得と、社会のいろいろな人との多様な人間関係の錬磨の中から生まれてくるものです。自らの知識を深め、自らの技能を高めて、社会に貢献できる人材の育成につとめます。

④国際的な視野に立ち、多様性を理解し、相互理解の心を持つひとを育てます。

情報は一瞬にして世界を駆け巡ります。世界は日本に、また日本は世界に影響を与えます。国際的な視野に立って考えることのできる人間の育成につとめます。

⑤感銘と感動を素直に表現できるひとを育てます。

感銘と感動のある人生ほど素晴らしいものはありません。一つひとつの発見や驚きが、人生に若さと新鮮さを与えてくれます。そうした「ひとを育てる教育」でありたいと思います。

こうした学生を育成することを教育の理念として掲げ、本学はこれを建学の精神と合わせて学是としている。なお、この学是に沿って12項目の到達目標を掲げ、各々の授業科目でその項目を選択することにより、各学科の授業科目全体の中ですべての項目を包含できるようにするため、授業計画（シラバス）の様式を平成29（2017）年度から変更した。

また、本大学大学院は1研究科のみであるが、「大学院規則」第7条で教育研究及び人材育成の目的を次のように定めている。

本大学院心理学研究科は、心理学領域の理論及び応用を教授研究し、高度で専門的な実践能力と研究能力を養い、心の問題の今日的な課題に対応できる心理的支援に習熟した人材を育成する。

3. 本学の個性及び特色

(1) スモールカレッジ、スモールクラス

本大学は1学部2学科（入学定員合わせて110名）、1研究科（入学定員2専攻合わせて14名の修士課程）のスモールカレッジである。

従って、授業のクラスサイズは平成28（2016）年度で最小2～3人から最大でも80～90人、平均して20数人といった少人数教育が行われており、学生にとって、また、教員にとっても密接なコミュニケーションが深められる教育環境にある。

なお、本大学は福島県の県都福島市（人口29万人）の唯一の私立大学である。（他に国立大学法人福島大学、公立大学法人福島県立医科大学、短期大学では学校法人コングレガシオン・ド・ノートルダム 桜の聖母短期大学がある。）

(2) 「教員授業実施規程」制定による監事・監査役授業参観と授業改善の実施

本大学は、福島県で初めての福祉学部の設置であったが、大学としては最後発である。しかし、後発の利点を活かして、「改革の大学」となることを目指してきた。

開設時から全国に類例のない「教員授業実施規程」を定め、魅力ある授業とするためのアクティブ・ラーニング 10 項目を例示して、その導入を勧めた。禁止する授業の形態 4 項目や授業での教員の喫煙禁止、差別やハラスメントなどの言動の禁止、ネクタイ着用（夏季を除く）、授業妨害行為への対処等を全 32 条の規程にまとめている。

また、学生が授業の受講にあたり、留意及び禁止する事項（9 項目）、学生の授業改善意見の申し立てのためのポストの設置、学生代表が参加する「学科授業改善委員会」の設置などを盛り込んだ「学生受講規程」全 12 条をも制定実施した。

さらに、その規程の実効性を担保するため、当時としては例のないことであったが、本学院監事の 1 人を教学主担当監事に委嘱して、年間 60～70 人程度の専任及び非常勤教員の授業参観を行うこととした。参観した授業担当教員へ各人毎に監事所見をまとめ、学長に報告すると共に当該教員にも報告し、授業改善に努めてきた。

教員同士の相互参観よりも、より客観的な点検と評価ができており、永年本学の授業改善に大いに役立ってきている。

なお、平成 28（2016）年度から新学長のもとで授業参観教員数を 20 人程度に絞って実施している。

(3) 建学の精神に沿ったキャンパスづくり

本学のキャンパスは来学する人たちすべてに建学の精神に満ちていると評価されている。キャンパスを共用する短期大学部への「認証評価結果」（平成 21（2009）年度）では次のように記載されている。

キャンパスは二つに分かれている。「宮代キャンパス」はゆとりある敷地の中に、演出を凝らした校舎、多様な用途に合わせた講義室をもち、建学の精神を思い起こさせる憩いのゾーンが多数配置されており、申し分ない教育環境である。県と市、地域の要請・支援を受けて平成 18（2006）年に開設された「福島駅前キャンパス」は、地方都市の駅前商店街空洞化を改善する使命も担っており、きわめて注目される存在である。同学校法人はそのキャンパスを基点に多くの地域との連携、社会貢献を展開しつつある。また、地域社会とも密接に連携している。

なお、平成 23（2011）年 3 月 11 日の東日本大震災により、宮代キャンパス本館が損壊し、その他 4 棟についても被害を受けた。しかし、震災翌日から本館取り壊し工事に着手し、同年 9 月 27 日には新館建設に着工。旧本館分の面積を 2 棟に分け、1 つを実験実習棟とし、翌年 2 月に完成させ、もう 1 棟の新本館は 4 月末に完成させることができ、被災 3 県で一番迅速なる復興を実現した。また、他の 4 つの被災棟にも修復工事（3 棟の耐震工事を含む）を実施して改修し、より魅力的なキャンパスへ向けて施設づくりと教室づくりを行った。

(4) 魅力ある教育のファーストステージとラストステージ

本大学では、新入学生を迎えるファーストステージである入学式（約 1 時間 30 分）、そしてラストステージである卒業式（学位授与式、2 時間 40 分）は「建学の精神」を具現化し、かつ感銘と感動ある式典とし伝えたいと考えてきた。

貴機構の前回評価（平成 23（2011）年 3 月）では、次のような評価をいただいた。

建学の精神をいかに大学運営に反映させ、実現のための取組みを進めるかという視点から方針や計画を具体化し、経営・教育運営方針、教育運営計画という形で教職員に浸透させ、その実現に努力している。それらの集大成としての感動を作り出す入学式や卒業式なども取組みの成果として優れている。

また、卒業式について、大学、大学院と一緒にいる短期大学部に係る前述の短期大学部認証評価でも、次の評価をいただいている。

魅力ある教育の最終章として 3 部構成で盛大に挙行され、DVD に記録される卒業式は、他に類を見ないものであり、建学の精神に満ちている。

(5) 有職者のために大学院は夜間開講し、心理臨床相談センターは直接的社会貢献という使命を具現化

本大学大学院心理学研究科（修士課程）は、大学院設置基準第 14 条（教育方法の特例）に基づき、夜間及び土曜日等に授業を実施しており、2 年間の学費は 3 年間（最終 4 年間）までの計画履修を認め、計画履修年数に分割して支払える措置をとって、地域社会の学び直しや高度な職業人育成に貢献している。

また、大学院臨床心理学専攻の学生の実習施設である心理臨床相談センターは、福島駅前キャンパス 3 階に設置されており、その相談件数は平成 27（2015）年度延べ 1,961 件、平成 28（2016）年度延べ 1,785 件と、乳幼児から成人までの個別の相談に応じている。このセンターは、本学の地域社会への直接的貢献という使命の具現化でもある。

4. 本県の特殊事情について

本県は、平成 23（2011）年 3 月 11 日の東日本大震災の直後に発生した東京電力福島第一原子力発電所の爆発事故による放射線飛散の直接的被害、及び風評被害からまだ立ち直っていない。本県私大もその影響から脱し切れていない。文部科学省の平成 29（2017）年度予算説明資料では次のとおりである。

被災3県の私大の入学動向（平成22年度比）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28
岩手県	-3.5%	-8.4%	-4.7%	-9.1%	-9.7%	-13.0%
宮城県	-2.0%	-9.1%	-2.2%	-3.2%	-1.6%	-1.0%
福島県	-8.6%	-33.6%	-31.2%	-32.9%	-33.3%	-31.3%

文部科学省は、「被災3県（特に福島県内）においては、原発事故による風評被害等により、依然として入学者の確保に苦しんでいる。」として、平成26（2014）年度から福島県内私立大学へ復興特別補助支援をいただいているところである。本大学もその支援を受け、風評被害の払拭と隣接県からを含めた志願者の回復に取り組んでいるところである。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

本大学は、平成15（2003）年度から開設されている。沿革は次のとおりである。

- 平成 15(2003)年 4 月 福島学院大学（福祉学部福祉心理学科）開設（宮代キャンパス）
- 平成 18(2006)年 4 月 福島県及び福島市の誘致により、文部科学大臣の変更認可を受けて、福島駅前キャンパス開設（福祉心理学科3、4年次生を移転）
- 平成 19(2007)年 4 月 大学院臨床心理学研究科臨床心理学専攻（修士課程）開設（福島駅前キャンパス）
- 平成 23(2011)年 4 月 東日本大震災（平成23（2011）年3月11日）により宮代本部キャンパス本館損壊につき、文部科学省の了解のもとに福祉心理学科1、2年次生も福島駅前キャンパスへ移転
- 平成 25(2013)年 4 月 大学院研究科名を心理学研究科に名称変更
大学院心理学研究科にこども心理専攻（修士課程）開設
- 平成 27(2015)年 4 月 福祉学部^{みやしろ}にこども学科開設（宮代キャンパス）

2. 法人の沿革

なお、法人としての沿革は次のとおりである。

- 昭和 16(1941)年 2 月 私立福島高等洋裁学院認可
- 昭和 24(1949)年 8 月 財団法人福島高等洋裁学院認可
- 昭和 26(1951)年 4 月 準学校法人福島高等洋裁学院認可
- 昭和 34(1959)年 3 月 学校法人緑が丘学園に組織変更認可
- 昭和 34(1959)年 4 月 緑が丘高等学校を開校
- 昭和 41(1966)年 1 月 学校法人福島緑が丘学園に名称変更

福島学院大学

昭和 41(1966)年 4 月	緑が丘女子短期大学を創設（保育科）
昭和 43(1968)年 3 月	短期大学名を福島女子短期大学に名称変更
昭和 43(1968)年 4 月	服飾美術科、食物栄養科開設
昭和 46(1971)年 4 月	保育科第二部開設
昭和 49(1974)年 4 月	福島女子短期大学附属幼稚園開園
昭和 51(1976)年 4 月	福島ドレスメーカー学院を福島ドレスメーカー専門学校へ改組
昭和 60(1985)年 3 月	福島ドレスメーカー専門学校廃校
昭和 60(1985)年 4 月	秘書科開設
平成元(1989)年 4 月	服飾美術科を生活教養科へ名称変更
平成 4(1992)年 4 月	法人名を学校法人福島学院に名称変更
平成 8(1996)年 9 月	緑が丘高等学校を経営する学校法人を分離・設立
平成 9(1997)年 4 月	同高等学校を新法人、学校法人東稜学園へ移管
平成 12(2000)年 4 月	短期大学名称を福島学院短期大学へ変更（男女共学化） 生活教養科を生活デザイン科、秘書科を情報ビジネスコミュニケーション科へ名称変更 福島学院短期大学附属幼稚園へ名称変更
平成 13(2001)年 4 月	福祉心理科開設
平成 14(2002)年 4 月	情報ビジネスコミュニケーション科を情報ビジネス科へ名称変更
平成 15(2003)年 4 月	生活デザイン科、福祉心理科学生募集停止 （大学へ定員振替、なお平成 16 年 3 月廃止）
平成 15(2003)年 4 月	福島学院大学開設
平成 16 (2004)年 4 月	福島学院大学附属幼稚園へ名称変更
平成 27 (2015)年 3 月	福島学院大学附属幼稚園廃止
平成 27 (2015)年 4 月	福島学院大学認定こども園開設

3. 本学の現況

大学名

福島学院大学

所在地

キャンパス名	所在地
宮代キャンパス	福島県福島市宮代乳児池 1-1
福島駅前キャンパス	福島県福島市本町 2-10

※位置図を参照

福島学院大学

学部の構成と学生数（平成 29（2017）年 5 月 1 日現在）

学部	学科	収容定員	学生数	キャンパス
福祉学部	福祉心理学科	280	206	福島駅前キャンパス
	こども学科 ※	160	93	宮代キャンパス
大学 計		440	299	

※こども学科は平成 27 年度開設

研究科の構成と学生数（平成 29（2017）年 5 月 1 日現在）

研究科	専攻	収容定員	学生数	キャンパス
心理学研究科 （修士課程）	臨床心理学専攻	14	18（8）	福島駅前キャンパス
	こども心理専攻	14	12（10）	宮代キャンパス
大学院 計		28	30（18）	

※括弧は 3 年ないし 4 年間での計画履修学生数

教員数（平成 29（2017）年 5 月 1 日現在）

研究科・学部名	学科・専攻名	専任教員						兼任教員
		教授	准教授	講師	助教	計	助手	
大学 福祉学部	福祉心理学科	11	2	1	1	15	0	34（6）
	こども学科	7	2	2	0	11	1	35（14）
大学院 心理学研究科	臨床心理学専攻	4	2	0	1	7	0	4（0）
	こども心理専攻	5	0	0	0	5	0	3（1）

※大学院教員は福祉学部教員との併任者

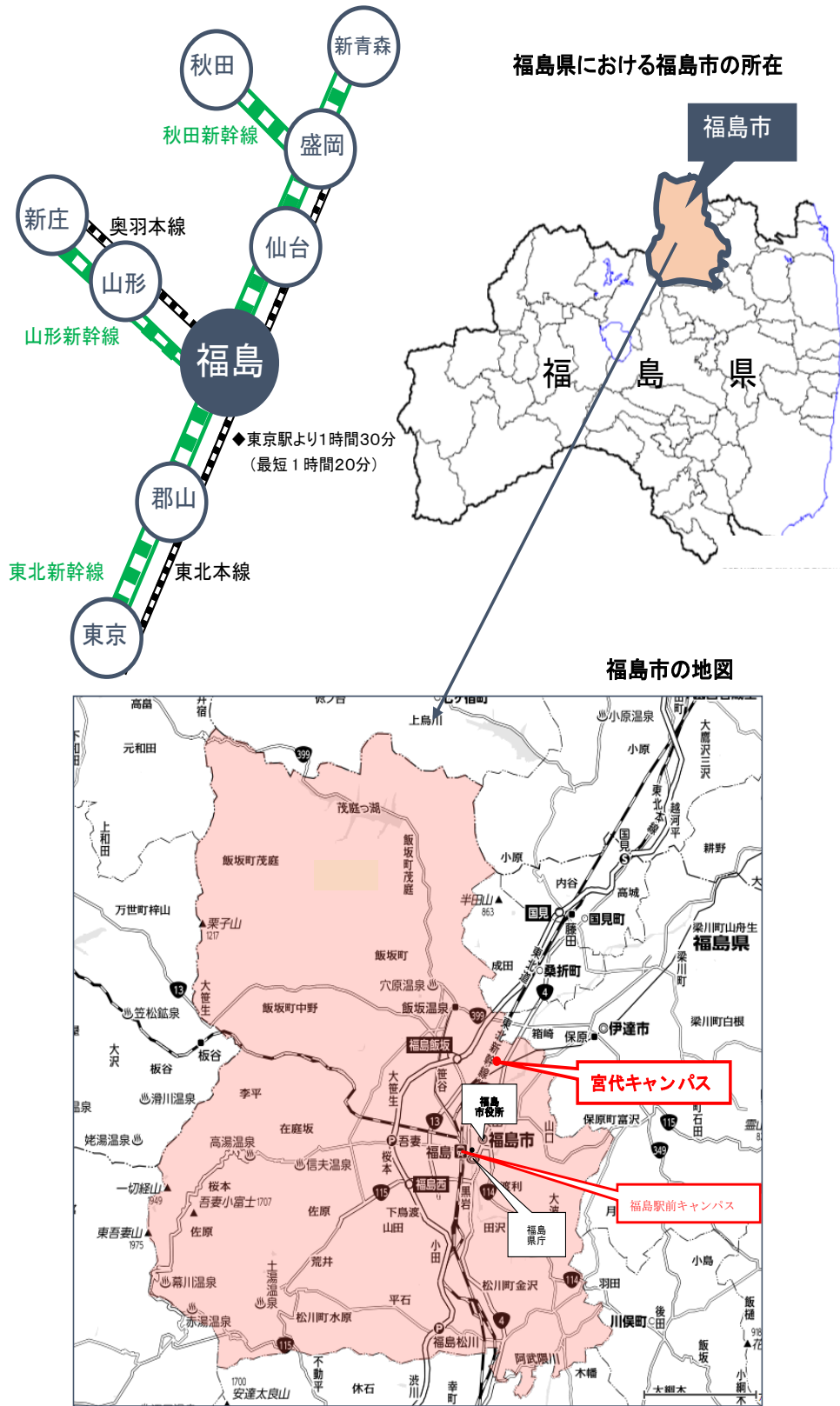
※兼任教員の括弧書きは短期大学部の専任教員数

職員数（平成 29（2017）年 5 月 1 日現在）

区分	大学職員	短期大学部職員	計
専任職員	14	23	37
特別職員	4	4	8
派遣職員	4	5	9
合計	22	32	54

※大学職員数は、私学事業団補助金申請上の区分なので、本学業務組織を共に担っている短期大学部職員数も一応記載する

福島県及び福島市におけるキャンパス位置図



Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

福島学院大学の使命と目的は、「学則」第 1 条に「本学は教育基本法、学校教育法に則り、学院創立者の信念である『真心こそすべてのすべて』という建学の精神に基づき、Sincerity（真心）と Hospitality（思いやり）を教育の根本におき、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、地域社会に積極的かつ実践的に貢献することを目的とする」と定めている。

大学は、福祉学部 1 学部であり、福祉心理学科とこども学科の 2 学科を有している。各学科の教育目的および人材育成の目的を「学則」第 6 条の 3 に明示している。

1. 福祉心理学科の教育目的および人材育成の目的

福祉心理学科においては、社会福祉、精神保健福祉、臨床心理、カウンセリングなどの分野において将来の専門職として必要な教育を行うとともに、他者の心の痛みに関心でき、心の痛みを抱える人々に積極的な援助活動を行うことができる人材を育成する。

2. こども学科の教育目的および人材育成の目的

こども学科においては、教育・福祉両面に渡る発達支援、子育て支援を担う専門職を目指し、乳幼児期を中心とした保育及び幼児教育に関する教育研究を行い、将来的に保育教諭、幼稚園教諭ならびに保育士として指導的役割を担うことのできる人材を育成する。

大学院は、心理学研究科 1 研究科であり、修士課程の臨床心理学専攻とこども心理専攻の 2 専攻を設置している。心理学研究科の教育研究および人材育成の目的は、「大学院規則」第 7 条第 1 項に「心理学領域の理論および応用を教授研究し、高度で専門的な実践能力と研究能力を養い、心の問題の今日的な課題に対応できる心理的支援に習熟した人材を育成する」と明示し、各専攻に特化した目的を定めて教育を行っている。

1. 臨床心理学専攻の教育研究および人材育成の目的

臨床心理学専攻は、病院・学校・企業・施設などの現場において、心理相談、心のケアのできる高度な人材の育成を目指すことを目的とする。

2. こども心理専攻の教育研究および人材育成の目的

こども心理専攻は、乳幼児期及び児童期における、こどもの保育・教育上の今日的課題及び個別的課題を研究し、こども及び保護者、家族への心理相談や心のケアを通じて、保育教育の現場に役立つ人材の育成を目指すことを目的とする。

臨床心理学専攻は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の第1種指定校に認定されており、修了生には臨床心理士受験資格が与えられる。こども心理専攻は、保育教育の現職者を対象に、保育教育現場の今日的課題に多角的に対応できるスペシャリストを育成する。

1-1-② 簡潔な文章化

上述の使命・目的及び教育目的は、大学「学則」、「大学院規則」に定め、簡潔に文章化されている。建学の精神を深く理解し具現化するため、育成しようとする人間像についても簡潔に定め、学生便覧、大学ホームページに記載し公表している。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

本学は、大学学科、大学院研究科とも、開設から年数はそれ程経過しておらず、使命・目的及び教育目標は、現時点でも充分通用する意義を持っていると判断している。

▶エビデンス

【資料1-1-1】 福島学院大学学則
福島学院大学大学院規則

【資料1-1-2】 学生便覧 Campus Life

【資料1-1-3】 大学ホームページ

<http://www.fukushima-college.ac.jp>

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

本学は、1 学部 2 学科（2 学科の合計入学定員 110 名）、1 研究科（修士課程 2 専攻合計入学定員 14 名）のスマールカレッジである。建学の精神と教育の理念を具現化するに当たり、魅力あるキャンパスづくりに努め、学生の学びの環境を整えてきた。真心と思いやりを養い育て、社会に有用な人材の育成を図り、地域社会に積極的かつ実践的に貢献することを目的としている。各学科、研究科の教育目的はこれを反映したものであり、2 つあるキャンパスを基点に地域社会と密接に連携し、社会への貢献に努めている。

教育目標のさらなる深化を求め、毎年度策定する「教育運営計画」は、前年度の反省も踏まえて策定し、教育改善への努力と向上につなげている。策定した計画は、全教職員に周知し共有される。

以下は本学の特徴である。

- ①魅力あるキャンパスづくりによる学生の学びの環境整備
- ②少人数クラスでの授業による教員との密接なコミュニケーション
- ③キャンパス・マナー、エチケット・マナー教育の徹底
- ④感銘と感動を与える授業の実施

魅力あるキャンパスで学生生活を送り、少人数クラスで実施する授業は、学生に気持ちのゆとりを生み、他者に対する思いやりと相互理解の心をも育んでいる。教員は、学生が将来の夢を育み、自らの人生を生き生きと創造的に生きようとするための一助となるよう、また、学生が現代社会に必要な知識を深め、自らの技能を高めて社会に貢献できる人材となれるよう、感銘・感動を与える魅力ある授業の実施に努めている。授業の実施においては、教員が守るべき授業上の留意事項として「教員授業実施規程」を定め、学生には授業受講上の留意事項として「学生受講規程」を定めている。授業の質を担保するため、監事・監査役による授業参観を実施し、客観的点検と評価により、教員の授業改善に役立てている。

なお、本学の入学式と卒業式（学位授与式）は、魅力ある教育のファーストステージとラストステージとして位置付け、建学の精神を具現化し、感銘と感動を与えるべく教職員が一体となって作り上げており、他に類を見ない式典となっている。

1-2-② 法令への適合

使命・目的及び教育目的については、「学則」第 1 条、「大学院規則」第 2 条において簡潔に定めている。1-1-①に記載の通り、学校教育法第 83 条第 1 項と第 2 項、及び大学設置基準第 2 条の規定に適用のものであり、法令に適合したものとなっている。

1-2-③ 変化への対応

本大学は、平成 13 (2001) 年度開設の短期大学部 (当時福島学院短期大学) 福祉心理科の改組転換により、平成 15 (2003) 年度開学 (福祉学部福祉心理学科) したものである。

福島県及び福島市の本県初の福祉学部開設の要望に応えたものであり、平成 14 (2002) 年 12 月の設置認可答申の報道の翌日には、福島市から中心市街地活性化のため福島駅前キャンパス開設の要請がなされた。

平成 17 (2005) 年度に文部科学省の設置計画変更の承認を得て、また福島県及び福島市の公的支援を得て、平成 18 (2006) 年度に福島駅前キャンパスを開設した。福祉心理学科の 3 年次生、4 年次生を、福島駅前キャンパスで学ぶこととした。

福祉学部は、当時本県でも必要性が高まっていた福祉社会へ向けての、心理的、精神的ストレスを抱える人々の心の問題について知識を持つこと、そして他者の「心の痛み」に共感でき、そのストレスを除去するための適切なアドバイスができる人材の育成を目指したものである。

また、その附属メンタルヘルスセンターは、不登校、自閉症、アスペルガー障害、ADHD、LD、摂食障害、対人恐怖、うつ病など 25 種類の心の悩みの相談機関として、県内メンタルヘルスケアの中心的拠点とし、さらには東北地方の拠点となることを目指したものである。

福祉学部の完成年度に、より高度な「心のケア」の専門家育成のため、「臨床心理士」資格取得を目指す大学院「臨床心理学研究科臨床心理学専攻」を平成 19 (2007) 年度に開設した。附属メンタルヘルスセンターは、大学院附属の心理臨床相談センターと名称変更して、院生のインターンも受け入れることとした。

また、戦後第 2 の教員養成制度改革とされた教員の修士レベル化という中教審答申 (平成 24 (2012) 年 8 月) とその方向性に対処し、幼稚園教員の修士学位取得のための東北地方初の「こども心理専攻」を平成 25 (2013) 年度に開設した。それにより、研究科名を心理学研究科に変更した。

さらに、長年短期大学部保育科で幼稚園教諭二種免許状、並びに保育士取得者を輩出してきたことから、四年制学科での幼稚園教諭一種免許状取得への道を開くために、福祉学部福祉心理学科に設置していた「児童福祉カウンセリングコース」の保育士養成課程をベースとして、平成 27 (2015) 年度、福祉学部「こども学科」を開設した。これは、平成 27 (2015) 年度実施の子ども・子育て支援新制度への移行に合わせたものでもあった。

これらの対応は、地域社会に対する本学の社会的貢献という使命を具現化しているものである。

(3) 1-2 の改善・向上方策 (将来計画)

本大学の福祉心理学科は、大震災及び原発事故から 6 年経った今でも、入学定員に達していない。本学としては、本県最初の福祉学部として、また県都所在の大学として、本県の社会福祉士養成、精神保健福祉士養成を、他県大学の人材に頼られないよう存続させることが、本学の使命でもあると考えている。そのことは、本県から人口流出を少

しでも防ぐために必要であるとの判断である。

この学科の維持存続のためにも、平成 27 (2015) 年度入学生からは、コースを取り止め、現 4 年生のみとなっている臨床心理コースを、改めて復活して、新設された国家資格である「公認心理師」課程を設けることを、今秋にも予想される教育課程の告示を待って早急に検討する。

また、心理学研究科臨床心理専攻については、同じく「公認心理師」の国家試験受験資格を取得できることを念頭に、教育課程の改正を検討する。

こども心理専攻については、平成 29 (2017) 年度の入学者が初めて 0 となったことから、次の状況を勘案し、その存廃について検討する。

この専攻は、前述のように教員の修士レベル化の答申に沿って、開設したものである。現職の大学卒の幼稚園教諭、保育士や、一定の条件を満たした短期大学卒の現職の教諭に門戸を開き、また本学院大学院進学サポート制度による本学短期大学部の保育実習等実務教員として採用した教員にも、修士号取得への道を開いてきた。

しかし、本県でも震災復興に伴い、幼稚園・保育所・認定こども園では、幼稚園教諭不足、保育士不足が深刻化しており、現職者が大学院で上位学位を目指す余裕がなくなっている現状にある。

従って、次の方策の組織的検討を進める。

- ①本大学こども学科第 1 回入学生が 4 年次生となる平成 30 (2018) 年度に進学希望を調査して、存廃を判断する。(学科からの入学者がいる場合は、入学条件の「現職条件」を緩和する。)
- ②新たな国家資格の「公認心理師」受験資格に適合する教育課程への変更を検討する。
- ③臨床心理学専攻に、「公認心理師」課程を導入する場合は、こども心理専攻の授業科目の一部を臨床心理学専攻に移行し、臨床心理学専攻へ統合、その定員を振替えて増員とする。
- ④通信教育課程を視野に入れて、改組を検討する。

いずれにしても、本県にとり、こどもの発達障害、児童虐待、保護者の育児ストレスなど「心のケア」の需要は増え続けており、そうした課題に、こども心理専攻の果たす役割は大きいことを勘案して、総合的に判断していく。

また、東北地方には、幼児教育や幼児心理に特化した大学院の専攻は本大学院のほかには設置されておらず、全国的にも稀な存在である。

一方、平成 28 (2016) 年度私立大学・短期大学等入学志願動向によると、全国の短期大学で幼児教育学科は約 200 学科、四年制学部で「こども」を冠する学部は 17 学部である。これらの学部学科で、幼稚園教員免許状授与の所要資格を得させるための課程(教職課程)の授業を担当する教員は、幼児教育に関する研究業績が前提となっている。教職課程認定申請時や、一斉再課程認定申請時には、厳格にチェックされることとなる。将来の短期大学、大学教員の後継者養成の上でも、こども心理専攻の持つ価値についても含んで、判断したい。

▶エビデンス

- 【資料 1-2-1】 教育運営計画
福祉学部福祉心理学科
福祉学部こども学科
大学院心理学研究科臨床心理学専攻
大学院心理学研究科こども心理専攻
- 【資料 1-2-2】 教員授業実施規程
- 【資料 1-2-3】 学生受講規程

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3の視点》

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3の自己判定

基準項目1-3を満たしている。

(2) 1-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

大学全体、各学科の使命目的を踏まえた教育運営は、年度初めに全教職員が一堂に会して開催する「年度初顔合わせ会」の席上で当該年度の教育運営計画として明示され、共通理解している。また、当面の課題などは、年間数回開催する「教職員説明会」において共有され、意思統一を図る機会となっており、教職員の理解と支持が確保されている。「学則」の改正は、「教授会」において意見を聴取し、「理事会」で決定する。「理事会」や「評議員会」でも使命・目的及び教育目的に沿った教育運営について十分に説明、審議しており、理解と支持を得られている。

建学の精神に掲げている「真心」を英訳した“Sincerity”は、大学の活動を広報する大学報にもデザインとして用いられ、本学の教育の根幹として根付いている。

1-3-② 学内外への周知

使命・目的及び教育目標の学内外への周知は、①教職員、②在学生、③受験生・保護者、④卒業生及び社会一般、の4つを想定している。

教職員向けには、全学科、全課室が学内ニュースレターを出している。「理事室ニュース」や「人事課ニュース」などで知らせると共に、重要な内容に関しては「教職員説明会」を設けて説明している。在学生には、年度初めのオリエンテーションや「学生便覧」で周知

し、特に重要な内容は、説明会を設けて理解を図っている。

保護者には年3回発行する「家族会報」で在学生の様子と共に周知している。受験生や保護者には、本学ホームページ、「入学案内」で周知し、オープンキャンパスで丁寧に説明をする機会を設けている。卒業生及び社会一般へは、本学ホームページや「福島学院大学報」「同窓会報」で周知している。ホームページでは、建学の精神のほか、教育の理念、本学が育成しようとする人間像を分かりやすく明示すると共に、「大学学則」及び「大学院規則」を公開し、その根拠を明示している。

入学式や学位授与式において、学長は式辞の中で建学の精神、本学の教育理念、使命・目的等に触れ、周知を図っている。学生には、「学生便覧」の冒頭に建学の精神、教育の理念を掲載し、オリエンテーションで本学及び大学院の目的を周知しているほか、必修科目「本学の教育」を通じて建学の精神を学ぶ機会を設けている。

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

平成28(2016)年度から平成32(2020)年度までの5年間の中期計画(経営改善計画)では、建学の精神に基づいた本学の教育の理念、使命・目的を踏まえ、「地域に根差した大学」として発展することを標榜している。

また、学部・学科・専攻ごとに、使命・目的を踏まえ、卒業認定・学位授与の方針(「ディプロマ・ポリシー」と記す)、教育課程編成・実施の方針(「カリキュラム・ポリシー」と記す)、入学者受入れの方針(「アドミッション・ポリシー」と記す)の3つの方針(「3つの方針」とまとめて呼ぶ)を精査し、学生募集要項や学生便覧、本学ホームページなどで公表している。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

平成15(2003)年に福祉学部福祉心理学科を設置後も、時代の要請を受け、大学院の設置や学科の増設を行い、現在、大学院は1研究科2専攻体制となり、大学は1学部2学科となっている。

大学は、収容定員数及び授与する学位の種類、取得できる資格に応じ、必要な専任教員数を配置している。加えて、教員の活動を補助する職員も適宜配置している。大学院は、大学院設置基準に基づき、必要な専任教員数を配置している。

大学運営にあたっては、「学則」第9条で教職員の組織、「教授会」等の会議について規定しているほか、「各種委員会規程」に基づき、適切な運営ができる体制を整備している。

教育研究組織は、使命・教育目的及び教育目標と整合するよう構成し、運営している。

(3) 1-3の改善・向上方策(将来計画)

既に述べてきたように、本学は地域社会に積極的かつ実践的に貢献する人材の育成を主眼とし、「地域に根差した大学」を目指している。常に時代と地域社会のニーズに耳を傾け、今後も柔軟に対応していく。国家資格化と社会的ニーズに併せ、現在、心理学系学科にお

ける公認心理師養成に対応した教育課程や、同資格の大学院における教育の対応を目指し、教育課程改編の検討を始めている。

▶エビデンス

- 【資料 1-3-1】 初年度顔合わせ会資料
- 【資料 1-3-2】 教職員説明会資料
- 【資料 1-3-3】 福島学院大学大学報
- 【資料 1-3-4】 福島学院大学学則（第9条）
- 【資料 1-3-5】 家族会報 177号
- 【資料 1-3-6】 福島学院大学ホームページ
<http://www.fukushima-college.ac.jp>
- 【資料 1-3-7】 学生便覧 Campus Life
- 【資料 1-3-8】 「本学の教育」授業計画
- 【資料 1-3-9】 各種委員会等設置規程
- 【資料 1-3-10】 同窓会報
- 【資料 1-3-11】 学校法人福島学院中期計画（経営改善計画）

【基準1の自己評価】

本学は、教育基本法及び学校教育法を遵守し、建学の精神である「真心こそすべてのすべて」に則った使命・目的及び教育目的を「大学学則」及び「大学院規則」などに定め、わかりやすい表現で各種印刷物、本学ホームページに明示している。

開学以来、一貫して地域社会に貢献する人材の育成を掲げ、社会の変化に柔軟に対応し、教育研究組織を構成してきた。平成28（2016）年度に策定した中期計画に掲げた「地域に根差した大学」として具体的方策に取り組むため、「教授会」や「理事会」などの審議を通して教育研究組織を整備している。

以上のことから、本学はその使命・目的及び教育目的に則って運営しており、基準を満たしていると判断する。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

1) 入学者受入れ方針の明確化

本学は入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を福祉学部は学科、大学院は専攻ごとに定めている。アドミッション・ポリシーは以下の通りである。

福祉学部のアドミッション・ポリシー

【福祉心理学科】

広く社会の福祉に貢献したいと希望する人、中でも心理的対人援助活動に関心を持つ人を求めている。福祉心理学科では社会福祉と精神保健福祉、臨床心理を学ぶための科目群を用意して、これらを積極的に学ぶ学生を求めている。

【こども学科】

教育・福祉両面にわたる発達支援、子育て支援などを担う専門職の育成をめざし、乳児期を中心とした保育及び幼児期の教育・研究を行い、将来的に保育教諭、幼稚園教諭ならびに保育士として指導的役割を担おうとする意欲ある学生を求めている。

(学生便覧より原文のまま)

大学院心理学研究科のアドミッション・ポリシー

【臨床心理学専攻】

心理的援助の専門家として病院・学校・企業・施設などの現場において、心のケアのできる高度な人材として積極的に活躍したい方や臨床心理学について深く学びたい方等、修学意欲の高い人を求めている。

【こども心理専攻】

乳幼児期及び児童時期における、こどもの保育・教育上の今日的課題及び個別的課題を研究し、こども及び保護者、家族への心理相談や心のケアを通じて、保育教育の現場に役立つ人材の育成を目指しており、これらの知識、技能を活かして現場教育の向上に尽力したい人を求めている。

(本学ホームページより原文のまま)

2) 入学者受入れの方針の周知

入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、本学公式ホームページに掲載すると共に、「入学案内」「学生募集要項」で公表し、入学希望者に配布のうえ説明している。このほか、次のような周知方法を通して説明に努めている。

福祉学部

- ①本学が企画主催する「高校教諭対象進学説明会」は、福島市の宮代キャンパスをはじめ、郡山市、白河市、会津若松市、南相馬市、仙台市、米沢市の7会場で毎年開催し、高校の進路指導担当の教諭約40名が参加している。説明会の中で、大学の概要説明の時にアドミッション・ポリシーを説明している。
- ②オープンキャンパスは、6月、7月、8月の年3回開催しており、学科別に行う学科紹介時に、アドミッション・ポリシーを丁寧に説明している。
- ③平成23(2011)年度からは交通アクセスの利便性に優れた福島駅前キャンパスを利用して「ナイト相談会(16時から18時30分)」を開催し、放課後の高校生や仕事帰りの社会人のための進学相談会を実施している。この際にも希望する学科ごとにアドミッション・ポリシーを説明している。
- ④進学情報提供業者が主催する「地方会場進学説明会」(東北6県のほか、栃木県、東京都等で開催)に学生募集担当教職員が年間87回参加している。また、同じく業者が主催する「高校内進学ガイダンス」にも年間93回参加している。その際にも、本学への入学希望者に、入学案内を配布し、アドミッション・ポリシーを説明している。

大学院心理学研究科

入学希望者には、福島駅前キャンパスで8月と11月の年2回、「大学院入学希望者説明会」(内部進学者も参加可)を開催している。この際、学生募集要項を配布しアドミッション・ポリシーを説明している。

このほか、本学の福祉心理学科からの内部進学希望者については、福祉心理学科のクラスセミナーの中で、大学院の説明及びアドミッション・ポリシーを説明している。さらに、平成27(2015)年度からは、在学生の大学院への内部進学を勧めるため、本学発行の「家族会報」に、アドミッション・ポリシーを掲載して保護者宛に送付している。卒業生についても学び直しの機会を提供するため、年1回発行の「同窓会会報」に、大学院の入学案内とアドミッション・ポリシーを掲載している。

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

本学は入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を獲得するため、入学選考を福祉学部 4 選考（一般選考、学校推薦選考、指定校推薦選考、AO 選考）、大学院 4 選考（一般選考、社会人選考、社会人推薦選考、内部進学者選考）を実施している。これは大学で学ぶに相応しい一定の学力を備えているかを学力試験で判定し、また、すべての入学選考において面接を行い、アドミッション・ポリシーに沿った学生かどうかを総合的に評価している。

本大学院は社会に出た後に仕事をしながら学ぶことができるように、開講時間や修業年数などに便宜を図り、現職者にも開かれた大学院であるよう工夫している。本学の入学選考方法は次の通りである。

1) 福祉学部の入学選考方法

本学部では、一般選考、推薦選考において学力試験と面接を行い、AO 選考においては、2 回の面談と課題レポートを課している。いずれもアドミッション・ポリシーに沿って、本学で学ぶために必要な学力と当該学科のアドミッション・ポリシーに適う人物であるかを丁寧に確認している。

福祉心理学科

本学科で実施する入学選考では、4 選考すべてにおいて、志願者調査カードや調査書の審査と面接を行い、多面的な視点で公正かつ妥当な方法で実施している。

- ①一般選考は A・B 日程の 2 回実施している。選考科目は、A 日程では「国語」「英語」「面接」、B 日程では「小論文」「英語」「面接」を実施している。「国語」と「英語」については大学で学ぶに必要な一定の学力を測り、「面接」では入学者受け入れの方針に沿って、広く社会の福祉や心理的対人援助活動について関心を持っている人物かを口頭試問を行い評価している。また、「小論文」については福祉と心理についての考え方を記述する設問を出題し、アドミッション・ポリシーに対応した選考科目としている。
- ②学校推薦選考と指定校推薦選考は「国語基礎問題」「小論文」「面接」を実施している。「国語基礎問題」は一定の学力を測り、「小論文」はアドミッション・ポリシーに沿ったテーマで設問を作成し工夫している。
- ③AO 選考は 2 回の事前相談（面接）を行う。1 回目の結果が良好であれば次回までに課題としてレポート作成を課し、その後 2 回目でそのレポートに関する口頭試問を実施し、アドミッション・ポリシーに合った人物かを判定する。その際、作成するレポートのテーマはアドミッション・ポリシーに沿ったテーマで出題される。

こども学科

本学科についても上記の福祉心理学科同様に、4 選考を実施している。また「小論文」においては、アドミッション・ポリシーに沿った内容、テーマ（幼児期を中心とした保育及び幼児期の教育関連）を設問している。「面接」については、入学の意思や学業への意欲、

学科への適正等を確認し、人物を評価している。

2) 大学院の入学選考方法

学生募集要項に記載された提出書類をもとに、研究科内に設ける「研究科委員会」で申請書類を審査し、4 選考（一般選考、社会人選考、社会人推薦選考、内部進学者選考）を実施している。

臨床心理学専攻

- ①一般選考の選考科目は「臨床心理学及びその周辺近接領域」「英語」である。「臨床心理学及びその周辺近接領域」は臨床心理学を中心に関連する心理学や医学に関して出題する。「英語」は大学院で学ぶために必要な語学力を持っているかを判定する。
- ②社会人選考は、入学時に大学卒業後 3 年以上の就業経験がある者及び短期大学卒業者は、4 年以上の就業経験のある者が対象である。選考科目は「臨床心理学及びその周辺近接領域」「英語（または小論文）」から出題する。「臨床心理学及びその周辺近接領域」は前述の①同様であるが、現職教員及び保育士等については「臨床心理学」の試験を教育業績に代替することもできるよう、工夫している。
- ③社会人推薦選考は、企業や団体から推薦を受けた者について、事前相談（面接）で研究内容を確認し、課題レポートと研究計画を作成提出し、それをもとに入学を判定する。
- ④内部進学者については、本学が定めた内部進学申し込み資格である成績評定平均点（GPA）が 85 点以上で本学大学院専願の者について、「研究科委員会」にて審査し入学を判定する。

こども心理専攻

- ①一般選考の選考科目は、「幼児の発達心理」「英語」「面接」である。「幼児の発達心理」は、最近社会で子どもについて問題になったこと等をテーマとして出題する。「英語」は幼児教育の文献の翻訳（50 点）、英語文献を読み日本語解答（50 点）で判定する。また、「面接」では、入学後の研究目標を中心に口頭試問を実施する。
- ②社会人選考は入学時に大学卒業後 3 年以上の就業経験のある者及び短期大学卒業者は 4 年以上の就業経験のある者が対象である。選考科目は「幼児の発達心理」「英語（または小論文）」から出題する。「幼児の発達心理」は前述の①同様である。「英語（または小論文）」は、英文の幼児教育文献の翻訳（50 点）と英語文献を読んで日本語解答（50 点）で判定する。また、「面接」では、入学後の研究目標を中心に口頭試問を実施する。
- ③社会人推薦選考は、企業や団体から推薦を受けた者について、面接で研究内容を確認し、その後、課題レポート提出して 2 回目の面接で口頭試問を実施し判定する。

- ④内部進学者については、福祉学部在学中で保育教育現場への就業希望の者が対象で、成績評定平均点（GPA）が 80 点以上、幼稚園教諭二種免許状または保育士資格を取得見込みの者で、本学大学院専願の者を「研究科委員会」で審査し、入学を判定する。

3) 入学者選考の適切な体制

本学は「福島学院大学入学者選考規程」「福島学院大学大学院規則」に沿って、入学者選考の適切な体制で次の通り運用している。

- ①入学者の受入れ体制については、「学募推進委員会」で実施体制を協議し、役割分担などを決め教職協働で対応している。事前に担当者には実施要項・役割分担表を配布し、入学選考日には学長を総括責任者として、学科単位で事務局の協力のもと適正な運営をしている。
- ②試験問題は、学長が本学専任教員の中から委嘱して、本学で作成している。
- ③合否の判定は、福祉学部では「教授会」の意見を聴取した上で、また、大学院では「研究科委員会」の議を経て「教授会」へ報告し、学長が決定する。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学は、東京電力福島第一原子力発電所爆発事故の実害及びその風評被害により、6年目を迎えた今も学生数は回復していない。未だに県外への避難による人口流出及び他県からの受験生の減少が続いており、教育を行う環境、施設設備には余裕はあるが、残念ながら定員充足には至っていない。そのため、本学では次のような取り組みを行い、学生の受入れ数の維持に努めている。

- ①適切な学生数の確保を目指して、平成 26（2014）年度には「入試広報戦略検討委員会」を設け、本学の強みや弱みを分析し、ブランディング戦略を練り、定員充足に向けた体制強化に取り組んでいる。

また、平成 27（2015）年度に学生募集と広報活動を立体的に強化するため、これまでの入学課を「入試広報課」に組織変更し、一体化かつ連携を図りながら進める体制を整えて、学生の受入れ数の回復に努めている。

そのほか、被災地復興特別補助の採択を受けて、平成 26（2014）年 5 月からメディア戦略による広報活動を練り、福島県、宮城県、山形県の 3 県において、テレビ 11 局、ラジオ 6 局で、コマーシャルを放送すると共に、新聞や受験雑誌にも PR 広告を掲載し、原発事故の風評被害の払拭に努力を重ねている。

- ②平成 28 年には受験生が自分の将来のキャリアデザインがしやすいように、「お仕事 INDEX」を本学が企画・創刊した。本学卒業生が職場で生き生きと活躍する姿を紹介する冊子で、オープンキャンパスや高校訪問、進学説明会などで受験生に配布し、適正な

学生数の確保に向けて継続的に取り組んでいる。

また、本学在学生在自分の母校の後輩に大学の授業やキャンパスライフなどの近況を紹介する「キャンパスニュースレター（紙媒体 A4 版）」と、そのニュースレターを映像化した「ビデオレター（DVD 版）」を制作した。出身校一校ごとに制作し、学生募集担当者が高校を訪問する際に持参して校内掲示や視聴してもらうなど、本学の PR に活用している。

なお、学科の収容定員、入学定員及び学生数の現状については、エビデンス集（データ編）の【表 F-4】、【表 F-5】に示す通りである。

2-1 の改善・向上方策（将来計画）

①文部科学省の新しい入試制度改革への対応

文部科学省が示している新入試制度改革の方針に沿って、学力の三要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」）を踏まえ、能力や志望学科への適性を多面的・総合的に把握するため、本学では「AO 選考（総合型選抜）」に学力試験を取り入れる方向で検討中である。（既に、本学は推薦選考では学力試験を導入済みである。）

②本学公式ホームページの全面リニューアル

本学公式ホームページをこれまでよりもさらに見やすく、検索しやすい画面構成とするため、平成 29（2017）年 7 月から全面リニューアルする。今回導入する CMS（Contents Management System、コンテンツ管理システム）は、画面変更が簡単に行える「word press」アプリを使用することで、視覚的に優れ、変更も自由度が高く、スピーディーに編集が行え、かつ低コストというメリットがある。このシステムを導入することで、掲載内容の変更が随時更新できるようになり、入学希望者に対して、より最新の学内情報を提供することができる。

▶エビデンス

- 【資料 2-1-1】 入学案内
- 【資料 2-1-2】 福祉学部学生募集要項
- 【資料 2-1-3】 福島学院大学ホームページ
<http://www.fukushima-college.ac.jp>
- 【資料 2-1-4】 高校教諭対象説明会統計
- 【資料 2-1-5】 オープンキャンパスリーフレット
- 【資料 2-1-6】 オープンキャンパス入場者統計
- 【資料 2-1-7】 地方会場進学説明会一覧
- 【資料 2-1-8】 高校内進学ガイダンス一覧
- 【資料 2-1-9】 家族会報 176 号

- 【資料 2-1-10】 福島学院大学入学者選考規程 (第 4 条)
- 【資料 2-1-11】 各種委員会等設置規程
- 【資料 2-1-12】 お仕事 INDEX
- 【資料 2-1-13】 キャンパスニュースレター

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

1) 教育課程編成方針の明確化

(ア) 教育課程編成方針明確化の根拠規程

本学の教育課程編成の方針は、大学においては「学則」第 24 条「教育課程の編成方針」第 1 項及び第 2 項に、また大学院においては「大学院規則」第 7 条第 2 項及び第 3 項に定めている。これらは、「入学案内」「学生便覧」(「履修規程」を含む)等において明示し、学科、研究科専攻別に「教育課程の編成方針」(カリキュラム・ポリシー)として公表している。

(イ) 福祉学部の教育課程編成と学科のカリキュラム・ポリシー

福祉学部の教育課程は、教養教育科目において建学の精神を学ぶ「本学の教育」、さらに「国語表現」「生活教養」「国際理解論」等の科目を必修科目として配置し、専門教育科目では、2 つの学科それぞれの資格・免許の取得に沿い、必要とされる指定科目を配置し、学年進行に合わせ段階的に学習できるよう科目を各年次配当している。体系的な教育課程の編成は、カリキュラムツリーで示しており、入学案内パンフレット、学生便覧、授業計画、本学ホームページ等に明示し公表している。

福祉学部のカリキュラム・ポリシー

【福祉心理学科】

教育課程の編成にあたっては、学部及び学科にかかる専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するように配慮します。

福祉心理学科の教育課程は、教養教育課程と専門教育課程からなり、さらに各授業科

目を必修科目、選択科目に分け、これを各年次に配当して編成しています。

1. 学生・社会人としての基礎教育を重視した教養教育科目と、目標とする専門性に特化した専門教育科目で編成します。
2. 教育課程の編成は、福祉心理という今日の社会福祉領域で、他者の心の痛みに共感でき、心の痛みを抱える人々に積極的な援助活動を行うことができる人材を育成するため、「専門基礎科目」「心理関連科目」「社会福祉関連科目」の科目群で構成しています。

「福祉」と「心理」の分野から所定の単位を修得することを卒業要件とし、心のケアができる人材を育てる教育課程を編成しています。

【こども学科】

本学の教育課程は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成しています。また、教養教育科目と専門教育科目を通じて専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう科目を設定しています。

さらに、こども学科については、幼稚園教諭一種免許状を取得しようとする者のために教育職員免許法および同法施行規則に規定する科目を置き、保育士の資格を取得しようとする者のために、児童福祉法および同法施行規則に規定する科目を置き、幼稚園教諭養成課程と保育士養成課程を設置しています。

(学生便覧より原文のまま)

詳細な単位数等は「福祉心理学科の専門教育科目」「こども学科の専門教育科目」に記載している。

(ウ) 大学院心理学研究科の教育課程編成

大学院心理学研究科は、心理学領域の理論及び応用を教授研究し、高度で専門的な実践能力と研究能力を養い、心の問題の今日的な課題に対応できる心理的支援に習熟した人材を育成することを目的に、臨床心理専攻においては公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会による臨床心理士の受験資格取得を踏まえた教育課程を編成している。

また、こども心理専攻においては、保育士・幼稚園教諭等現職者の自主的、自立的研究能力の獲得を目指した教育課程を編成している。教育課程の編成は、両専攻ともカリキュラムツリーで示しており、入学案内パンフレット、学生便覧、授業計画、本学ホームページ等に明示し公表している。

(エ) 専攻別のカリキュラム・ポリシー

大学院心理学研究科臨床心理学専攻では臨床心理学に関連する基礎的・専門的知識を修得し、多角的・実証的・総合的な視点から、問題の発見および解決の具体的方針を提案、臨床実践に貢献する力を養うことを目指している。

また、こども心理専攻では、現職者を対象に現場における経験、体験に応じて自主的、自立的能力をさらに涵養することを目的とし、乳児期から児童期における、こどもの保育・

教育上の今日的課題および個別的課題に対応できる心理的援助支援の学修を目指している。

大学院心理学研究科のカリキュラム・ポリシー

【臨床心理学専攻】

1. 様々な現場において、心理相談、心のケアのできる高度な人材を育成するため、必修科目および選択科目（5群）を開設します。
2. 研究的視点を持ち心理臨床を実践し、実践による知見を研究成果としてまとめられるよう、学位論文の作成等に対する指導計画を策定します。

【こども心理専攻】

乳児期から児童期における、こどもの保育・教育上の今日的課題および個別的課題に対応できる心理的援助支援の内容を学修します。現職者として現場における経験、体験に応じて自主的、自立的能力を涵養することを目的として、討論形式もしくはケーススタディ、PBLを導入した授業などで進める中で修士論文にまとめる指導をします。専攻分野の研究能力を育てるため、現代こども事情関連、こども発達障害関連、こども心理学関連の3科目分野で教育課程を編成しています。

(学生便覧より原文のまま)

2) 教育課程の編成及び実施に関する方針と卒業認定の一貫性

(ア) 福祉心理学科の教養教育

福祉学部の2学科はそれぞれ学修するキャンパス(福祉心理学科は福島駅前キャンパス・こども学科は宮代キャンパス)の違いから、建学の精神を学ぶ「本学の教育」「生活教養」など共通する科目もあるが、学科毎の教育目的に沿って教養教育科目を展開している。

福祉心理学科では教養教育科目においては、上記科目の他「地域ボランティア活動」「地域貢献活動」の科目を選択必修科目として配置している。また「英会話Ⅰ、Ⅱ」の2科目と「中国語Ⅰ、Ⅱ」の2科目、合わせて計4科目から2科目を選択必修としている。外国語教育にはネイティブスピーカーの教員による授業も取り入れている。さらに体育分野は、「体育実技Ⅰ」を必修とし、健康・体力の維持向上を図りながら、継続して運動やスポーツに親しむ習慣や態度を身につけることをねらいとし、23回の授業で4種目を体験している。

情報処理に関する科目は、入学時に能力検定を行い、個人のスキルレベルに合わせたクラス編成をしている。初級レベルである「情報機器操作Ⅰ」の履修を指定された学生は、単位取得後、「情報機器操作Ⅱ」の履修も指定され、情報機器操作能力のレベル向上を図っている。

これらの科目を1・2年次に配当し卒業認定に必要な教養教育科目を28単位と定めている。

なお、履修登録単位の上限については、後述する専門科目を含め、「学則」第34条第1項に「学生が1年間に、履修科目として登録することができる単位数については、概ね50単位とする」と定めている。

(イ) 福祉心理学科の専門教育科目

福祉心理学科の専門教育科目は、実社会において即戦力となる知識や能力が身につくよう教育課程を編成し教育が円滑に進められるよう配慮している。

専門教育科目 96 単位以上を修得する上で、心理系科目 (P 系と言う) 8 単位と福祉系科目 (W 系と言う) 10 単位を必修とし、選択科目 78 単位以上のうち P 系科目 22 単位以上、W 系科目 20 単位以上を含むことを指定し、「心理」と「福祉」両面からの専門教育が成り立つようにしている。

さらに、社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験資格や認定心理士資格を取得しようとする場合に受講しなければならない科目について「福祉心理学科履修細則」で定め、卒業認定に至る一貫性が担保できている。

【表 2-2-1】福祉心理学科卒業必須単位数

教養教育 科目	28 単位 以上	必修	15 単位		合計 124 単 位以上
		選択必修	7 単位 (情報機器操作 I 履修者は 9 単位)		
		選択	6 単位以上 (情報機器操作 I 履修者は 4 単位)		
専門教育 科目	96 単位 以上	必修	心理系 (P 系)	8 単位	
			福祉系 (W 系)	10 単位	
		選択	78 単位以上 (P 系科目 22 単位以上、 W 系科目 20 単位以上を含む)		

(ウ) こども学科の教養教育科目

こども学科においては、福祉心理学科と同様、建学の精神を学ぶ「本学の教育」「生活教養」など共通した科目の他に、「日本国憲法」を資格必修科目として配置している。また「英会話 I (ベーシックレベル)」「英会話 II (アドバンスレベル)」及び「英書リーディング」から 2 科目 4 単位を必修とし、福祉心理学科同様外国語教育にはネイティブスピーカーの教員による授業も取り入れている。また体育分野は「体育実技 I」を必修としているが種目選択制を採用している。これは専門科目にも身体表現や幼児体育分野など体育関連の科目もあることから、汎用的な運動習慣の涵養より是一種目に絞り運動技術の向上を目指す狙いがある。

情報処理に関する科目は、入学時に能力検定を行い、個人のスキルレベルに合わせたクラス編成をしている。初級レベルである「情報機器操作 I」の履修を指定された学生は、単位取得後、「情報機器操作 II」の履修も指定され、情報機器操作能力のレベル向上を図っている。

これらの科目を 1・2 年次に配当し卒業認定に必要な教養教育科目を 28 単位と定めてい

る。

なお、履修登録単位の上限については、後述する専門科目を含め、「学則」第34条第1項「学生が1年間に、履修科目として登録することができる単位数については、概ね50単位とする」と定めている。

(エ) こども学科の専門育科目

こども学科の専門教育科目では人間の成長・発達についての広い興味関心と深い理解、乳児並びに幼児・児童に対する教育的愛情を基礎とした幼児教育・保育者の専門性の獲得を目標としている。

専門性の獲得として、幼稚園教諭一種免許状と保育士資格を取得することを目的に履修することを前提とし、卒業必要単位124単位のうち専門教育科目96単位の修得、幼稚園教諭一種免許状取得には専門教育科目96単位の内、必修55単位、選択41単位、保育士資格には、専門教育科目96単位の内、必修75単位、選択21単位と定めている。

幼稚園教諭免許状と保育士資格に共通する基礎科目と保育士資格のための必修科目を、原則として1・2年次に配置し、さらに幼稚園教諭免許状のみに関連する科目を、原則として3・4年次に配置している。発達という観点から考えると、乳児期の保育を学んだ上で、その基礎を持って幼児期の教育を学修することは、人の発達に沿った自然な流れで子どもを理解できる。学生が保育と教育を学ぶに当たって、子どもの育ちの全体像をつかまえることと、それぞれの領域に焦点を絞った発達支援の2焦点で、4年間の履修を構成するのがよいと考えている。これらにより卒業認定に至る一貫性が担保できている。

【表 2-2-2】 こども学科卒業必須単位数

	卒業		幼稚園教諭一種		保育士	
	必修	選択	必修	選択	必修	選択
教養教育 科目	21 単位	7 単位以上	21 単位	7 単位以上	21 単位	7 単位以上
	28 単位以上		28 単位以上		28 単位以上	
専門教育 科目	49 単位	47 単位以上	55 単位	41 単位以上	75 単位	21 単位以上
	96 単位以上		96 単位以上		96 単位以上	
総合計	124 単位以上					

(オ) 大学院心理学研究科

大学院心理学研究科における修了に必要な単位数は、臨床心理学専攻は必修科目24単位以上、選択科目10単位以上の計34単位以上、こども心理専攻は必修科目10単位、選択必修科目4単位以上、選択科目16単位以上の30単位以上である。修了にはこれに加え、修士論文の審査と試験に合格しなければならない。

この内、臨床心理学専攻は、「病院・学校・企業・施設などの現場において、心理相談、心のケアのできる高度な人材の育成を目指すことを目的」とし、大学院教育の体系的構造を認識しながら学修を進めていくことができるようにカリキュラムツリーに示している。

また臨床心理学専攻は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会から臨床心理士養成にかかる第1種指定校の認定を受けている。臨床心理士養成のため、上記協会が定める基準に則して教育課程を設定している。

こども心理専攻は、「乳幼児期及び児童期におけるこどもの個別的課題や保育・教育上の今日的課題を研究し、こどもの発達支援だけではなく、保護者、家族への心理相談や心のケアもできる保育・教育現場におけるスペシャリストの育成を目的」として授業を展開している。この目的を実現させるために、「現代こども事情関連」、「こども発達障害関連」、「こども心理学関連」の3分野による教育課程を編成し、専攻分野の研究能力を育てることができるようになっている。なお、両専攻共に大学院設置基準第14条に基づく、「夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う」特例を採用し、平日夕方17:50から21:00までの授業時間、及び土曜日を使った授業を実施している。「大学院計画履修細則」には、2年の標準年限を超えて4年以内で計画的に教育課程を履修する計画履修制度を定めている。

これにより、両専攻の目的とカリキュラム・ポリシーに添い修了認定に至る一貫性が担保できている。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

1) 授業実施の工夫

平成15(2003)年の福祉学部福祉心理学科開設時に、「教員授業実施規程」を施行した。「学則」第2条に掲げる教育の理念としての「感銘と感動を与え、知的好奇心を喚起する授業」の実施を目指そうとする試みである。本規程では、アクティブ・ラーニングの工夫を喚起し、一方的な講義や学生の反応に無頓着な授業を禁止することや、映像資料を利用して授業を行うことなどを推進している。

この映像資料利用を踏まえ、本学の各教室には液晶プロジェクター、スクリーン（液晶モニターを含む）、DVD等各種メディアに対応した機器を完備している。これらの機器備品により教材用に作成された映像資料の他、パワーポイント等プレゼンテーションソフトを活用した授業展開にも配慮している。

また「教員授業実施規程」においては、学生間のディスカッションやディベート、グループワークを奨励し、板書（チョーク）と講義（トーク）と言った一方的授業展開の排除に努めている。さらに、具体的な事例を学ぶ機会としゲスト・スピーカーを招聘し理解が進むことができるよう配慮している。

なお、市販された視聴覚教材は図書館情報センターに保管し、授業に活用できるよう準備している。

2) 授業内容、授業展開の工夫

平成29(2017)年度からの授業計画では、授業の概要との対応項目の事項を【表2-2-3】A～Lまでの12項目定め、授業の概要に対して各科目を受講することによりどのような知識や理解に結び付くのかを明示している。

授業の概要との対応項目の事項それぞれにより、専門的知識や汎用的技能、論理的思考

力並びに文章表現力、態度・志向性、課題対処能力、多様性の理解力や対人関係構築力など評価することになる。もちろん、一つの教科において全てが評価される訳ではなく、各学科において履修すべき全ての科目の総合的な学修経験を通して学修したと認められることが重要である。

【表 2-2-3】授業の概要との対応項目

A	知識	内容について知ること、理解すること
B	技術・技能	物事を巧みに（能率的に）行うわざ、それを巧みに（見事に）してのけることができる
C	論理的思考力	理路整然とした論理構成で話すこと、書くことができる力
D	文章表現力	まとまった考え・感情を洗練された文章や言葉選びで豊かに表現することができる力
E	表情及び身体表現力	自分の内面から出る豊かな表情と動作で表すことができる力
F	感性及び感動表現力	与えられた情報を様々な角度から捉え、自分の心で深く考え、心で感じて表すことができる力
G	協働能力	主体性を持って多様な人々と関わり、協働することができる力
H	まごころ、思いやりの発現力と夢や希望の発信力	真実、誠意ある心、純粹に親切な心から現し出すことができる力、夢の実現に向かって努力することができる力
I	積極的発言力及びプレゼンテーション力	進んで発言し、発言によって誰かに何かを伝え、納得させる力
J	多様性への理解力、応用力	色々なことを考えながら、知識を生かし、実際的な事柄にあてはめて利用することができる力
K	課題対処力	与えられる主題や解決しなければならない問題に対し、適切な対応・処置をとることができる力
L	人間関係、対人関係構築力及び対話力	人間関係を円滑にし、構築できる力、人との対話ができる力

3) 授業内容、評価の工夫

本学では、学生の教育研究の質的向上を図るため、本学独自の成績評定平均点（GPA：Grade Point Average）制度を設けている。GPAは他大学同様、成績評価指標として活用されるが、成績の数値化を導入する時点で、卒業認定や進級制限など付随する規則との関連性から、学生自身と保護者にとって分かりやすい点を考慮し、独自の算出方法を採用したものである。

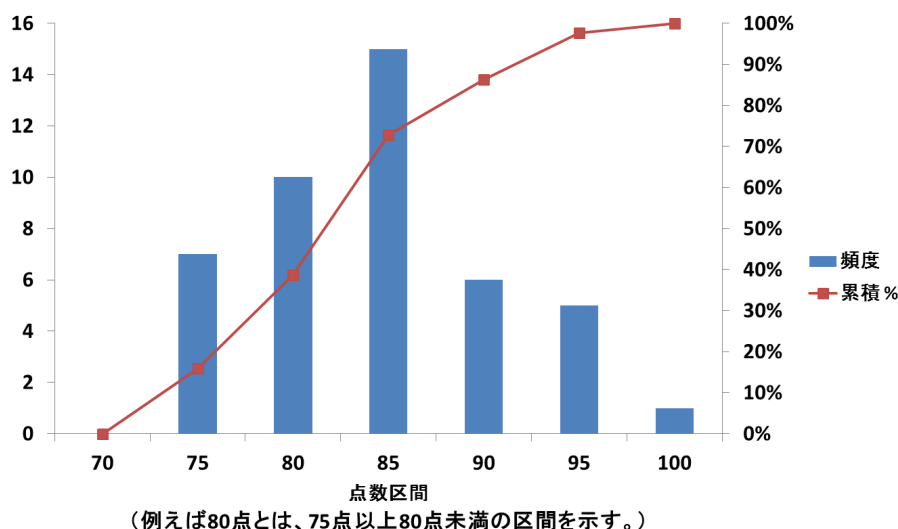
この本学独自の GPA は、100 点満点で表され、算出方法は以下の計算式による。

$$\text{GPA} = \frac{(\text{合格科目の点数} \times \text{単位数}) \text{の合計}}{\text{修得単位数の合計}}$$

GPAによる成績評価方法は、各授業科目を100点満点で成績評定し、単位取得科目(60点以上)の評価点(素点)に単位数を乗じた点数を累計し、累計した総単位数の1単位あたりの平均点を出したものである。GPA評価は、その70点以上を卒業条件としている。またGPA評価の利用としては、上記卒業判定の他に、進級、実習科目の履修制限等に活用することを「学則」に定めている。

平成28(2016)年度に福祉心理学科を卒業した学生44名の本学独自のGPA得点の分布は次の通りである(【図2-2-1】参照)。

平均81.9点、最大値95.1点、最小値70.7点、中央値82.1点で、個々の努力のもと学修成果があったことが示されている。



【図2-2-1】平成28年度福祉心理学科卒業生GPA分布

学生は、GPAを上げるために、C評定(60点~69点)以下の評価を受けた科目に関して再履修が認められ、学修意欲の活性化を促している。「学則」第39条の2第3項)

教授方法の工夫や開発を促す機会として、学年末には、「学生による授業評価アンケート」を実施している。アンケート調査結果は、各教員にフィードバックし、次年度における授業計画や教授方法の改善に使われている。アンケート結果と担当教員の改善策は、「自己点検評価報告書」として作成している。

なお、本学独自のGPAの活用に関しては「基準項目2-4-①」において単位の認定等に関わる事項にも記載している。

4) 授業方法の改善を進めるための組織の整備

授業方法の改善を進めるための組織も学科単位で行っている。既に述べたように福祉学

部の 2 学科はそれぞれ学修するキャンパスの違いから、「授業改善委員会」の学生の意見も授業参観結果も学科単位で集約し対応する事が合理的であると判断している。上述の成績評価に伴う学生指導も学科における共通理解のもとに行われている。

授業方法の改善として行われる FD 研修もそれぞれ学科毎に実施している。これは取得できる資格免許による授業形態や内容の相違と学生自身の興味関心の違いもあり、専任教員対象の研修会ばかりでなく、非常勤教員の FD 研修会も学科単位に実施している。

5) 学生の意見収集、授業評価アンケートの実施

「教員授業実施規程」の施行と同時に、平成 15 (2003) 年に各授業の受講において学生が留意すべき事項を定めた「学生受講規程」が制定されている。この規程は受講時の諸注意の他、授業改善に関わる意見提出などの権利を定めたものである。同規程では「学科授業改善委員会」(第 9 条)、「全学授業改善委員会」(第 10 条)が定められ、授業や授業環境・設備に関する改善意見を受け付け、学生と教員が共同して対応を検討することとしている。

また「授業改善意見箱」を設け、受講している学生の授業改善を求める生の声をくみ上げることができるようになっている。「授業改善意見箱」は、宮代キャンパス本館 3 階掲示板前、福島駅前キャンパス 5 階事務室掲示板前に設置し、投書の自由が保障されている。このことは、「学生受講規程」第 4 条、及び 5 条に明記し、「学生便覧」を通して周知している。

本学学部開設以来、「学生による授業評価アンケート」を全学的に年 1 回実施している。教員には、自由意見を含め学生による授業評価結果をフィードバックし、教員は、「所見と改善方策」を次年度の授業方法改善に反映させ活用している。これらは、毎年度の自己点検・評価報告書に記載している。

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

教育目的に沿った取り組みが確実に行われ、効果を挙げているのかを検証するとともに、変化しつづける社会環境を見据え、人材養成の目的、教育研究上の目的に十分に即しているか、不断の点検・改善を継続的に行っていく。

福祉心理学科においては、大学院心理学研究科との関連を踏まえ「公認心理師」教育課程への対応を進めていく。

こども学科においては、完成年度を見据え、設置計画に伴う履行状況を全うするよう継続的 point 検に取り組んでいく。

▶エビデンス

- 【資料 2-2-1】 福島学院大学学則
- 【資料 2-2-2】 学生便覧 Campus Life
- 【資料 2-2-3】 授業計画
福祉心理学科
こども学科

大学院心理学研究科臨床心理学専攻
大学院心理学研究科こども心理専攻

- 【資料 2-2-4】 入学案内
- 【資料 2-2-5】 福島学院大学ホームページ
<http://www.fukushima-college.ac.jp>
- 【資料 2-2-6】 福島学院大学大学院規則（第 11 条、第 37 条）
- 【資料 2-2-7】 大学院心理学研究科臨床心理学専攻学生便覧
大学院心理学研究科こども心理専攻学生便覧
- 【資料 2-2-8】 学生受講規程（第 4 条、第 5 条、第 9 条、第 10 条）
- 【資料 2-2-9】 教員授業実施規程
- 【資料 2-2-10】 福祉学部履修規程
福祉心理学科履修細則
- 【資料 2-2-11】 学科 FD 研修会資料
福祉心理学科
こども学科
非常勤教員 FD 研修会資料
福祉心理学科
こども学科
- 【資料 2-2-12】 こども学科履修細則
こども学科保育士資格取得にかかる履修細則
- 【資料 2-2-13】 院生懇話会規程
- 【資料 2-2-14】 大学院計画履修細則
- 【資料 2-2-15】 ファカルティ・ディベロップメントに関する規程

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

1) 学生への学修及び授業支援に関する体制の整備と運営

(ア) 学修支援及び授業支援の体制

学生への学修支援及び授業支援は、両学科において学科長・学科主任（福祉心理学科）・教務主任（こども学科）・学生主任を中心に、「学科職制会議」「学科科内会議」「教員養成カリキュラム及び教職指導委員会」等で学修及び授業支援に関する方針・計画等を策定し、実施する体制をとっている。各会議、委員会は構成員に事務職員を含めており、教員と事務職員が協働して支援にあたっている。

また両学科に渡る授業支援等に関しては事務局の教務課がその業務の中心となっており、福島駅前キャンパスにおいては、駅前事務室が宮代キャンパスにおける教務課の機能を担い、教員と職員共に学修支援に当たっている。

なお、本学は1学部2学科の小規模大学であり、各授業も少人数の構成の実施である。大学院生を活用した授業支援（TA）を特段要しない教育環境である。

但し、個人差の出やすい「情報機器操作Ⅰ」では非常勤実技指導員を採用し、個別の学修状況にさまざまな配慮している。

(イ) オフィスアワーの設定とクラスアドバイザー制度

オフィスアワーについては、「学生便覧」、学科掲示板、更には教員の研究室のドアに実施時間帯を掲示し、学生に広く周知し、学生の様々な疑問や相談に応えられるようにしている。

また本学では、専任教員の中からクラスアドバイザーを委嘱し各学科各学年に配置している。クラスアドバイザーは日常的な学生への助言や相談の他、前期（5月～6月）1回、後期（10月中旬～11月）1回の年2回個別面談を実施し、学修の方向性の確認や学生の大学生活における問題を早期発見できるよう配慮している。特に配慮が必要な学生の情報は、クラスアドバイザーから「学科会議」を通じて、学科教員全員が共有できる仕組みになっている。

両学科ともに、通年30回の「クラスセミナー」を開催している。これはクラスアドバイザーが運営する時間枠で、ホームルーム的な機能を持つものであり、大学からの連絡、キャリア教育、学修意欲の向上に役立つ情報の提供などを行っている。

この他、各学科長は、授業担当者に3回以上の連続欠席者の情報提供を依頼し、連続欠席の連絡があった場合には、クラスアドバイザーが面談を実施して長期欠席による学習継続の困難さを早期に解消するよう努めている。

なお、退学や休学などの問題を抱えている学生には、その内容に応じて、学科長あるいは学科教員1、2名で面談に当たり、状況に応じて「心理臨床相談センター」の利用も勧める。

(ウ) 実習科目に関する学修支援

福祉心理学科においてもこども学科においても資格免許取得に関わる実習科目は教育課程上重要な科目であり、学生にとって

最も支援を必要とする科目と言える。

福祉心理学科は駅前キャンパスに実習指導室を設け、「相談援助実習」「精神保健福祉援助実習」の実習先との調整、並びに国家試験受験対策講座の開講に関する学修支援について

て、担当職員がその職務を担っている。

こども学科は宮代キャンパスの実習指導室において、「認定こども園基本実習」「保育実習Ⅰ」「保育実習Ⅱ」「保育実習Ⅲ」「幼稚園教育実習」に関わる実習先との調整、並びに実習指導に関する学修支援について担当職員がその職務を担っている。

(エ) 中途退学者、停学者及び留年者への対応

両学科とも、休学や留年につながりやすい長期欠席者、更に退学に関しての最初の窓口はクラスアドバイザーが担っている。休学中の学生への定期的連絡も休学時点のクラスアドバイザーが担当し、「学科会議」で情報を共有している。また学年をまたぐ留年・休学生への必要に応じた個別面談はクラスアドバイザーの他学科学生主任を交え実施している。

休学・退学を希望する場合にはその事由や指導相談記録を「学科会議」で精査し、異動はやむを得ないと判断した際は、その都度、「教授会」において報告を行っている。

ここ最近（平成 26（2014）年から平成 28（2016）年）の退学者の主な理由としては、就職に伴う進路変更や経済的困窮、転学（専門学校等）による進路変更があげられる。年度毎に多少の相違があるものの、経済的問題が絡む事由は上位となっている。学生支援機構等の公的奨学金案内は勿論のこと、卒業年次に在籍し、経済的な理由から修学困難となった学生に対しては、在学中の学費を貸与する貸与奨学金制度を設け、利用を勧めている。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

個々の学生の実情に応じた支援を継続していくため、今後も情報の収集と共有を押し進める。

また個々の授業支援につながるよう、「教員授業実施規程」をもとに新任教員への授業参観を含めた研修システムを構築する。

こども学科は「ゼミナール（卒業必修）」を開設している。本来は学生の専門性の獲得を目的としたものであるが、少人数教育・師弟同行の空間を活かした授業展開は他授業の躰きにも気がつきやすく、また学生生活全般に関するセーフティ・ネットの役割も担えるものとする。福祉心理学科には国家試験対策等を踏まえ、専門性の獲得を目的に少人数で実施している「特別研究Ⅰ・Ⅱ（選択）」があるが、こども学科におけるゼミナールの有効性の検証を踏まえ、福祉心理学科においても学生の専門性の獲得と共に学修、学生生活支援の貢献を含みゼミナールを教育課程に取り入れていく。

▶エビデンス

- 【資料 2-3-1】 業務組織規程
- 【資料 2-3-2】 学生便覧 Campus Life
- 【資料 2-3-3】 教員管理職制及び教育運営職制規程
- 【資料 2-3-4】 3 回以上欠席者報告の依頼
- 【資料 2-3-5】 クラスセミナー年間計画

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

1) 福祉学部

(ア) 単位の認定

「学則」第 30 条の 2 により、学習の成果にかかる評価及び卒業の認定基準について授業計画に記載して明示し、その認定については明示した基準に従い適切に行うこととしている。

成績審査の方法は、中間試験、期末試験、レポート、作品、実技等教員の定めるところによって行うことを「履修規程」第 6 条に規定しているほか、「教員授業実施規程」第 18 条で、期末試験のみで成績評価してはならないことを規定している。

また、厳格な成績評価を行ったことにより、卒業できずに留年した場合でも、留年後 1 年間は、一定の条件内であれば授業料及び教育充実費を免除することを「学則」に定めている。留年 2 年目については、単位数に応じて設定している科目履修生の学費を適用することとしている。

入学前に他大学等で修得した単位や大学以外の教育施設等における学修については、「学則」第 38 条により 60 単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなして単位を与えることができることとしている。

(イ) 成績評定平均点 (GPA)

成績評定平均点(本学独自の GPA) を定め、進級制限、卒業判定基準のほか、実習科目の履修条件や学生の表彰・顕賞の基準にも活用している。

(ウ) 進級制限

「学則」第 40 条の 2 の定めにより、2 年次末までの取得単位 60 単位未満の者、GPA が 65 点未満の者のいずれかに該当する場合は、「教授会」の意見を聴き、3 年次への進級を認めないことがある。

(エ) 卒業認定及び学位授与の要件 (ディプロマ・ポリシー)

「学則」第 49 条に卒業要件として以下の 5 項目を定め、さらに「学則」第 50 条に、卒業の認定を受けた者に学士の学位を授与することを定めている。

「学科会議」においてすべての要件を満たしていることを判定した者について、「教授会」の意見を聴いて学長が卒業を認定している。

福祉学部のディプロマ・ポリシー

【福祉心理学科】

次の要件を全て満たす福祉心理学科の学生について、学長は教授会の議を経て卒業を認定し、「学士（福祉心理学）」の学位を授与します。

- ① 本学に4年以上在学した者
- ② 所定の授業科目について、教養教育科目28単位以上、専門教育科目96単位以上、合計124単位以上を修得した者
- ③ 成績評定平均点（GPA）70点以上を取得した者
- ④ 福祉心理学科の教育目的と人材育成の目的に適い、かつ学士の学位を授与するにふさわしい人格識見と健全な精神を有していると福祉心理学科会議で判定された者
- ⑤ 所定の学費を納入した者

【こども学科】

学長は、次の要件の全てを満たす学生について、教授会の議を経て卒業を認定する。

1. 本学に4年以上在学した者。ただし、第23条第1項および第23条の2の規定により編入学・転入学・再入学を許可された者については第23条第2項により定められた年数以上在学した者とする。
2. 所定の授業科目について必修単位を含め、次の単位修得した者。なお、この単位には第36条から第38条の規定に基づく履修による修得単位を含むことができるものとする。ただし、第24条第3項から第6項に定める免許・資格を取得する場合は、第41条により定める履修規程、および履修細則に規定する単位を修得しなければならない。
3. 第39条の2第2項に定める成績認定平均点70点以上を取得した者
4. 第6条の3に定める教育目的と人材育成の目的に適い、かつ学士の学位を授与するにふさわしい人格識見と健全な精神を有していると学科会議で判定された者
5. 所定の学費を納入した者（福島学院大学学則第49条）

（学生便覧より原文のまま）

（オ）卒業認定に関する方針の公表

「学則」第49条に定める卒業認定要件、及び「学則」50条第1項の学位授与の要件を本学の卒業認定に関する方針とすることを「学則」第50条第2項に定め、入学案内、学生便覧（いずれも本学公式ホームページに掲載）等で公表している。

2) 大学院心理学研究科

（ア）単位の認定

「大学院規則」第 24 条第 2 項に基づき、単位の認定にあたっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対して評価基準をあらかじめ明示し、その基準に従って適切に行うこととしている。

入学前の修得単位については、「大学院規則」第 22 条により、学長が教育上有益と認められた場合は 10 単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなして単位を与えることができるものとしている。

(イ) 修了認定及び学位授与の要件 (ディプロマ・ポリシー)

「大学院規則」第 37 条に定める修了に必要な単位を修得し、必要な研究指導を受けて修士論文の審査及び試験に合格した者について、「研究科委員会」の意見を聴き、修了を認定している。修士論文の審査は、3 名の審査委員(主査 1 名、副査 2 名)によって構成する「審査会」で行うこととしている。さらに修了の認定を受けた者で、教育研究及び人材育成の目的に適うと「研究科委員会」において認められた者に、修士の学位を授与することを「大学院規則」第 38 条に定めている。

大学院心理学研究科のディプロマ・ポリシー

【臨床心理学専攻】

1. 大学院心理学研究科臨床心理学専攻では、次の要件の全てを満たす学生について、修了を認定します。
 - a. 必修科目 24 単位、選択科目 10 単位以上計 34 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査および試験に合格していること。ただし、心理系学部・学科を卒業していない者は、定められた単位の他に「臨床心理基礎演習」(2 単位)を必修に加えて、計 36 単位以上を修得していること。
2. 修了を認定した者に下記の学位を授与します。

学位名 修士 (臨床心理学)

【こども心理専攻】

必修科目 10 単位、選択必修科目 4 単位、選択科目 16 単位以上、計 30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査および試験に合格した方に修士 (こども心理)の学位を授与します。

(学生便覧より原文のまま)

(3) 2-4 の改善・向上方策 (将来計画)

学部、大学院ともに、更なる学習成果の向上に向けて「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」の改善を検討し、平成 30 (2018) 年度改正を目途としたい。

▶エビデンス

- 【資料 2-4-1】 福島学院大学学則 (第 30 条の 2、第 38 条、第 40 条、第 49 条、第 50 条)
- 【資料 2-4-2】 教員授業実施規程 (第 18 条)
- 【資料 2-4-3】 福祉学部履修規程 (第 6 条)
- 【資料 2-4-4】 学長賞授与規程
学長特別奨学金授与規程
学部長賞授与規程
学科長顕彰規程
- 【資料 2-4-5】 福島学院大学大学院規則 (22 条、24 条の 2、37 条、38 条)

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

学生が卒業後、自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図ることができる能力を培うことができるよう、学部教育におけるキャリア教育のための支援体制、就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、次の通り実施している。

1) 学部教育におけるキャリア教育のための支援体制

【福祉心理学科】

(ア) 社会福祉士や精神保健福祉士、(臨床) 心理士の理解と知識の蓄積

福祉心理学科が目指す福祉の専門家を養成するために、専門教育科目で 2 年次必修科目として配置する「福祉キャリア研究」では、社会福祉士や精神保健福祉士、(臨床) 心理士の職業及び資格とその取得方法、互いの専門性について理解を深める他、3・4 年次選択科目として配置する「特別研究 I、II」では、現代社会における様々な福祉・心理課題についてグループ単位でレポート作成、成果発表を行い、対人援助職の業務の中で必要とされる基礎的知識の蓄積と定着を図っている。

(イ) 現代社会で最も必要とされるコミュニケーション力を養う

教養教育科目で 1~4 年次選択必修科目として配置する「地域ボランティア活動」、「地域振興活動」では、活動の中での人間関係の錬磨を通して、現代社会で最も求

められる基本的能力であるコミュニケーション力や的確な判断力、問題解決に向かう態度を養っている。

【こども学科】

(ア) 保育士資格、幼稚園教諭一種免許状取得に向けた実習

こども学科は、将来的に保育士、幼稚園教諭、さらには保育教諭として活躍することを目指す学科であり、当該専門職への就職に向けては卒業時に保育士資格と幼稚園教諭一種免許状を取得することが必要条件となっている。その資格・免許取得に向けて1年次、児童福祉施設及び保育所の見学実習（1日）、2年次、「認定こども園基本実習」で本学の認定こども園（幼保連携型）において1週間、3年次、「保育実習Ⅰ」で保育所と児童福祉施設（保育所を除く）において概ね10日間ずつ実習を行う。さらに、4年次、「幼稚園教育実習」で幼稚園において4週間、「保育実習Ⅱ」で保育所において概ね10日間、もしくは「保育実習Ⅲ」で児童福祉施設などにおいて概ね10日間の実習を行う予定である。

(イ) 学童クラブでの活躍も想定

共働きや核家族の増加により、小学校入学後も学童クラブを利用する家庭は、本学周辺地域でも年々増加していることから、学童保育を行う学童クラブも卒業後の活躍の場として想定している。そのため、上記（ア）の実習以外にも「学童保育実習」を開設し、4年次に合計80時間の実習を行う予定である。

【大学院心理学研究科】

(ア) 臨床心理学の今日的課題への対応力を身につける

臨床心理専攻は臨床心理士を目指し、より高度な専門知識の学修により基本的心理療法の力だけでなく、臨床心理学の今日的課題への支援方法についても学び、実践力を高めている。

2) 就職・進学に対する相談・助言体制

(ア) 「就職対策委員会」の設置

学生の就職支援を行うため、宮代、福島駅前の両キャンパスに「就職対策委員会」を設置している。委員会は、年間のキャリア支援計画の策定及び実施を行っており、キャンパス毎に年間4回開催している。

(イ) オフィスアワーを利用した就職・進学相談

学生からの就職・進学に対する相談については、オフィスアワーを利用してクラスアドバイザーの教員や「就職対策委員会」委員の教員が個別に対応している。

(ウ) キャリア支援室による就職・進学相談

事務局にキャリア支援室を設置、宮代、福島駅前の両キャンパスにおいてそれぞれで日常的な学生の就職・進学についての相談・助言を担当するとともに、「就職対

策委員会」にて策定した年間の指導計画の実施業務を行っている。

(エ) クラスセミナーの時間を利用したキャリア支援

各学科において毎週 1 コマ実施するクラスセミナーの時間を利用して、「就職対策委員会」にて策定した年間の指導計画に基づき、キャリア支援室職員による就職活動に向けた指導・説明等を行っている。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

福祉学部福祉心理学科は、平成 26（2014）年度以降、毎年度就職率 100%を達成している。この状況を今後も継続できるよう、専門職としての就職先だけでなく地元企業とも連携し、学内における企業説明会や企業見学会などの機会を増やし、学生の就職意識のさらなる高揚を図っていく。

▶エビデンス

- 【資料 2-5-1】 キャリア支援室スケジュール
- 【資料 2-5-2】 就職率推移
- 【資料 2-5-3】 学生便覧 Campus Life
- 【資料 2-5-4】 授業計画
- 【資料 2-5-5】 卒業生・就職先アンケート 2016
- 【資料 2-5-6】 平成 28 年度キャリア支援室運営計画
- 【資料 2-5-7】 クラスセミナー年間計画
- 【資料 2-5-8】 学内企業説明会開催資料
- 【資料 2-5-9】 就職対策委員会規程
- 【資料 2-5-10】 ご家族就職説明会

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

個々の授業目標の達成状況は「基準項目 2-2」で述べた本学独自の成績評定平均点 (GPA)

で把握している。新たな評価方法の工夫として、平成 29 (2017) 年度からは、授業の概要との対応項目を設定する方式を加えた。これにより、専門的知識や汎用的技能、論理的思考力、並びに文章表現力、態度・志向性、課題対処能力、多様性の理解力や対人関係構築力などを評価することとなる。もちろん、一つの教科において全てが評価される訳ではなく、各学科において履修すべき全ての科目の総合的な学修経験を通して学修したと認められることにより、学科教育目的の達成状況を学科と学生一人一人が把握することが可能となる。

これに加え、学科全体の教育目標の達成状況の点検は、「資格取得の状況」「卒業後の状況調査」「学科評議員会」等においても把握できるよう工夫している。

以下、こども学科は平成 27 (2015) 年に設置認可を受け、平成 28 (2016) 年度現在 2 学年までの学科であることから、本項では福祉心理学科の状況を記載する。

1) 資格取得状況による評価方法

社会福祉士、精神保健福祉士等の受験資格取得、認定心理士の資格は卒業必修ではないが、教育目標、教育課程編成方針等に沿い、資格取得の傾向（平成 28 (2016) 年度卒業生の国家試験受験資格は、社会福祉士 40.9%、精神保健福祉士 22.7%、認定心理士資格は 27.3%）は、教育目的の達成状況の指針と理解できる。

【表 2-6-1】 国家試験受験資格取得者数、及び資格取得者数の推移

学科	資格の名称	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
福祉心理 学科	社会福祉士受験資格	20	19	24	13	18
	精神保健福祉士受験資格	17	10	18	9	10
	保育士	19	17	17	6	10
	認定心理士	17	15	4	1	12

2) 卒業後の状況調査による評価方法

教育目的の達成状況の点検、教育内容・方法及び学修指導、キャリア支援体制の改善に資する目的から、卒業生（卒業後 1 年から 3 年目）及び卒業生の就職先からの評価をそれぞれアンケート調査により行っている。アンケート調査は平成 18 (2006) 年度から始めたが、設問項目の工夫を重ねながら現状の調査紙は平成 26 (2014) 年より使用し、5 年を目安に項目の見直しを行う予定である。

なお調査項目は「大学全体としての充実度」「専門科目・教養教育科目・学外実習・資格取得の役立ち度」「身についた能力」「教育や学生支援に対する要望」等である。

3) 「学科評議員会」など学外者からの評価方法

学科の教育運営の改善に生かすために学外関係者の意見を聴取する「学科評議員会」を設置している。達成状況に関する質的理解となるが、卒業生や就職先施設・企業の代表者

から構成する「学科評議員会」の意見も重要な項目と理解できる。「学科評議員会」は福祉心理学科の完成年度以降の平成 19（2007）年より、継続的に開催している。評議員の任期は 3 年とし、評価や意見の硬直を避けるよう工夫している。

4) 大学院心理学研究科における評価方法

大学院心理学研究科では、両専攻において「修士論文研究計画発表会」や「修士論文中間発表会」などを設けている。これら研究計画や中間発表は、その過程から学習成果把握の重要なプロセスとなり得ると理解している。その他、資格取得状況、就職内定状況、「院生懇話会規程」で定められる「院生懇話会」での院生からの意見、「研究科評議員会」における評議員からの意見によって把握している。

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

1) 個別評価結果のフィードバック

成績評定平均点（GPA）を活用した達成状況の確認は学生を対象とするが、各教員の学修指導方法の改善に向けた評価は「学生による授業評価アンケート」により示される。個別の授業に関する詳細な評価結果は、当該年度末に担当教員にフィードバックされ、次年度の授業改善に資することとしている。

なお、各教員は評価結果への所見と改善方策を提出する。それらを年度ごとの「自己点検・評価報告書」の中に取りまとめている。

2) 資格取得状況、卒業後の状況調査、学外者からの評価結果のフィードバック

既に記載したように、社会福祉士、精神保健福祉士等の受験資格取得は卒業必修ではないが、専門領域や周辺領域で活躍する卒業生が多く、卒業生及び就職先からアンケート調査でも資格の有用性は高く評価されている。しかし同様に資格取得者の増員（国家試験合格率の向上）や専門性の獲得に関する要望・指摘も多い。同様の観点は学科評議員会からも挙げられてきた。これらを受け、学科の教育課程あるいは教育方法等の改善に取り組んでいる。具体的には上記資格取得の重要性を踏まえ、専門教育科目「特別研究（ソーシャルワーク研究）」を、平成 29（2017）年度から「特別研究Ⅰ」「特別研究Ⅱ」（共に複数開講科目）として開設し、社会福祉士、精神保健福祉士の国家試験共通指定科目の修得に特化した授業も展開できるよう変更してきた。また、3・4年次を対象に、

- ・社会福祉士、精神保健福祉士の国家試験対策セミナーの開催（全 28 回）
- ・精神保健福祉士 専門 5 科目国試対策セミナーの開催（全 19 回）
- ・受験対策 Web 講座（全 25 科目）

などを学修指導改善の補完的講座として開催している。

また福島県社会福祉士・精神保健福祉士養成校連絡会と連携し、福祉現場で活躍中の現場の社会福祉士・精神保健福祉士による受験ポイント講座の開催など、多様な展開を行っている。

3) 大学院心理学研究科におけるフィードバック

大学院では両専攻とも、「院生懇話会」での院生からの意見、「研究科評議員会」における評議員からの意見を踏まえ、従来、履修指導に活用するツールとして履修モデルを示していた方法を改め、教育目的を達成するプロセスを明示するため、平成 28 (2016) 年度よりカリキュラムツリーを作成し、「学生便覧」及び「授業計画」に掲載している。

(3) 2-6 の改善・向上方策 (将来計画)

継続的な方策として、教育内容や方法の改善については、直近の授業評価アンケートの結果を過年度の結果を比較し、点検・評価に生かしていく。

学科教育目的の客観的評価として卒業後の状況調査を継続していくが、現状の調査項目は平成 26 (2014) 年より使用し、平成 29 (2017) 年度に 4 年目となる。同一項目による評価の推移の重要性は残しつつ、社会的な情勢を踏まえ 5 年を目安に項目の見直しを行う。

さらに心理職者養成に関わる社会的な要請を踏まえ、公認心理師に対応する教育課程の編成を大学院心理学研究科と併せて行う計画であるが、学部在学学生へも公認心理師対応科目に読替可能な科目の精査を行い、教育内容・方法及び学修指導等の改善へつなげていく。

▶エビデンス

- 【資料 2-6-1】 卒業生・就職先アンケート 2016
- 【資料 2-6-2】 学科評議員会設置及び委員委嘱に関する規程
- 【資料 2-6-3】 院生懇話会規程
- 【資料 2-6-4】 授業計画
- 【資料 2-6-5】 各種委員会等設置規程
- 【資料 2-6-6】 臨床心理ワークショップ案内

2-7 学生サービス

《2-7 の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7 の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-7-① 学生生活の安定のための支援

1) 学生サービス、厚生補導のための組織

学生サービス、厚生補導のための組織を以下の通り設置し、適切に機能させている。

- (ア) 学生サービス・厚生補導を担当する事務局組織として学生課を設置し、学生の生活指導、課外活動、賞罰、奨学金、学生支援セミナー、保健衛生、健康診断、健康相談、アルバイト、アパート情報などを担当している。福島駅前キャンパスでは、駅前事務室に学生課担当者を配置し、学生課と連携を取りながら第一次窓口として、学生サービスを提供している。
- (イ) 「学生指導委員会」は、「学則」第 11 条に基づき、学生生活や学友会活動・クラブ活動などを支援する全学的な組織として設置し、学生部長が委員長を務め、学長、各学科学生主任、学生課長で構成している。必要に応じて委員会を開催し、学友会やクラブ活動、学生生活などについて協議している。
- (ウ) 各学科には学生主任を置き、学生課や「学生指導委員会」と連携して学生支援に当たっている。学生主任の下では、クラスアドバイザーをはじめとした学科の教員も支援に当たっている。
- (エ) 「学生健康相談委員会」は、宮代キャンパス及び福島駅前キャンパスの健康相談担当教職員、看護師資格のある医務室担当職員を構成員として設置している。同委員会では、学生の健康に関する支援について話し合うほか、熱中症や感染症（性感染症を含む）などの健康問題を「医務室ニュース」の発行を通して啓発するなど、学生の健康維持に努めている。

2) 学生に対する経済的な支援

本学での外部奨学金は日本学生支援機構奨学金を主として、福島県奨学資金、各地方公共団体奨学資金、民間団体奨学資金の制度を学生に周知、手続き指導をし、希望学生の経済的支援をしている。

また、本学独自の経済的な支援としては以下のものがある。

- (ア) 平成 29 (2017) 年度より「入学金減免規程」を定め、本学に合格し、入学の意志が強く、修学意欲はあるものの経済的に困難と認められる者に対して入学金を減免する支援を開始した。
- (イ) 福祉学部の学生のうち、学業成績優秀な者に対して「学長特別奨学金」(学費のうち教育充実費相当額) を授与している。授与対象者は 2 年次末までの GPA が上位 2 位までの者に 2 年間、3 年次末までの GPA が同年次生全員の中で第 2 位以内にランクアップした者に 1 年間授与する。
- (ウ) 学費納入が納付期限までに困難と認められる正当な理由がある場合、「学費徴収猶予規程」に基づき、定められた申請の手続きを経て一定期間学費納入を猶予している。
- (エ) 平成 24 (2012) 年度に、本学に進学を希望する者であって、東日本大震災により被災し、経済的に修学困難となった入学生に対して、学費などを減免し、修学の機会を確保することを目的とし「東日本大震災被災にかかる授業料減免規程」を制定し支援している。
- (オ) 平成 26 (2014) 年度に、卒業年度後期の段階で経済的な理由により退学を余儀なくされる学生を救済する目的で、学内有志教授の寄附金を原資とした奨学金「貸与奨学金規程」を設け、支援している。

3) 学生の課外活動への支援

学生の自治活動組織として「学友会」があり、通称「全学学友会」と呼ぶ。さらに学友会組織の中には各学科の「学科学友会」、及び文化系、体育系の「クラブ」が設置されており、以下の通り支援している。

- (ア) 「学友会」は「挨拶運動」「美化活動（キャンパス近隣ゴミ拾い活動）」など自主的活動を数多く展開し、「全学学友会」は全学レベルの活動方針を策定し実行し、「学科学友会」は学科独自の考えや意見をもとに活動している。活動に必要な指導や助言は、学生部長、各学科学生主任、学生課員が教職一体となって行う体制をとっている。
- (イ) 学科の枠を越えて同じ趣味や同好の仲間と共に活動できるクラブは、自主性と社会性を養うことを目的にしており、大学と短期大学部が共同で活動している。平成 29（2017）年度は、文化系・体育系合わせて 19 のクラブがあり、クラブ顧問は学長から委嘱された教職員が担い、学生の指導や遠征の引率などを行っている。クラブの練習やミーティング等の活動施設については、クラブ毎に曜日や時間で体育館や教室、オープンスペース等を割当て提供する支援を行っている。
- (ウ) 大学祭「のぎく祭」は、「のぎく祭実行委員会」を中心に役割を分担し、「学友会」と各クラブ、教職員も含めて全学が一丸となり、毎年宮代キャンパスで盛大に開催している。
- (エ) 学友会活動やクラブ活動への経済的な支援は、大学祭等の企画行事にかかる経費を補助する「学友会活動補助」、学外での発表会や遠征などの経費を補助する「学生活動補助」、及び創立者である「菅野八千代先生記念教育充実資金」による補助として支援している。

4) 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談など

学生に対する健康相談、心的支援、生活相談などについては、学生課、福島駅前事務室、医務室、心理臨床相談センター、各学科のクラスアドバイザーを中心とした教員が連携し、以下の通り支援している。

- (ア) 学生の健康相談については、宮代キャンパス学生課内と福島駅前キャンパス 4 階に医務室を設置し、看護師資格を持つ健康相談担当職員が学生のケガや急病に対応している。医務室は学生課と協力し、年度当初に全学生を対象とした健康調査を行い、学生の心身の状況を把握し、必要に応じて個別に対応している。
年間 5 回程度、「医務室ニュース」を発行し、健康管理や時節に応じた病気やケガの予防啓発に努めている。インフルエンザなどの感染症流行の際には、感染報告があった学生の情報を記録し、学長に報告するとともに、学内掲示やメールなどを用いて学生に注意喚起をしている。
- (イ) 心的支援を必要とする学生は、宮代キャンパスにおいては、学生課があるハウズグリンドルワルトに、福島駅前キャンパスでは、本学大学院の附属施設である心理臨

床相談センター内に学生相談室が設置されている。心理臨床相談センターでは本学専任教員の精神科医や臨床心理士などの専門スタッフが相談を担当している。

- (ウ) 生活相談については、常に学生からの相談に応じられるよう全教員がオフィスアワーを設けて対応をしている。さらに、クラスアドバイザーによる個別面談を年2回以上実施し、生活相談や学修支援をしている。

研究科でも、指導教員、授業担当教員を中心として、学生の心身の健康状態把握に努め、学生生活を支援している。

- (エ) 一人暮らしの生活相談については、本学が借り上げ運営するアパート「メゾンFC」の入居生のリーダーを集めた「リーダー懇談会」を設け、学生部長及び学生課員が相談に乗り、助言している。一般アパート入居生に対しては意見交換の場として、「アパート生懇談会」を開催し、同様に相談に乗り、助言している。さらに、バーベキューコーナーを利用した懇親会を開催し、交流の場を設け支援をしている。
- (オ) 学生の健康や生活上のトラブルへの予防として、各種講座を開催し、支援している。地元警察の協力による「防犯講習会」、保健福祉事務所の協力による避妊や性感染症予防のための「性と生を考える講座」「薬物乱用防止教室」、金融広報委員会の協力による「消費者教育出前講座」、東北福島年金事務所の協力による「年金セミナー」を毎年開催している。

5) 社会人、編入学生への支援

本学では主に社会人学生は大学院進学者、編入学生は福祉学部進学者であり、履修が円滑に進むよう、以下のような支援を行っている。

- (ア) 大学院心理学研究科では、「大学院規則」第11条の規定するところにより修業年限の標準2年を超えて4年以内で計画的に履修できる「計画履修」を認め、在職のまま修学をする社会人学生に手厚く対応している。
- (イ) 福祉学部編入希望の短期大学部生には、「学内選考規程」にGPA基準を設けることで、四年制大学編入後に学力不足とならないよう学力の担保をしている。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生サービスに対する学生の意見などをくみ上げるために、「学生生活満足度調査」や「授業改善意見箱」、「学友会連絡会」他各種委員会、大学院には専攻ごとの「院生懇話会」など多方面から意見を収集し、大学生生活全般の改善に生かしている。

- (ア) よりよい学生サービスを提供することを目的に、平成28(2016)年度に在学生全員を対象に「学生生活満足度調査」を実施した。この調査では、学生のQOLを高める大学生生活の要件や学生サービスの改善点を洗い出した。この調査結果を踏まえて、各学科、各部局が学生支援に関する改善プランを策定し実施できるよう、報告書をまとめた。
- (イ) 宮代キャンパスと福島駅前キャンパスに1箇所ずつ設置している「授業改善意見箱」

は、授業に関する大学への要望をくみ上げる窓口となっている。

- (ウ)「学友会連絡会」は学生部長が委員長を務め、学生課長及び学友会役員を構成員とし、双方向にコミュニケーションをとり、大学全体の学生の意見をくみ上げる体制をとっている。同様に福祉学部においても「福祉心理学科学友会連絡会」「こども学科学友会連絡会」を定期的に行き、それぞれの学科の学生主任及び学科学友会役員を構成員とし、学生の意見をくみ上げ、迅速で直接的な対応を可能としている。

また、「カーサフローラ・のぎく館運営委員会」は学生部長が委員長を務め、学生課長、総務課長、学生代表及び学生食堂を委託している店長が構成員となっており、学生食堂のメニュー及び価格、会食ホールでのイベントへの要望や活用について学生の声をくみ上げる仕組みとなっている。これまで学生の要望によりメニューの提案、改善をしたり、コーヒー専用販売機を設置した。さらに昼休みには、学生の喫食団欒スペースでもあるスペイン広場やのぎく館食堂ステージにおいて「昼ライブ」を毎月3~4回程度開催し、クラブによるミニコンサートや本学教授によるピアノ演奏が披露され、賑わいと活気を生み出している。

また、「教職員と学生間における差別とハラスメント防止委員会」「学生間における差別とハラスメント対策委員会」を設置し、教職員と学生間、及び学生同士の差別とハラスメントを防止する啓発活動をしている。両委員会には、学生の代表である学友会役員が加わっており、学生からの意見聴取の機能ももつ。万一、学生が差別やハラスメントにあった場合には、第一次窓口として教員や学生課が相談にあたり、内容によっては「差別とハラスメント対策委員会」で協議、調査の上、対策を講じる体制となっている。これまでの委員会において、特に事案の報告は上がっていない。

- (エ) 大学院の「院生懇話会」は、「院生懇話会規程」に基づき、院生代表である院生幹事と教員、職員で共に大学院の教育に関して協議し、改善していくことを目的に設置している。年に3回以上開催し、学生の意見をくみ上げている。例えば、こども心理専攻の院生懇話会において、福島駅前キャンパスにある院生控え室に高速レーザープリンターの設置の要望があり、対応した。

(3) 2-7の改善・向上方策（将来計画）

学生からの意見を的確にくみ上げるために、学生生活満足度調査や学生生活実態把握調査などを定期的に行き、学生の生の声に含まれる本学改善のポイントを収集するシステムを整えていく。

▶エビデンス

- 【資料 2-7-1】 学生便覧 Campus Life
- 【資料 2-7-2】 福島学院大学学則
- 【資料 2-7-3】 各種委員会等設置規程
- 【資料 2-7-4】 入学金減免規程

- 【資料 2-7-5】 医務室ニュース
- 【資料 2-7-6】 福島学院大学学長特別奨学金授与規程
- 【資料 2-7-7】 学費徴収猶予規程
- 【資料 2-7-8】 東日本大震災被災にかかる授業料減免規程
- 【資料 2-7-9】 貸与奨学金規程
- 【資料 2-7-10】 学友会会則
- 【資料 2-7-11】 クラブ一覧
- 【資料 2-7-12】 のぎく祭パンフレット
- 【資料 2-7-13】 学生生活ガイドブック
- 【資料 2-7-14】 福島学院大学大学院規則 (第 11 条)
- 【資料 2-7-15】 大学院計画履修細則
- 【資料 2-7-16】 学生課ニュース
- 【資料 2-7-17】 平成 28 年度「学生生活満足度調査」福祉心理学科用調査用紙
平成 28 年度「学生生活満足度調査」こども学科用調査用紙
- 【資料 2-7-18】 院生懇話会規程

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8 の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

本学福祉学部の教員数は【表 2-8-1】、大学院研究科の教員数は【表 2-8-2】の通りである。大学設置基準及び大学院設置基準に定める専任教員の定数を満たし、学部及び研究科の教育研究目的、内容に即した配置を行っている。

【表 2-8-1】学部学科ごとの教員配置数

(平成 29 (2017) 年 5 月 1 日現在)

福祉学部	専任教員数					設置基準で定める教員数 (内、教授数)		
	教授	准教授	講師	助教	計	①	②	計
福祉心理学科	11	2	1	1	15	10 (5)	8 (4)	26 (13)
こども学科	7	2	2	0	11	8 (4)		
計	18	4	3	1	26	18 (9)	8 (4)	

注① 上表の①は、大学設置基準第 13 条により、当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数

注② 上表の②は、大学設置基準第 13 条により、大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数

【表 2-8-2】研究科専攻ごとの教員配置数

(平成 29 (2017) 年 5 月 1 日現在)

大学院 心理学研究科	専任教員数(福祉学部教員と併任)					設置基準で定める教員数	
	教授	准教授	講師	助教	計	研究指導教員と研究指導補助教員数	(内)研究指導教員
臨床心理学専攻	4	2	0	1	7	5	2
こども心理専攻	5	0	0	0	5	5	2
計	9	2	0	1	12	10	4

注 上表は大学院設置基準第 9 条により、大学院に専攻ごとに置くものとする教員数

年齢別の教員構成は、エビデンス集データ編【表 2-15】のとおりである。61 歳以上の教員が大学全体の 46.2% (教授では 61.1%)、51 歳以上 60 歳以下 26.9% (教授では 27.8%)、41 歳以上 50 歳以下 19.2% (教授では 11.1%)、31 歳以下 7.7%となっている。

年齢構成については、大学院研究科の設置及び大学設置基準上の教授定数確保のため、十分な研究指導能力を有する教員の確保に努めてきたことから、高齢者の割合が高くなっている。このため、「定年規程」を遵守し定年後の再雇用を原則行わないこととして、定年退職者の後任として、中堅・若手教員の採用を進めてきた。しかし、東日本大震災、東京電力福島第一原発の事故以降、教員の応募者数が大幅に減少し、特に関東以西からの応募者は激減した。また、若手教員を採用しても転出する等、人事採用上は困難な時期が続いた。現在、震災後 6 年が経過し、応募者数も徐々に回復してきており、本学経営改善計画の人事政策により、今後も教育研究水準の維持を図りながら年齢のバランスに配慮して人事を進めていく。

なお、各学科の専任教員の男女比は【表 2-8-3】の通りである。平成 12 (2000) 年に国立大学協会の男女共同参画ワーキンググループが、平成 22 (2010) 年までの目標として、女性教員の割合を 20%に引き上げるポジティブアクションを示した。本学福祉学部における女性教員の割合は、平成 29 (2017) 年 5 月現在で全体の 26.9%と、上記の目標を達成

しており、男女比のバランスは適正である。

【表 2-8-3】専任教員の職位と男女別構成比

(平成 29 (2017) 年 5 月 1 日現在)

学科・専攻	教授		准教授		講師		助教		合計(人)		割合 (%)	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
福祉心理学科	7	4	1	1	0	1	1	0	9	6	60.0	40.0
こども学科	7	0	1	1	2	0	0	0	10	1	90.1	9.9
福祉学部 計	14	4	2	2	2	1	1	0	19	7	73.1	26.9
臨床心理学専攻	4	0	1	1	0	0	1	0	6	1	85.7	14.3
こども心理専攻	4	1	0	0	0	0	0	0	4	1	80.0	20.0
大学院研究科計	8	1	1	1	0	0	1	0	10	2	83.3	16.7

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

1) 教員の公募

本学における教員の採用は、教育課程及び専任教員の構成等を考慮し、原則として公募方式をとっている。そのほか、公募方式を補う方法として、学長や担当授業分野の教員等のネットワーク情報を活用して候補者を求めることもある。

2) 教員の採用・昇任

専任教員の採用にあたっては、人事担当者その他、所属予定学部の学部長をはじめ複数の教員で面接の上、理事長、学長による面接を行うことにより、研究意欲を持った本学の教育にふさわしい人材の確保に努めている。

教員の採用及び昇格候補者の選考は、学部では「教員任用規程」により「教員資格審査委員会」を設置し、教員資格審査を行う。「教員資格審査委員会」は、「福島学院大学教授会規程」第3条に定めている「正教授会」がこれにあたり、理事長、学長、副学長、人事担当理事、満3年以上本学教授として勤続の常勤教授、人事課長で構成している。

「教員資格審査委員会」では、「福島学院大学教員資格基準規程」「福島学院大学教員資格基準規程施行細則」に基づき審査を行う。採用候補者は、学位、教育実績、研究業績、その他の経歴等、昇格候補者は、教育・研究活動実績、本学組織への貢献及び社会的活動への参加等を総合的に評価して各職位に適正か判定している。その審査において適格と判定されたものについて、人事担当理事は「常任理事会」に提出し、その議を経て理事長が採用を決定する。

なお、大学院を併任する専任教員については、「福島学院大学大学院教員資格審査に関する規程」に基づき、「大学院教員資格審査委員会」を設置して審査し、適格と判定されたものについて学長が「常任理事会」に提出し、その議を経て理事長が採用を決定する。

3) 教員評価

学生による授業評価は、平成 15 (2003) 年開学と同時にアンケート調査により実施しており、アンケート項目は、学生自身が授業においてどのように努力して取り組んだかを問う部分と、対象授業及び教員に対して学生がどのように感じたかを問う部分から構成している。アンケート結果については、学生の自由意見に対する所見と反省、今後の改善点を明確にし、本学の自己点検・評価報告書に記載し、全教職員へ配付して結果を共有し、授業の改善につなげている。

なお、「表彰実施規程」に基づき、学生授業評価で最高の評価を得た者等に、4月1日に開催する「初顔合わせ会」において表彰し、教員研究教育費を増額する措置をとっており、教育研究への意欲を高める効果を上げている。

教員には「研究業績等の自己申告実施要項」により、研究業績等を自己申告させ、「研究業績審査委員会」でその業績を審査し、教員の業績について正確に把握するとともに、昇任、昇給、表彰、及び教員研究教育費増減の参考としている。

また、教員自身の業績評価として、毎年度末に研究業績一覧、学会及び社会における活動状況、教育方法の実践事例、本学運営上の実績等を自己点検し、「実績報告書」として学科長へ提出する。学科長は、「実績報告書」を「給与規程（教員）」第9条第5項における「勤務成績」評価の基本資料として活用し、管理運営上の貢献度、勤務状況等を総合的に勘案して評価を行っている。

4) 研修、FD（スタッフ・ディベロップメントを含む）

本学におけるFDは、「ファカルティ・ディベロップメントに関する規程」第2条に本学の教育理念・教育目的に基づき教育の内容及び方法の改善・向上を図ることを目的に実施する。FDは「FD・SD委員会」が、研修実施方針・実施項目の設定、実施計画の策定、実施後の分析、報告内容の全学的観点からの点検などを行うが、スタッフ・ディベロップメント（以下SDと記す）と合同で協議し、有機的な研修会を設定するようにしている。

FDは、全学で開催する「全体FD」と学科で開催する「学科FD」に分けられる。全体FDの実施計画は、学長が「FD・SD委員会」に提案し、意見を聞いて決定する。学科FDに関しては、学科長が「学科会議」で意見を聴き、学科長が決定する。

「全体FD」は、平成27(2015)年度より「全体FD」をSDと同時で行う「FD・SD研修会」として年3回開催している。平成28(2016)年度の開催状況は【表2-8-4】のとおりで、平成28(2016)年度の「FD・SD研修会」には、延べ227人の参加者があった。

【表 2-8-4】平成 28 (2016) 年度全体 FD・SD 研修会の実施状況とそのテーマ

回	日時	研修内容	出席者数
第 1 回	9 月 16 日 (金) 13 : 00 ~ 16 : 00	①休学・中途退学者の減少策を考える	70 名

		②地域連携の取り組み事例からアクティブ・ラーニングを考える	
第2回	9月21日(水) 13:00~16:00	①今年度運営計画における前期分の見直しと後期及び次年度運営に向けた改善 ②本学の教育改革推進状況	72名
第3回	1月6日(金) 12:45~15:50	①認証評価制度の評価を改善に活かす ②入学者増加に結び付くオープンキャンパスを考える	85名

各学科、大学院各専攻におけるFDは、以下のように行われた。

①福祉心理学科

福祉心理学科のFDは、常勤教員に対する年2回の研修会と非常勤教員に対する年2回の研修会の計4回開催している。平成28(2016)年度の常勤教員対象の「FD研修会」では、3つのポリシーと教育課程をつきあわせ、本学科の教育目的の確認と教育方法の向上を目指して研修した。非常勤対象の「FD研修会」は、非常勤講師と学科所属の常勤教員の意見交換を中心に、授業参観報告や「授業改善委員会」報告の共有、学生の学ぶ意欲を引き出す工夫やアクティブ・ラーニングの事例をもとに教育力の向上についてディスカッションした。

②こども学科

こども学科のFDは、年に2回の研修会を、資格免許取得を同じくする短期大学部保育学科と合同開催している。平成28(2016)年度は、専任教員対象の研修会を、第1回「平成27(2015)年度の保育学科の就職状況と平成28(2016)年度の傾向及び対策～各授業を通して専門職者としての意識をいかに高めるか～」、第2回「アクティブ・ラーニングの実践」の2回開催した。非常勤教員対象の「FD研修会」は、8月に開催した。8月には、授業参観報告のほか、アクティブ・ラーニングを取り入れた授業設計や授業における改善・工夫点の共有などを実施、3月は、新任非常勤講師やオムニバス形式など複数教員で授業を担当する教員を対象に個別に研修の機会を設けた。

③大学院心理学専攻臨床心理学専攻

平成28(2016)年度は、2回の「FD研修会」を実施した。第1回目は平成27(2015)年9月に公布された公認心理師法について情報共有を図った。第2回目は研究指導の在り方をテーマに各教員の事例を報告しあい、課題と対策について議論した。

④大学院心理学専攻こども心理専攻

こども心理専攻のFDは、「教授法改善研究会」という名称で年に2回開催している。毎年度テーマを定め、問題提起や実践報告をもとに、改善のための意見交換をしている。平成28(2016)年度は、「大学院教育におけるアクティブ・ラーニングの導入について」をテーマとし、大学院教育で活用するうえでの有効性や問題点を議論した。

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

1) 教養教育実施のための組織

福祉心理学科は駅前キャンパス、こども学科は宮代キャンパスと学修場所が分れているため、教養教育科目の実施は学科で所管している。

2) 教養教育運営上の責任体制

教養教育科目を含む学科教育課程全般について、当該学科長が責任を担っている。

(3) 2-8の改善・向上方策（将来計画）

本学では、大学設置基準及び大学院設置基準を満たし、各種免許・資格（社会福祉士、精神保健福祉士、幼稚園教諭、保育士）養成に必要な人材を確保している。

今後、定年退職者の時期を踏まえ、採用スケジュールを早め、教育研究水準の維持を図りながら、若手・中堅教員の育成や採用により年齢バランスを考慮して有能な人材確保を行っていく。

また、教育改革に必要となる教員の資質・能力の向上については、「FD委員会」を中心としてFD活動の充実を図る取り組みを継続する。

▶エビデンス

- 【資料 2-8-1】 教員任用規程
- 【資料 2-8-2】 福島学院大学教員資格基準規程
- 【資料 2-8-3】 福島学院大学教員資格基準施行細則
- 【資料 2-8-4】 福島学院大学大学院教員資格審査に関する規程
- 【資料 2-8-5】 福島学院大学教授会規程
- 【資料 2-8-6】 表彰実施規程
- 【資料 2-8-7】 授業評価による教員表彰に関する規程
- 【資料 2-8-8】 研究業績等の自己申告実施要項
- 【資料 2-8-9】 本学教員の論文業績に関する取り扱い規程
- 【資料 2-8-10】 給与規程（教員）（第9条第5項）
- 【資料 2-8-11】 教員定期昇給規程
- 【資料 2-8-12】 教員給与規程施行細則
- 【資料 2-8-13】 実績評価報告書フォーム
- 【資料 2-8-14】 ファカルティ・ディベロップメントに関する規程
- 【資料 2-8-15】 教員就業規則
- 【資料 2-8-16】 教員学外研修規程
- 【資料 2-8-17】 平成28年度全体FD・SD研修会開催案内

【資料 2-8-18】 学科 FD 開催案内
福祉心理学科
こども学科

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

1) 教育環境の整備

本学の宮代キャンパスは、福島市の中心から北東に 8km のところ、阿武隈急行線で福島駅から 2 駅の福島学院前駅すぐ目の前にある自然豊かなキャンパスで、一方福島駅前キャンパスは、JR 福島駅東口から徒歩 5 分のところ、国道 13 号線沿いに位置し、中心市街地の立地を生かした機能的なキャンパスである。

宮代キャンパスについては、手作り感のある独特な環境を有しており、平成 14 (2002) 年度の大学設置の際の現地視察、平成 18 (2006) 年度のアフターケア視察時に担当委員の方から、教育環境（各館施設設備を含む）について高い評価をいただいている。

福島駅前キャンパスは、市街地の活性化のために校舎内に食堂を設けず、地域との交流や地域活動に貢献できるように運営しており、わらじまつりや七夕祭り等の市街地で開催されるイベントに積極的に参加・協力している。

校地及び校舎は、両キャンパスとも短期大学部と共用で、校地面積合計 32,088 m²、校舎面積合計 21,710 m²は、ともに大学設置基準を充足している。

教室は、両キャンパス合わせて講義室 19 室、演習室 17 室、実習室 37 室で、グループワークやディスカッションができる教室、ピアノ個室など特色ある授業や、少人数教育に対応した教室を備え、また、学部教員全員に個室研究室を配当、各研究室にミーティングテーブルや応接セットを設置し、学生と気軽にコミュニケーションがとれるよう配慮している。そのほか宮代キャンパスの学生バリ風ラウンジや福島駅前キャンパスの談話室兼喫茶室など多くの憩いの場を整備するなど教育目的達成のために快適な教育研究環境を整備し有効に活用している。



【図 2-9-1】 宮代キャンパス本館
3 階 34 番教室



【図 2-9-2】 駅前キャンパス
6 階談話室兼喫茶室

なお、体育施設、図書館については次の通りである。

〔体育施設〕

体育施設として、宮代キャンパス内に夜間照明塔 4 基を設置した天然芝のグラウンド(ソフトボール用バックネット、サッカー用ゴール 1 組設置)、体育館 (バレーボール、バスケット、バドミントン設備設置) を整備し、体育実技の授業やサークル活動で使用している。

〔図書館情報センター〕

図書館情報センターは、宮代キャンパスに図書館情報センター宮代本館、福島駅前キャンパスに「図書館情報センター駅前図書室を整備している。

宮代キャンパスの図書館情報センター宮代本館は、地上 5 階地下 1 階、利用面積約 2,000 m²の単独施設である。大小閲覧室 (112 席) や論文・レポート作成スペース、映像資料・インターネット利用室、自由学修ルーム、ディスカッションスペースなどの施設を備えている。館内には、無線 LAN でインターネット回線が供給されており、個人のノートパソコンやタブレットを自由に接続して利用することができる。

図書館情報センター駅前図書室は、6 階建てキャンパスの最上階の一角にあり、利用面積は約 200m²である。個人のノートパソコンが自由に使える自習室を含めて閲覧席は 48 席、インターネット利用端末は 3 台、新聞雑誌閲覧コーナー、映像モニターコーナーを設けており、資料検索がしやすく機能的な勉学の間となるよう環境を整えている。

図書館情報センター宮代本館と図書館情報センター駅前図書室の蔵書総数は 85,140 冊、雑誌 64 種、新聞 6 紙、視聴覚資料約 4,800 点を有している。その蔵書情報は両キャンパス間のネットワークにより共有され、蔵書検索及び貸出・返却はどちらのキャンパスからも可能で、毎日 1 回キャンパスを往復する便を利用して、デリバリーサービスを提供している。

開館時間は、宮代本館が平日 9 時から 17 時、駅前図書室が平日 9 時から 20 時、及び土曜日 9 時から 16 時の開館とし、利用機会の確保に努めている。

宮代本館、駅前図書室ともに利用面積、席数、蔵書数は十分な規模となっている。

両図書館内ともタブレット「iPad」と館内端末を利用して、無料サイトの「青空文庫」、

並びに国立国会図書館のデジタルコレクションが利用できる。

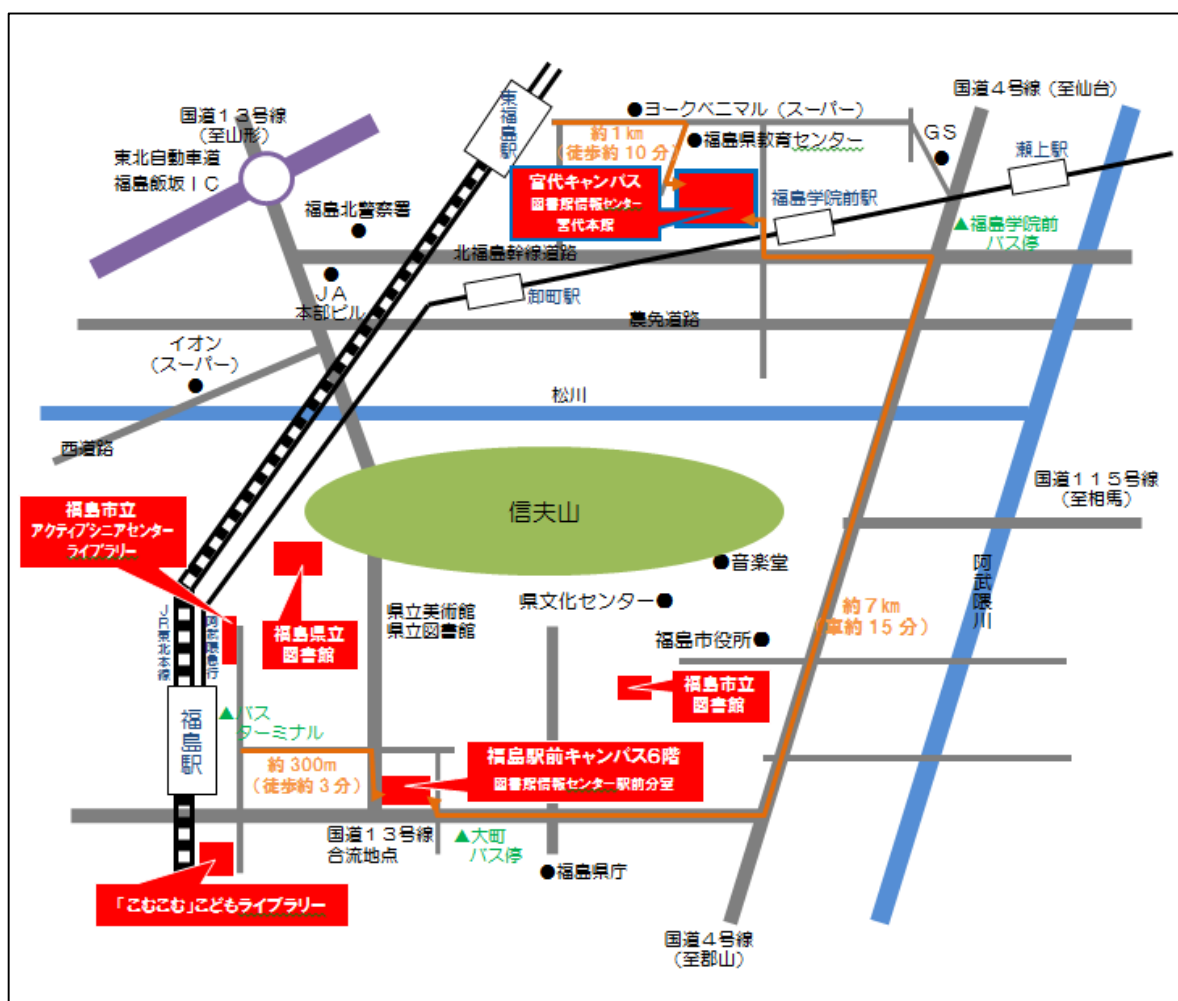
データベース・電子ジャーナル等の整備については、購読契約中の 6 タイトルの電子ジャーナル、3 つのデータベース（「メディカル・オンライン」・「CiNii」・「ヨミダス文書館」）を契約利用している。

本県には、「福島県内大学図書館連絡協議会」が設置され、本学を含む 13 の大学・短期大学、高等専門学校、及び福島県立図書館が加入している。この協議会により、「福島県内図書館蔵書横断検索システム」が構築されており、この横断検索システムを使えば、協議会加入館の、全蔵書約 345 万冊の図書の相互利用が可能となり、さらに福島市立図書館の蔵書データが検索でき、貸し出しを受けることができる。

そのほか、福島市は文教都市を標榜しており、県庁所在地ならではの図書館の利用環境に恵まれている。

福島駅の近辺には 4 つの公共図書館があり、福島県立図書館（蔵書約 105 万冊）、福島市立図書館（蔵書約 87 万冊）、福島市こどもの夢を育む施設「こむこむ」こどもライブラリー（児童書中心に 2 万 8 千冊）、福島市立アクティブシニアセンターライブラリー及び映画・レコードの鑑賞ができる視聴覚室や CD、DVD、インターネットが利用できる視聴覚コーナーなどが適宜活用可能である。

両キャンパスの学生にとっては、福島駅周辺及び近接する公共図書館の豊富な資料情報資源を大いに利用できる環境にある。



【図 2-9-3】本学キャンパス及び市内公共図書館位置図

[情報サービス施設]

宮代キャンパスの教育系ネットワークは、本館、食栄館の各教室では無線 LAN、カーサ 21 の教室では有線 LAN により各教室にインターネット回線を供給し、授業や自学自習に利用できる環境を整えている。

福島駅前キャンパスの教育系ネットワークは、全教室に有線 LAN もしくは無線 LAN で供給しており、インターネットを活用した授業や自学自習に利用できる環境を整えている。

コンピュータ・ネットワーク設備の維持・管理は、主に情報系教員が行い、スポット的に専門会社のメンテナンスを受けている。授業で使用するパソコン教室の設備・ソフトウェアは、保守を担当する教員が定期的に更新している。

なお、学内 LAN に接続するパソコン等にはすべてセキュリティ対策ソフトのインストールを義務付けており、コンピュータウィルス等の情報を速やかに周知するなどセキュリティ対策に努めている。

2) 施設・設備の安全性

施設設備等の維持・管理は、施設毎の維持管理計画に基づき、宮代キャンパスは総務課、福島駅前キャンパスは駅前事務室が計画的に行っている。

エレベータ点検や電気設備点検、消防設備点検などの法令点検をはじめ、施設設備の点検及び修繕、キャンパス内の清掃や樹木・草花の管理など、キャンパスの環境整備に努めている。

建物の耐震補強はすべて完了し、両キャンパスすべての校舎が耐震性を有している。

福島第一原子力発電所事故による放射線量についてもキャンパス内の除染が済み、毎週1回キャンパス各所の線量測定を行い安全確保に努めている。

防災・防犯対策については、関連規程に基づき、全教職員一体となって防災・防犯に努めている。

両キャンパスとも昼間・夜間あわせて年2回の防災避難訓練を実施している。福島駅前キャンパスでは、近隣商店街と連携、福島市消防団第一分団と協定を締結し災害に備えている。

また、防犯器具の整備や防災備蓄品の設置、年1回の防犯訓練の実施や全教職員に普通救命講習の受講を奨励するなど緊急時対策にも努めている。

両キャンパスとも、平日はガードマンを配置して巡回や監視カメラによる警備を実施し、夜間及び休日は、警備保障会社に機械警備、巡回警備を委託してキャンパスの安全管理に努めている。

3) 施設・設備の利便性

宮代キャンパスのバリアフリー化は、主に授業で使用する本館、カーサ20・21、カーサフロラ、図書館情報センターにおいて対応できている。バリアフリー化については、

【図2-9-4】宮代キャンパスのバリアフリー化計画の通り総工事費2億460万円、年間保守点検料総額600万円と試算しているが、いずれにしても宮代キャンパスを学修キャンパスとすることも学科においては、幼稚園教諭養成課程及び保育士養成課程を設置しており、「体育実技Ⅰ」「体育」「保育内容指導法 表現Ⅱ」「創作ミュージカル」「こども園基本実習」「教育実習」「保育実習」など体を動かす科目が必修となっていることを含め、実質的に車椅子利用学生の受入れは難しい。

福祉心理学科の学修キャンパスである福島駅前キャンパスのバリアフリー化は、玄関スロープをはじめ、教室、エレベータ、障がい者用トイレなど全面的に対応できており、実際に車椅子使用の学生を受け入れている。

4) 施設・設備に対する学生の意見などをくみ上げる仕組み

施設・設備への学生の意見は、全学学友会連絡会や学科学友会連絡会で意見・要望をくみ上げる仕組みがある。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

各学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、履修人数と授業内容に適した教室配当を

している。例えば、グループ学修を設定している授業では、机の移動できる教室、情報系授業では LAN 環境の整った教室を配当している。

授業形態ごとの履修者数は、【表 2-9-1】の通りである。

【表 2-9-1】 授業形態とクラスサイズ

福祉心理学科（駅前キャンパス）

授業形態	クラスサイズ			
	1～25 人	26～50 人	51～75 人	71～100 人
講義	14	35	13	1
演習	37	6	2	0
実技	7	1	0	0
実習	7	2	0	0
合計	65	44	15	1

こども学科（宮代キャンパス）

授業形態	クラスサイズ			
	1～25 人	26～50 人	51～75 人	71～100 人
講義	5	14	0	0
演習	31	4	0	0
実技	3	1	0	0
実習	1	0	0	0
合計	40	19	0	0

（3）2-9 の改善・向上方策（将来計画）

東日本大震災以降、耐震化を含めた施設設備の点検・整備を完了していることから、今後は維持管理計画に基づき、両キャンパスの維持・安全管理を計画的に進めていく。

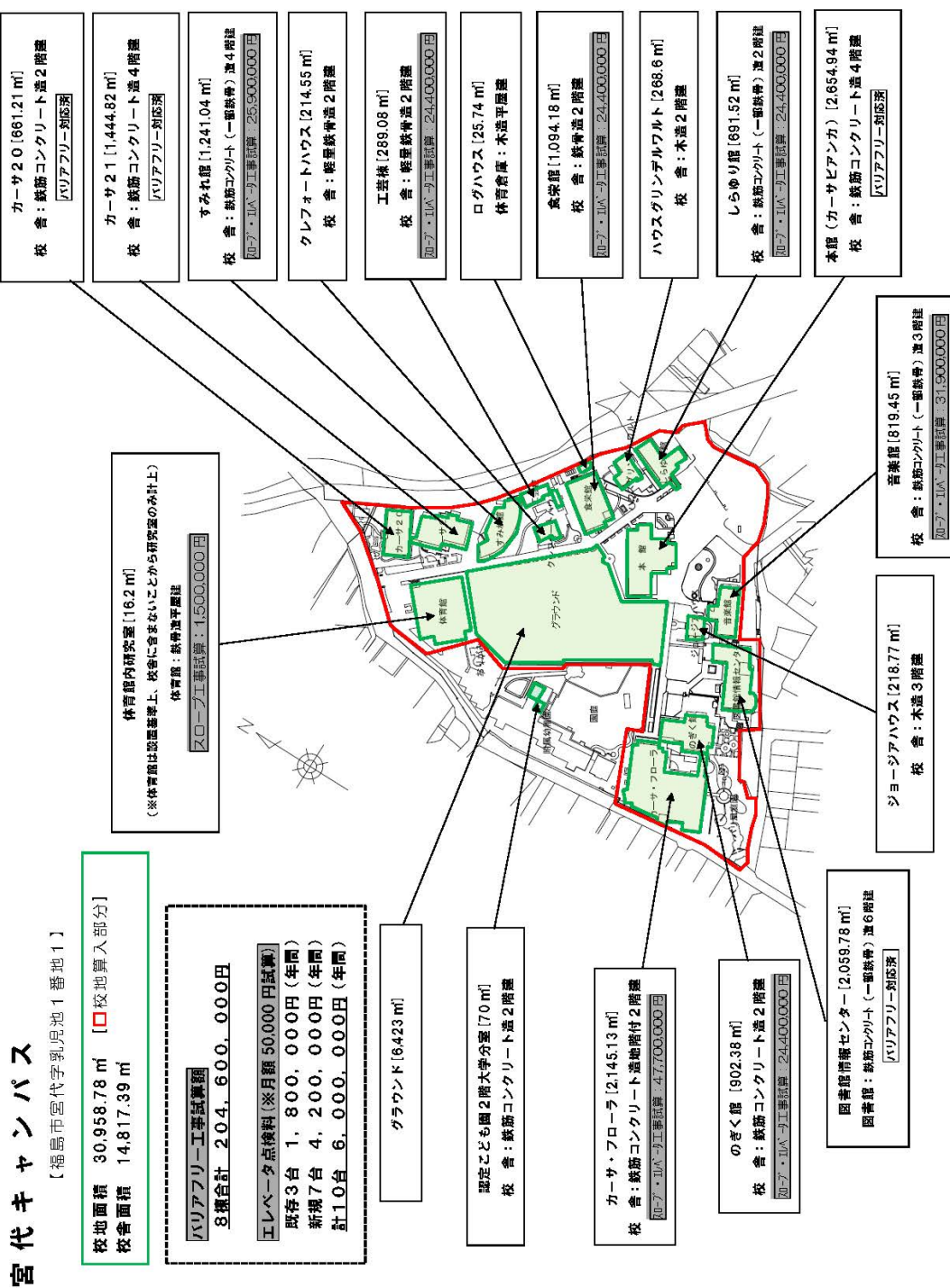
デジタル革命化にあり、ほぼすべての学生が図書館以上の機能を持つスマートフォンを所有しており、学生の読書離れ、新聞離れが顕著である。大学図書館としての機能を維持するため、電子図書館化を目指すなど工夫・改善を図っていく。

▶エビデンス

【資料 2-9-1】 キャンパス俯瞰図

【資料 2-9-2】 福島学院大学宮代キャンパス防災計画
宮代キャンパス防災組織編成
宮代キャンパスにおける地震対応指針

- 【資料 2-9-3】 福島駅前キャンパス防災計画
福島駅前キャンパス防災組織編成
福島駅前キャンパスにおける地震対応指針
- 【資料 2-9-4】 平成 28 年度防災避難訓練案内
- 【資料 2-9-5】 普通救命講習会
- 【資料 2-9-6】 福島学院大学・福島学院短期大学部施設の耐震化の状況



【図2-9-4】 宮代キヤンパスのバリアフリー化計画

【基準 2 の自己評価】

本学における学生受入れは、学部各学科及び大学院研究科各専攻の定める入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、その周知に努めると共に、適切な受験機会を提供している。入学者決定に至る学内入学者選考も、適切な組織運営体制をもって行っている。18歳人口の激減に伴う学生募集環境の厳しさに加え、平成 23（2011）年の東日本大震災による地域経済の低迷と震災による東京電力福島第一原子力発電所事故による風評被害が相俟って、入学定員の充足と維持に厳しい状況が続いているが、「入試広報戦略検討委員会」を設置して広報活動に力を入れるなど教職員一丸となった努力を重ねている。

教育課程及び教授方法は、学部各学科及び大学院研究科各専攻の定める教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程を編成し、教員と事務職員とが協働して学修支援及び授業支援を行っている。本学独自の GPA 制度や全教員に対して行われる「学生による授業評価アンケート」は、単位の質的担保を図り授業方略のフィードバックとなり、より良い授業づくりの資源となっている。またクラスアドバイザー制度を設け、学修の遅れや退学・留年に至る可能性のある学生を支援している。学生と教職員の距離が近い本学は、一人一人に寄り添ったサポートをしている。

さらに、学部各学科及び大学院研究科各専攻の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、単位認定、卒業・修了に関することは、「学則」・「学部細則」等に定める等、明確化している。オリエンテーションやクラスセミナーでこれら規程の理解に誤りがないよう説明をし、卒業・修了認定にあたっては透明性を確保しつつ厳正に運用している。また在学生ばかりではなく、卒業生や就職先からの評価を踏まえ、教育目的の達成状況を点検・評価している。これを教育現場へ改善してフィードバックするための体制を整備している。個々の授業の実施に関しては、監事（監査役）、学長、学科長による授業参観で、質の保証を図っている。「授業改善委員会」を通し学生のニーズの把握も行い、必要各所にフィードバックのルートを確保している。

また、学生生活の安定のために様々な経済的支援を実施するのみならず、健康管理・メンタルヘルスにおいてもサポート体制が充実している。教員の配置においては、大学設置基準に基づき、公正な採用・昇格を学内規程に則り実施している。

以上のことから、学部、学科、研究科の教育目的とこれを実現させるための組織的、総合的な運営を実現でき、基準 2「学修と教授」を満たしていると判断した。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

本学は社会的に必要な組織倫理について、基本的な教職員の組織倫理を「サービス規程」に定めている。

ハラスメントについては、「福島学院教職員間及び対外部者間における差別と嫌がらせに関する防止方針」「学生間における差別とハラスメント防止に関する規程細則」、法令もしくは学内規程違反については「福島学院公益通報に関する規程」を定め、必要な措置や問題発生時の対応について規定している。

また、研究活動及び研究費に関する事項については「本学教員の研究にかかる基本的責務に関する規程」「本学における研究活動及び研究業績にかかる不正行為及びその対応に関する規程」「本学倫理審査委員会設置規程」「公的研究費補助金の不正防止に関する規程」などを定め、適正な管理運営を確保している。

個人情報保護については、「福島学院個人情報保護基本方針」「福島学院個人情報保護規程」、マイナンバー制度による「特定個人情報の保護に関する基本方針」「福島学院特定個人情報保護規程」等を定めている。

さらに外部に対する規程として、プライバシーあるいは人権の侵害などに係わる不適切な内容のアンケート調査の実施を未然に防ぐことを目的として「教職員アンケート調査実施の許可に関する規程」を制定している。

教材・教具等の調達に関しては「福島学院調達規程」「教材教具の採用及び購入、斡旋に関する規程」により、金額の妥当性及び公平性を担保するよう努めている。

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学院は「寄附行為」第 16 条の規定に基づき、理事長が「理事会」を招集・開催し、議長を務め、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。「理事会」は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督し、本学の発展に必要な情報を収集、交換している。

また、「寄附行為」第 16 条第 13 項に基づき、「理事会」及び理事長の業務執行を円滑化するため「常任理事会」を置いている。「評議員会」は通常は定例で年 3 回開催され、諮問事項についての意見具申が活発に述べられ、目的の実現が健全に行われるよう運営努力が続けられている。

「運営委員会」は理事長もしくは「常任理事会」の諮問に応じ、本学院の目的達成のための組織活動として、「就業規則」「服務規程」等の諸規程を含む大学運営の重要事項を審議することを目的に設置し、原則月 1 回開催している。

「学科長主任会議」は学科運営、教育課程及び教育運営、管理運営事項について必要な協議を行うことを目的として、教学面と管理面の科課室長が構成員となり、学内の重要事項の共有と課題解決のための協議を行っている。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

「寄附行為」「学則」等において、学校教育法、私立学校法、大学設置基準、私立学校振興助成法、学校法人会計基準などの関係法令を遵守することを規定し運営を行っている。これらの規程等は法令の改正に対応して改定し、必要な申請、届出手続きを行っている。

本学の規程等は、毎年 4 月に最新版が CD-ROM によって全教職員に配布され、年度内に改定があった場合には文書で変更経緯、変更趣旨、変更内容が通達され、共有化されている。

加えて、「福島学院監査等規程」を設け、業務、及び財産が適正に運営されるよう、内部監査を実施している。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全に関する取り組み

本学のキャンパスは福島市の中心街から離れた郊外の「宮代キャンパス」と JR 福島駅前の「福島駅前キャンパス」に分かれており、併設の短期大学部と共用である。宮代キャンパスは、四季折々の木々の緑や花々に囲まれた緑豊かで景観の美しいキャンパスである。構内にはりんご畑もあり、最初に認定こども園園児と保護者がりんご狩りを行い、その後、約 3,000 個を学生へ配付するなど大変好評である。駅前キャンパスも JR 福島駅から徒歩 5 分の中心市街地にあり、通学等交通至便な環境にある。

この学びの環境を維持するために樹木剪定、清掃など、日々の環境美化に努めている。また、担当職員が定期的に巡回を行っており、修繕箇所等の早期発見に努めている。

なお、平成 28 (2016) 年度にメンテナンス計画を策定し、今後 10 年間の施設設備等キャンパス環境維持を年次計画にて進めている。

その他、環境への配慮として年度ごとに運営計画の中で節電目標を明示するとともに、定期的に学内ニュースで光熱水費の節減、クールビズの推進などを周知し、エコロジー対応へ努力している。



【図 3-1-1】 宮代キャンパス 本館



【図 3-1-2】 宮代キャンパス内のりんご畑

人権配慮への取組

「福島学院教職員間及び対外部者間における差別と嫌がらせに関する防止方針」「教職員の学生に対する禁止すべき行為及び差別と嫌がらせ的言動に関する防止方針」「学生間における差別とハラスメント防止に関する規程」「学生間における差別とハラスメント防止に関する規程細則」において、教職員、学生への対応を定めている。

安全への配慮

キャンパスの防災は「防災対策規程」に基づき、「宮代キャンパス防災計画」「福島駅前キャンパス防災計画」を定め、災害に備えている。その防災計画をもとに防災訓練及び防犯訓練、救命講習を毎年実施している。また、平成 25（2013）年には、東日本大震災の教訓を生かし、「福島駅前キャンパスにおける地震対応方針」「宮代キャンパスにおける地震対応方針」を制定している。また、両キャンパスには災害時の非常用として備蓄品を備えている。構内の安全対策としては、キャンパスガードマンの構内巡回、監視カメラ設置などによりセキュリティ対策を実施している。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

学校教育法施行規則第 165 条の 2 における 3 つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）、及び大学の教育研究上の目的や基本組織など同規則第 172 条の 2 に示された 1 号から 9 号までの情報は、本学院ホームページで公表している。なお、私学事業団で行っている「大学ポートレート」にも前述の基本情報を掲載している。

財務情報についても事業報告、財産目録、貸借対照表、収支計算書、監事の監査報告書について、一般にわかりやすい工夫として学校法人会計基準の解説や収支計算書の説明、グラフを用いた財務比率なども併せて本学ホームページに掲載し、広く周知を図っている。

これらの教育情報、財務情報は、法令を踏まえて「福島学院情報公表規程」を設け、その基準に基づき公表を行っている。なお、財務情報に関しては、私立学校法第 47 条に定められている財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書、ならびに第 37 条第 3 項

第 3 号の監査報告書を経理課に備えておき、「福島学院情報公表規程」に則り公開するとともに、利害関係人の請求に対しては「財務書類閲覧に関する規程」により詳細な計算書類の閲覧を定めている。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も法令遵守、規律と誠実性を維持していく。さらに地域に根差した高等教育機関として、地域の求める役割を果たし、発展するための努力を続けていく。今後の運営については、平成 28（2016）年度に定めた「中期計画」において平成 32（2020）年度までの行動計画を明らかにしている。事業毎に PDCA サイクルにより改善を重ね、使命・目標を実現させる行動を確実に実行していくこととしている。「中期計画」期間においては、法人全体でこの計画に沿った事業を優先して取り組むこととし、年度ごとの事業計画においても反映させるようにしている。

▶エビデンス

- 【資料 3-1-1】 服務規程（教員）
服務規程（職員）
- 【資料 3-1-2】 教職員アンケート調査実施の許可に関する規程
- 【資料 3-1-3】 福島学院教職員間及び対外部者間における差別と嫌がらせに関する防止方針
教職員の学生に対する禁止すべき行為及び差別と嫌がらせ的言動に関する防止方針
学生間における差別とハラスメント防止に関する規程
学生間における差別とハラスメント防止に関する規程細則
- 【資料 3-1-4】 福島学院公益通報に関する規程
- 【資料 3-1-5】 本学教員の研究にかかる基本的責務に関する規程
本学における研究活動及び研究業績にかかる不正行為及びその対応に関する規程
本学研究倫理審査委員会設置規程
公的研究費補助金の不正防止に関する規程
- 【資料 3-1-6】 福島学院個人情報保護基本方針
福島学院個人情報保護規程
特定個人情報の保護に関する基本方針
福島学院特定個人情報保護規程
不正防止組織体系図
- 【資料 3-1-7】 福島学院調達規程
- 【資料 3-1-8】 教材教具の採用及び購入、斡旋に関する規程
- 【資料 3-1-9】 学校法人福島学院寄附行為（第 16 条、第 16 条第 13 項）
- 【資料 3-1-10】 福島学院監査等規程

- 【資料 3-1-11】 防災対策規程
- 【資料 3-1-12】 宮代キャンパス防災計画
福島駅前キャンパス防災計画
- 【資料 3-1-13】 3つのポリシーの公開
- 【資料 3-1-14】 学校教育法施行規則 172 条の 2 に示された情報
(大学ホームページ)
<http://www.fukushima-college.ac.jp>
- 【資料 3-1-15】 福島学院情報公表規程
- 【資料 3-1-16】 財務書類閲覧に関する規程

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

「理事会」は、「寄附行為」により、本法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督するものとして、学生募集を中心とした戦略的な事項を含めて中期計画を定めるなどの意思決定機関の役割を持っている。

役員は、「寄附行為」第 5 条に理事 7 人以上 11 人以内、監事 2 人と定めている。理事の選任は学院長、大学学長、短期大学部学長、評議員のうち「評議員会」からの選任者、学識経験者のうち「理事会」における選任者の 5 つの立場から選任することを定めている。理事長は、理事の内から一人を理事総数の過半数の議決により選出される。監事は、「寄附行為」第 7 条に「本法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって「理事会」において選出した候補者のうちから、「評議員会」の同意を得て、理事長が選任する」と定めている。

「理事会」の議長は理事長が勤め、5 月、7 月、10 月、12 月、翌年 1 月、3 月の 6 回の定例「理事会」のほか、緊急を要する場合には、臨時に開催する。5 月の定例「理事会」は、前年度の事業報告及び決算など、3 月の定例「理事会」は、翌年度の事業計画や予算編成案などを審議している。

「理事会」及び理事長の業務執行の円滑化のため、「常任理事会」を置いており、「理事会」、「評議員会」に提出する事項のほか、「寄附行為施行規則」第 7 条第 4 項に定める事項を審議する。

平成 28（2016）年度の「理事会」開催日と理事 9 名、監事 2 名の出席状況は以下のとおりである。

理事の出席率は10回開催された「理事会」のうち、8回が100%の出席率となっており、非常に良好な体制のなかで審議が行われている。監事は本法人の業務監査を兼ねて「理事会」に出席している。

【表 3-2-1】平成 28（2016）年度「理事会」開催日及び出席率

開催日	現員	理事出席者数	理事出席率	監事現員	監事出席者数	監事出席率
4月 1日	8	7	87.5%	2	2	100%
5月 28日	8	8	100%	2	1	50.0%
5月 28日	8	8	100%	2	1	50.0%
7月 9日	8	8	100%	2	2	100%
8月 31日	8	8	100%	2	1	50.0%
10月 15日	8	8	100%	2	2	100%
12月 3日	8	7	87.5%	2	2	100%
1月 28日	8	8	100%	2	2	100%
2月 16日	8	8	100%	2	1	50.0%
3月 4日	8	8	100%	2	2	100%

「評議員会」は、「寄附行為」第19条により15人以上23人以内で構成され、理事総数の2倍を超える定数を確保している。同23条に法人職員で「理事会」推薦、卒業生、学識経験者、功労者にそれぞれ定員を決めて選任している。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

「理事会」は、法令を遵守し、学院の意思決定機関としての運営を行っている。今後の少子化、原発被害からの回復などの課題を解決するため、時間をかけて審議できる体制をとっていきたい。

▶エビデンス

【資料 3-2-1】 学校法人福島学院寄附行為 （第5条、第7条）

【資料 3-2-2】 寄附行為施行規則 （第7条第4項）

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

本学院は小規模法人でもあり、法人本部は設置せず、大学と法人運営は一体で行っている。その小規模の利点を生かし、教職員が一体となり、建学の精神をもとに教育目標を共有し、その実現を目指している。こうした体制のもと、大学の意思決定については、理事長の決裁事項を「大学及び短期大学部における理事長の決裁事項について」に定め、学長以下は、「決裁及び決裁委任規程」等関連規程に基づき組織を運営している。

事案に応じて「運営委員会」「教授会」「学科長主任会議」等で内容を検証し、重要事案は「常任理事会」を経て最終的に「理事会」で審議している。

「教授会」は、学長の諮問機関としての機能を持ち、学生の入学、卒業判定、学位授与、「学則」に関する事項などを審議し、意見を述べるなどの役割を持つ。その他、各種委員会についても、それぞれ役割を明確化し、意思決定の円滑化を図っている。

人事、資格審査については、「教授会」のメンバーの中で大学の事情をより深く理解している常勤3年以上の教授と、学院長、理事長、学長により構成する「正教授会」にて行う。

大学院には、学部の「教授会」と同等の役割を担う「研究科委員会」を設置し、その審議事項は「大学院規則」第54条に定めている。

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

学長は教学の責任者として、年度初めの「初顔合わせ会」において大学の教育運営・研究推進方針を説明し、教職員への周知を図っている。

定期的（月1回）に、また必要に応じて「教授会」を開催し、その議長となり、入学・進級判定・卒業判定など学生の異動に関する事項、各学科の教育課程の改編、学生の表彰など、教学運営に関する事項の審議にあたっている。さらに、「各種委員会等設置規程」に規定された「自己点検・評価委員会」「FD・SD委員会」などを設置し、その委員長として運営を行っている。

教員の研究推進では、「研究業績審査委員会」委員長として業績を評価し、専任教員の研究レベルの向上に努めている。教員の資格審査、褒賞懲戒、その他必要がある場合は、「正教授会」を開催し審議している。

平成28（2016）年度は新理事長、新学長が就任し、新体制のもと1年目の運営にあたった。その中で学長は前記の活動において運営の中心となり業務遂行に努めた。

なお、組織運営上の配置として、臨床心理学分野の権威である教授を研究推進担当副学長に任命し、研究分野の側面から支援している。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

平成 29（2017）年度より学長補佐を 2 名配置し、1 名は教学改革推進、本学自己点検評価、研究不正防止教育を担当、もう 1 名は入試広報戦略、地域連携を担当させることとした。今後、推進していく重要な事項について学長と学長補佐が連携して改革を進めていく。

▶エビデンス

- 【資料 3-3-1】 大学及び短期大学部における理事長の決裁事項について
- 【資料 3-3-2】 決裁及び決裁委任規程
- 【資料 3-3-3】 福島学院大学教授会規程
- 【資料 3-3-4】 福島学院大学大学院規則（第 54 条）
- 【資料 3-3-5】 学長候補者選考規程
- 【資料 3-3-6】 各種委員会等設置規程

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-3-①の通り、本学では大学と法人が一体となって運営を行っている。

「教授会」「運営委員会」、各種会議、委員会に関しては、教員・職員に偏ることなく、適切な教職員を構成員として選任し、会議の場においても互いの意見を尊重しながら議論、審議が行なわれている。特に「学科長主任会議」は、学科管理職と事務局管理職から構成され、学科運営、教育課程及び教育運営、管理運営事項について、意見交換と情報共有を行ない、相互に理解を深め、議論を行なうことで、学科と事務局の連携強化につなげている。

また、年度当初に全教職員が参加する「初顔合わせ会」では、理事長、学長が大学の運営方針及び教育運営・研究推進方針についての説明を行っており、教職員の相互理解に努

めている。

この他、年に数回、全教職員を対象に「教職員説明会」を開催し、理事長、学長が中心となり、事業報告・決算報告、次年度の科課室運営方針、管理部門・教学部門が直面している課題や新たな方針等を詳細に説明するなど、管理部門及び教学部門における問題について共通認識をもって対応し、連携することにつなげている。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-3-①のとおり、大学と法人が一体となって運営を行っており、「常任理事会」においては学長、学部長も出席し、また、「教授会」には学院長、理事長も出席するなど、法人と大学との連携がなされている。

監事の選考は3-2-①のとおりである。監事には教育・授業業務監査主担当監事と経理・財務監査主担当監事の区分による2名を選任しており、さらに監査の補佐として監査役3名を委嘱している。

監査業務内容は、「寄附行為」第15条及び「福島学院監査等規程」に定められた業務に関する監査である。教学担当監事は「教員授業実施規程」に基づき監査している。その結果は学長、各学科長に渡され必要に応じて改善を求めるとともに、「理事会」・「評議員会」にも報告している。経理・財務担当監事は全会計伝票の検査を行うとともに、四半期ごとの月次決算検討会に出席し予算執行状況等の把握を行っている。また、2ヶ月ごとの監事・監査役打合せ会にも出席し、運営についての説明を受けている。

監事は、「理事会」、「評議員会」に毎回出席し、業務執行状況を確認するとともに、管理運営状況を把握し、その適否を判断している。公認会計士による会計監査も決算内容に対して適切に行われ、年2回意見交換会を実施するなど、監事との連携を図っている。

「評議員会」は「寄附行為」第19条に基づき、15人以上23人以内で組織し、事業計画及び予算、事業報告及び決算、「寄附行為」の変更など、「寄附行為」に定める重要事項について、「理事会」の諮問に応じ、意見具申等を行っている。

【表 3-4-1】平成28（2016）年度「評議員会」開催日及び出席率

開催日	現員	出席者数	出席率	監事現員	監事出席者数	監事出席率
5月 28日	21	19	90.5%	2	1	50.0%
10月 15日	21	18	85.7%	2	2	100%
3月 4日	21	19	90.5%	2	2	100%

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

「学科長主任会議」を構成する各科課室長は、科課室内で出された提案を大学全体の活

動方針に伝える役割を担っている。各種委員会には、科課室長や教授のみならず、准教授や講師も委員となって参加しており、提案や意見を組み上げる仕組みをとっている。

(3) 3-4の改善・向上方策（将来計画）

本学院は地方の小規模法人であり、管理部門と教学部門が一体となり運営を行っている。「常任理事会」をはじめとした会議にも教員、職員が参加し、意思の疎通を図っている。また、「教職員説明会」などにおいて必要な情報を伝達するなど、教職協働で運営が円滑に進められるよう努力している。

また、「評議員会」の運営も規程に基づき適正に行っている。

なお、本学院の監査については、従前より力を入れているが、さらなる組織の質向上とガバナンス機能強化のため、監査体制の強化を図っていく。

▶エビデンス

- 【資料 3-4-1】 各種委員会等設置規程
- 【資料 3-4-2】 初顔合わせ会資料
- 【資料 3-4-3】 教職員説明会開催案内
- 【資料 3-4-4】 学校法人福島学院寄附行為（第15条）
- 【資料 3-4-5】 福島学院監査等規程
- 【資料 3-4-6】 教員授業実施規程

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5の視点》

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

本学の業務組織を【資料 3-5-9】に示す。これは「業務組織規程」に定めており、各科課室及びセンターの業務内容を定めている。本学の事務部門は、大学院、大学、短期大学部共通の組織で運営し、「決裁及び決裁委任規程」に定めた委任内容により、職制ごとの権限で決裁を行っている。

大学における事務組織は、各部、各課、各室を配置し、それぞれの課、室が「業務組織規程」により定めた業務を分担している。事務職員の配置は、事務分掌と照らしながら適切な配置に努めている。福島の原因事故による人口流出などによる学生数減少もあり組織の拡大が難しい中で、複雑な補助金申請、ストレスチェック制度やマイナンバー制度など新たな制度の増加、文部科学省の定める教育改革や研究活動チェックシステムへの対応など、業務が増加傾向にあり、人員削減は難しい状況にあるが、定型的な業務については派遣職員を配置して対応するなど、今後のスリム化を意識した事務組織編成としている。

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

本学院の管理体制は上記 3-5-①により運営を行うが、法人を代表する理事長が業務全般を総理し、教学部門の責任者である学長は「決裁及び決裁委任規程」に基づき運営を行っている。

理事の分担はそれぞれ担務を決め、業務の執行にあたっている。

目標管理については前年度に運営計画を策定し、その結果を自己点検評価としてまとめ、人事評価にも参考としている。

その他、「決裁及び決裁委任規程」に基づき、それぞれの長が委任事項に沿った役割を果たしている。「理事会」や「評議員会」の審議結果や報告事項についても教職員説明会や規程改正通知等により、教職員宛に伝達し、情報の共有が適切になされるよう配慮している。

「教授会」には、学院長や図書館長、学生部長、教務部長が出席し、教学面との意思疎通を確保している。「教授会」には、必要に応じて理事長も出席する。

理事長は、「運営委員会」や「学科長主任会議」を活用し、全学への指示や情報提供が効率よくなされる体制としている。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

SD 研修機能強化のため、平成 27 (2015) 年に「スタッフ・ディベロップメントに関する規程」を定め、「FD・SD 委員会」の計画の下、大学運営において重点事項と考える内容の研修を行い、学外における研修にも積極的に参加を促している。平成 28 (2016) 年度からは、大学設置基準第 42 条の 3 改正による SD 研修義務付けを遵守し、「スタッフ」には教育管理教員も含めて教職協働体制を構築して SD 研修を開催している。

全学で行う「FD・SD 合同研修会」は、平成 27 (2015) 年より年 3 回開催され、高等教育機関が直面している今日的な課題に対する理解を、教育面と事務管理面の 2 方向からのアプローチで取り上げてきた。

平成 28 (2016) 年度からは、月 1 回のペースで「SD 研修会」を開催している。平成 28 (2016) 年度の「SD 研修会」は【表 3-5-1】のとおりである。

【表 3-5-1】平成 28（2016）年度 SD 研修会実施状況とそのテーマ

回	日時	研修内容	主な対象	出席者数	
				教員	職員
第 1 回	7 月 20 日（水） 16：10～17：40	戦略性と具体性を持った 入試広報戦略	全職員／「学生募集推進委員会」委員	8 名	22 名
第 2 回	7 月 27 日（水） 16：10～17：10	本学の学生支援について	全職員／各学科学生主任、 クラスアドバイザー	14 名	25 名
第 3 回	8 月 3 日（水） 16：10～17：10	大学改革の必要性と私学 法について	中堅職員(主事・主任)及 び経営管理職 (部長・課室長)／教育管理職（学科長、学科主任など）	9 名	22 名
第 4 回 (1)	8 月 24 日（水） 15：00～16：30	仕事のやり方を見直す～ やりがいを持って業務に あたるために～	全職員	/	25 名
第 4 回 (2)	8 月 25 日（木） 15：00～16：30	仕事のやり方を見直す～ やりがいを持って業務に あたるために～	全職員		22 名
第 5 回	9 月 12 日（水） 9：00～10：00	経営・財務状況の把握と 分析について	全職員／教育管理職（学科長、学科主任など）	3 名	22 名
第 6 回	11 月 16 日（水） 13：00～14：15	PDCA サイクルと運営計画	中堅職員(主事・主任)及 び経営管理職 (部長・課室長)／教育管理職(学科長、学科主任など)	7 名	24 名
第 7 回	12 月 12 日（月） 16：10～16：55	予算編成	事務職員、主任、主事	/	19 名

平成 28（2016）年度の学外で実施された研修としては、文部科学省、日本私立学校振興・共催事業団、日本私立大学協会、高等教育評価機構、日本私立短期大学協会、私立大学退職金財団、福島労働局など 40 の研修会に各部署の担当者が参加している。なお、職員については、その受講結果を今後の業務改善等に生かせるように報告書として取りまとめている。

また、職員の個人が行う自己啓発研修のために、図書館情報センターに自己研鑽のための書籍コーナーを設けている。各自、学んだ内容に関しては報告書を提出している。

その他、本学職員の業務遂行上の特色の一つとして、毎週、週業務予定表を全職員に提出させ、所属長が各所属員の業務予定を把握し、的確な指示をすること、また、それぞれの職員は日々の業務点検・確認等に利用することとしている。

なお、本学には、「（福島学院教職員グレードアッププログラム）大学院進学サポート規程」があり、桜美林大学大学院大学アドミニストレーション研究科（通信教育制修士課程）への進学を勧めているが、今のところ希望者はいない。

（3）3-5 の改善・向上方策（将来計画）

3-5-①のとおり、近年、事務量が增大している状況にあるが、アドミニストレーターの育成を目指し、SD や私立大学協会主催各種研修会参加など、自己研鑽の機会を数多く設け、職員の資質向上を図る。

また、情報共有の手段として、部、課、室の業務状況について科課室ニュースをこまめに発行し、周知を図っていく。

▶エビデンス

- 【資料 3-5-1】 業務組織規程
- 【資料 3-5-2】 決裁及び決裁委任規程
- 【資料 3-5-3】 学科長主任会議設置規程
- 【資料 3-5-4】 スタッフ・ディベロップメントに関する規程
- 【資料 3-5-5】 FD・SD 合同研修会開催通知
- 【資料 3-5-6】 SD 研修会実施計画
- 【資料 3-5-7】 平成 28 年度 SD 実施報告
- 【資料 3-5-8】 （福島学院教職員グレードアッププログラム）大学院進学サポート規程
- 【資料 3-5-9】 平成 29 年度福島学院大学業務機構図

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学における最も大きな財務上の課題は、東日本大震災及び原発事故後の学生数の減少にある。

直近の平成 28 (2016) 年度決算の状況では事業活動収支計算書から見る経常収支差額比率が 8.4% とプラス値となり、平成 27 (2015) 年度のマイナス値 -0.8% から改善した。これにより平成 28 (2016) 年度では、「中期計画」における最終年度の財務上の目標基準である日本私立学校振興・共済事業団の示す経営判断指標は「A3」（正常状態）となった。

【データ編 表 3-6】

また、平成 28 (2016) 年度における大学部門での経常収支差額比率は -15.2% となっているが、平成 27 (2015) 年度開設のこども学科が学年進行中でもあり、前年度の -29.0% 比では改善されている。**【データ編 表 3-8】**

ただし、前述した財務上の課題の通り、全般的に補助金収入等納付金以外の収入割合が高く、学生数と直結しており最大の収入源である学生生徒等納付金収入の割合が低くなっているため、学生数の増加による納付金収入の回復を目指して運営していく。

支出については、「中期計画」の中での計画最終年度である平成 32 (2020) 年度には平成 27 (2015) 年度比で人件費及び通常経常経費の 10% 減を目指して取り組む。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

直近の平成 28 (2016) 年度決算における貸借対照表の状況では流動資産が約 20 億円で、特定資産 10 億 5 千万円と合わせると、30 億円超の運用資産を有している。この金額は平成 28 年度事業活動収支計算書・事業活動支出総額の約 2 年相当分の金額であり、当面資金繰りに行き詰まることはない。納付金収入外にも寄付金収入、補助金収入等、27 (2015) 年度比で増加傾向にある。

今後の収入見通しについては、27 (2015) 年度に設置したこども学科が完成年度を迎える平成 30 (2018) 年度までは、大学部門において、ある程度増加が見込めるが、福祉心理学科も含めた福祉学部全体とした学生数の増加に向けて努力していく。

なお、外部資金の獲得については、以下のように取り組んだ。

補助金収入については、平成 27 (2015) 年度は、情報の公表にかかる調査票（一般補助申請）において、情報公開項目を見直し公表情報項目を増やしたことで補助金増（増減率 +1%）となった。平成 28 (2016) 年度には、新たに補助金課を設置し、単に補助金を獲得するための事務作業だけではなく、補助金獲得に必要な改革を推し進める部署とした。「中

期計画」の策定、FD・SD 研修の強化など教職協働で改革に取り組んだ結果、私学事業団の「私立大学等経営強化集中支援事業特別補助」の採択を受けた。

次に寄付金募集の強化として、平成 28 (2016) 年度に所得控除制度より控除面でさらに有利な税額控除制度の適用を受けた。大学報での周知や、同窓会にも協力を得て個人や企業に積極的に PR し、本学の教育・運営への支援者を募っている。

資金の運用については、超低金利時代の中で安全第一を考え、ペイオフ制度範囲内での必要最小限の運用としている。今後もその方針を維持したい。

(3) 3-6 の改善・向上方策 (将来計画)

中期計画を基本として、収入については学生募集強化、補助金獲得、寄付金募集の強化、支出においては段階的な経費抑制、メンテナンス計画策定による計画的な施設設備、修繕等事業により運営を進める。

▶エビデンス

【資料 3-6-1】 学校法人福島学院中期計画 (経営改善計画)

3-7 会計

《3-7 の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

3-7-① 会計処理の適正な実施

本学院の会計処理は学校法人会計基準及び「経理規程」、「調達規程」、「予算管理規程」など財務関係規程に基づき適正に行われている。予算編成については、各科課室の運営計画案策定作業と併せて、予算案編成作業を毎年 12 月から開始し、策定された大学全体の事業計画及び予算案については、「常任理事会」の議を経て毎年 3 月に開かれる「評議員会」の意見を踏まえた上で、同日開催の「理事会」において最終決定される。

予算の執行状況については経理課において月次単位で予算管理表を作成し、各科課室にフィードバックし、相互に予算執行内容を確認している。また、四半期ごとに開催する月次決算検討会では理事長、学院長、学長をはじめ、会計担当の監事も出席し予算執行内容を確認している。

なお、予算執行の中で新たな計画が発生した場合など、必要に応じて補正予算を編成し、「理事会」「評議員会」に諮っている。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

計算書類、財産目録などは、学校法人の経営状況及び財政状態を適正に表示している。監事、公認会計士の監査を受け、適正であることを確認している。なお、監事による監査体制は前述の3-4-②のとおりである。

資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、株式投資等を行っておらず、銀行預金のみでの運用である。「資産運用規程」に基づき適切な会計処理を行い、安全かつ適正に管理している。月次決算書を毎月適時に作成し、経理課長より担当理事を経て理事長へ報告している。また、四半期ごとに月次決算検討会においても関係者に予算執行状況、資産運用状況などを報告している。

(3) 3-7の改善・向上方策（将来計画）

現行において適正な会計処理がなされている。今後とも適切な会計処理に努める。監事及び公認会計士とも引き続き情報交換を行っていく。

▶エビデンス

- 【資料 3-7-1】 福島学院経理規程
福島学院調達規程
福島学院予算管理規程
福島学院資産運用規程
- 【資料 3-7-2】 福島学院大学事業計画（理事会・評議員会資料）
- 【資料 3-7-3】 監事監査報告書

[基準3の自己評価]

本学は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準、大学院設置基準など関係法令を遵守し、建学の精神を持って教育を運営し、高等教育機関としての組織運営について規程の細かな整備を行い対応している。

平成28（2016）年度より就任した理事長は、早速、平成32（2020）年までに取り組むべき中期計画を「理事会」へ提案し、承認を受けている。現在、その目標に向かって諸事業を進めているところである。

理事長と同じく、平成28（2016）年度に就任した学長は、教学の責任者として決裁委任事項に基づき、役割を果たすべく努めている。

財務については、平成28（2016）年度決算値において健全な数値となっている。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

本学は、教育研究水準の向上を図り、教育目的を達成するため、「自己点検・評価に関する規程」を設け、自ら点検・評価を行う組織として「自己点検・評価委員会」を設置している。

本学の自己点検・評価は、平成 15（2003）年開学以来、本学独自の評価項目により実施し、「福島学院大学自己点検・評価報告書」を、併設する短期大学部と合同で毎年度発行している。内容は、毎年度初め各学科が設定する教育運営計画に基づく年度末の実施結果と改善策を記載している。また、毎年度、全教員を対象に学生による授業評価アンケートを実施し、教員自らが教育内容を振り返った結果を記載し、よりよい教育の実現を図っている。

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

「学則」第 4 条、及び「大学院規則」第 3 条に自ら点検・評価を行うと規定し、それに基づき「自己点検・評価に関する規程」を設け「自己点検・評価委員会」を組織している。本委員会は、理事長、学長以下各学科の学科長、事務局の課室長以上の管理職から構成されており、「自己点検・評価に関する規程」第 2 条にある「自己点検・評価項目の設定、実施計画の策定、評価の分析、報告書の全学的観点からの点検等の適正な運営を図る」ことを目的に運営されている。

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

本学における自己点検・評価の日常的活動は、年間を単位とした PDCA サイクルである。例えば、授業方法の改善に当たっては、学生による授業評価アンケートを全教員対象に年 1 回行い、その結果を集計取りまとめ、教員個人レベルで次年度の授業方法改善に反映させる。必要に応じてその授業が「教員授業実施規程」に則り、授業計画に沿って進められているかを監事及びその補佐役の監査役、学長、学科長による授業参観で確認し、意

見を各教員にフィードバックして改善に結びつけている。教学担当の監事、監査役による授業参観は、本学独特の規程である「教員授業実施規程」及び「学生受講規程」に沿って適正に授業が実施されているかを確認している。

平成 28 (2016) 年に策定された「中期計画」で、3 ポリシーを起点とする PDCA サイクルの確立を目指し、平成 28 (2016) 年 12 月に (P) として各学科・課室運営計画を作成し、翌平成 29 (2017) 年 4 月から計画の実施 (D)、10 月に今年度校務状況報告、監事監査状況報告、次年度運営方針策定に向けたチェック (C) と改善 (A) のサイクルを平成 30 (2018) 年度までに構築することが示され、既に実施されている。

このように、毎年の地道な自己点検・評価の積み重ねをもって、大学の改革・改善に取り組み、大きな通過チェックポイントとして日本高等教育評価機構の認証評価を受審している。

(3) 4-1 の改善・向上方策 (将来計画)

本学は、日々の改革改善を積み重ねる地道な努力を、教職員一丸となって推し進めている。自主的・自立的に自己点検・評価を全学的に、かつ教職員一人一人が積極的に行えるよう努力を続ける。

また、「中期計画」に盛り込まれている PDCA サイクルの構築を的確に進め、全学的に浸透させる。

▶エビデンス

- | | | |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 【資料 4-1-1】 | 福島学院大学学則 | (第 4 条) |
| 【資料 4-1-2】 | 福島学院大学大学院規則 | (第 3 条) |
| 【資料 4-1-3】 | 自己点検・評価に関する規程 | (第 2 条) |
| 【資料 4-1-4】 | 平成 27 年度福島学院大学自己点検・評価報告書 | |
| 【資料 4-1-5】 | 平成 22 年度大学機関別認証評価 評価報告書 | |
| | http://www.jihe.or.jp/kikanbetsu/2010/72_fukusima_gakuin_daigaku.pdf | |
| 【資料 4-1-6】 | 教員授業実施規程 | |
| 【資料 4-1-7】 | 学生受講規程 | |
| 【資料 4-1-8】 | 学校法人福島学院中期計画 (経営改善計画) | |

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

教育活動における自己点検・評価の柱は、毎年度末に実施される学生による授業評価アンケートのデータである。全教員が1科目以上の授業評価を受け、授業・教員に対する学生の率直な評価を問うものである。評価結果は、各教員にフィードバックされ、次年度の授業改善に生かされている。

「学生による授業評価アンケート」の結果は、冊子として学内教職員に配付している。各教員は、他の教員の工夫や改善点を取り入れながら、授業の改善に生かし、互いによりよい授業を目指して努力している。

事務部門では、1週間ごとに業務予定表を個々人が作り所属長に提出し、所属長から追加指示がある場合は追記している。業務の進捗状況を各自が自覚し、不足点を翌週の業務予定に盛り込んでいる。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

本学では、大学が置かれている現状を入学者分析、学生の意識・満足度調査、卒業生の意識・満足度調査、就職先の意識調査の4分野についてデータ収集している。集計結果は、「学科長主任会議」で報告、各学科長、部課長はその調査結果を持ち帰って、所属する部署の改善を図っている。

学生に対する調査は、平成28(2016)年に「学生生活満足度調査」を実施し、結果を「学科長主任会議」に報告、福祉心理学科において情報共有と改善を開始した。

前述した「学生による授業評価アンケート」の集計結果は、本学版の「自己点検・評価報告書」に記載し、各授業担当教員には自由意見と共に伝え授業改善を求めている。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

本学独自基準による自己点検・評価活動は、開学の平成15(2003)年度から毎年度取り組み、その結果は「自己点検・評価報告書」としてまとめ、印刷製本し学内教職員に配付している。平成23(2011)年度からは「自己点検・評価報告書(公表版)」と「同(学内版)」に分け、公表版は本学ホームページで公表している。平成28(2016)年度自己点検・評価報告書は公表版に一本化した。

平成22(2010)年度に受審した日本高等教育評価機構の認証評価結果は、結果報告をリーフレットにして学内に配布した。現在、本学ホームページにも掲載している。今回の認証評価に関しても、判定結果受領後は、その結果を遅滞なく公表する予定である。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

学生による授業評価アンケートは、現行では、1年間に1教員当たり1科目を学期末近くに実施している。しかし、授業改善意見箱への投書が減っている現状から、学期途中にアンケートを実施し、学生の声をタイムリーに教員に伝え迅速な授業改善に資することを考えている。

今後とも「学生生活満足度調査」や「卒業生へのアンケート」「就職先へのアンケート」を継続的に実施し、その結果を分析することで自己点検・評価に活用する。

▶エビデンス

- 【資料 4-2-1】 平成 27 年度福島学院大学自己点検・評価報告書
- 【資料 4-2-2】 平成 28 年度「学生生活満足度調査」福祉心理学科用調査用紙
平成 28 年度「学生生活満足度調査」こども学科用調査用紙
- 【資料 4-2-3】 卒業生・就職先アンケート 2016
- 【資料 4-2-4】 平成 22 年受審高等教育評価機構評価報告書概要
(大学ホームページ)
<http://www.fukushima-college.ac.jp>

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

本学が進めている自己点検・評価活動は、1年のPDCAサイクルとして教育運営の流れを形成している。年度初めにスタートし年度末に反省と次年度へ向けた改善策が練られる教育運営計画、及び全教員の授業計画（シラバス）の作成から授業実施・学生による授業評価に至る教育活動が主要な柱となっている。なお、平成 28（2016）年度からスタートした「中期計画」では、12月に年度における業務の暫定的点検（C）と改善（A）、さらに翌年への改善計画（P）策定へと進み、次年度4月からの本格的な活動（D）を運営するPDCAサイクルの構築を始めた。これらのPDCAサイクルは一体となり機能しつつある。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価活動から得たデータを活用し、組織の改善・教職員個人の能力向上を今後とも継続することにより、中期計画で掲げた目標の達成を目指す。

なお、今後の自己点検・評価を進めていく上で、併行して監事監査の強化も早急の課題と考えている。財政的に厳しい状況が続いているところであるが、監事監査体制の強化のため、人員面におけるサポート体制を検討していく。

▶エビデンス

【資料 4-3-1】 学校法人福島学院中期計画（経営改善計画）

【基準 4 の自己評価】

本学は、「学則」及び「自己点検・評価に関する規程」に基づき、各学科、各部局の自己点検を実施し、翌年の活動目標を策定している。平成 28 (2016) 年からは平成 29 (2017) 年度の各学科・課室運営計画を 12 月に作成し、平成 29 (2017) 年 4 月から計画の実施(D)、10 月に校務状況報告、監事監査状況報告、平成 30 (2018) 年度運営方針策定に向けたチェック (C) と改善 (A) のサイクルを作るよう進めている。

本学は、平成 28 (2016) 年度新たに経営面及び教学面からなる経営改善計画として「中期計画」を策定した。今後 5 年間は、この計画に沿った改革・改善を自己点検・評価に基づき進めていく。今後「中期計画」を着実に実行し、現状分析を踏まえた PDCA サイクルの実施とそれによる自立的・計画的・継続的な改善をしていく。

IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域貢献

A-1 大学が持っている物的・人的資源の地域社会への提供

《A-1の視点》

A-1-① 地域社会に向けた正規授業の開放、公開講座の実施

A-1-② 地域社会のメンタルヘルス向上への貢献

A-1-③ 地の利を生かした施設貸与

A-1-④ 地域に密着したボランティア活動

(1) A-1の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 地域社会に向けた正規授業の開放、公開講座の実施

福祉学部福祉心理学科、及び大学院心理学研究科臨床心理学専攻が学ぶ福島駅前キャンパスは、福島市の中心市街地にあり交通の便も良いことから本学が行う社会貢献の中心拠点となっている。以下に、その活動を述べる。

福島駅前キャンパスを開設した平成 18（2006）年度から「公開授業聴講制度」を設け、毎年福祉心理学科の正規授業を無料公開し、地域の方々の生涯学習に寄与している。

【表 A-1-1】 公開授業聴講制度 利用実績

年度	公開授業科目数	聴講生数 (前期)	聴講生数 (後期)
平成 26 年度	31	20 名	18 名
平成 27 年度	29	22 名	19 名
平成 28 年度	29	33 名	28 名

大学院心理学研究科では、正規授業へ科目履修生を受け入れており、平成 26（2014）年度 6 名、平成 27（2015）年度 4 名、平成 28（2016）年度 5 名の実績がある。

平成 18（2006）年度から、地元企業や官公庁と連携し、スペシャリスト（人材）を派遣していただいて実施する「人材寄付講座」を開講してきた。平成 27（2015）年度までの 10 年間に 84 講座、参加者 6,746 名を数えている。福島県警察本部長、日本銀行福島支店長、福島地方裁判所、福島稲荷神社など地域の官公庁、著名人に講師を務めていただいている。

しかし、参加者の固定化、開催事務の負担等の問題もあり、開設 10 年をひとつの区切り

として、平成 28 (2016) 年度から休止している。ただし、全国的にユニークな講座方式でもあり、いずれ再開したいと考えている。

【表 A-1-2】 平成 27 (2015) 年度 人材寄付講座 開催実績

提供元	講座名	講座回数	講師
福島県	「ふくしま」の今、そして未来	1	福島県副知事 鈴木正晃氏
桧枝岐村	桧枝岐・尾瀬の歴史と村歌舞伎	1	桧枝岐村村長 星 光祥氏
大七酒造株式会社	福島発、世界のブランドへ・大七酒造の挑戦	2	代表取締役社長 太田英晴氏
株式会社テレビュー福島	「今こそテレビ」～可笑しくも素敵なローカルテレビ局の泣き笑い～	3	代表取締役社長 信国 一朗氏他
財団法人大原総合病院	健康について一緒に考えてみましょう	3	副院長 外科 小山 善久氏他

【表 A-1-3】 平成 26 (2014) 年度 人材寄付講座 開催実績

提供元	講座名	講座回数	講師
株式会社ダイユーエイト	全てはお客様の喜びと満足のために	4	代表取締役社長 浅倉 俊一氏他
福島市	みんなが誇れる県都ふくしまを創る	5	福島市長 小林 香氏他
一般財団法人大原総合病院	震災・原発で心も体も弱ってしまったけれど、元気を取り戻したいあなたへ	3	院長 佐藤 勝彦氏他
OPTICAL YABUUCHI	楽しいメガネの選び方	3	店長 藪内 義久氏
日本年金機構東北福島年金事務所	一生涯のお付き合い「年金」を知ろう	3	所長 吉野 直彦氏他

メンタルヘルスに関する啓蒙活動・情報発信として、大学院附属心理臨床相談センターでは、一般市民対象に公開講座を開催している。平成 28 (2016) 年度は、「心療内科医・臨床心理士が語る“心身一如”」と題した 10 回シリーズの講座を開催し、延べ 304 名の参加者があった。

A-1-② 地域社会のメンタルヘルス向上への貢献

心理臨床相談センターでは、一般市民を対象に心理相談を実施し、心の問題の解消に貢献している。地域のみならず山形県、宮城県など遠方からのニーズも多く、医師、臨床心理士の資格を有する教員などが、相談業務を担当している。平成 28 (2016) 年度は、合計 1,785 件の利用があった。相談内容としては、高機能自閉症、アスペルガー障がい、ADHD など発達に関する問題が大きな比率を占め、その他ではうつ病が主な相談内容となっている。

大学附属のメンタルヘルスセンターは、平成 20 (2008) 年度から、地域の勤労者のメンタルヘルス増進のために、教員（医師、臨床心理士）を年間業務提携のもとで派遣している。平成 21 (2009) 年度からは、メンタルヘルスに有効な「ヨーガ教室」を開催し地域に公開している。

【表 A-1-3】 メンタルヘルスセンター主催 活動内訳

年度	市内医療機関相談数	ヨーガ教室回数（延べ数）
平成 26 年度	24 回	18 回（71 名）
平成 27 年度	24 回	20 回（70 名）
平成 28 年度	10 回	20 回（102 名）

A-1-③ 地の利を生かした施設貸与

福島駅前キャンパスは、福島市の中心市街地にあり、交通の便もよいことから、教室等の施設貸与を積極的に行い、地域の企業・団体等の要望に応じている。授業に支障のない範囲で、土・日・祝日の貸与にも対応しており、貸与内容は福島県庁研修会、福島地方裁判所採用試験、福島大学セミナー、漢字能力検定試験等多岐にわたっている。平成 28 (2016) 年度は、102 件、延べ 8,045 人の利用があった。

A-1-④ 地域に密着したボランティア活動

平成 23 (2011) 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災後、仮設住宅に移り住んできた人々のために、福祉心理学科学友会が福島市の商店街や施設のマップを作成して提供した。

平成 24 (2012) 年度から 3 年間は「被災者・避難者を駅前キャンパスにお迎えしてのサロン」を開催し、平成 26 (2014) 年度は、社会福祉法人福島市社会福祉協議会が主催する事業に学生が協力し、一般市民も対象に含めた「おもちゃ広場」、平成 27 (2015) 年度は「ふれあい広場」と地域のニーズの変化に対応しながら復興支援活動を継続的に行ってきた。

平成 24 (2012) 年、原発事故後の屋外活動が制限された子どもたちに「夢・笑顔・元気」

を与えることを目的に、「ふくしまキッズ博実行委員会」が設立され、「ふくしまキッズ博」が始まった。アカデミア・コンソーシアム福島が中心となったこの委員会は、本学学長が実行委員の一人となって参加し、学生・教職員が組織運営で中核的役割を果たしている。「ふくしまキッズ博」は、小さなイベント（「ミニキッズ博」）も複数回開催し、子どもたちに元気を与えるための遊び場を継続的に提供している。

平成 28（2016）年 6 月 24・25 日に開催したバリアフリー観光推進全国大会フォーラムふくしま大会は「ふくしまの観光をバリアフリーで再生する！」をテーマに、特定非営利活動法人日本バリアフリー観光推進機構主催のもと開催された。福祉学部福祉心理学科の教員を大会実行委員に派遣した。このフォーラムには、学生が企画の段階から関わるとともに延べ 90 名が、大会期間のボランティアとして活動した。

福島駅前キャンパスの周辺は、福島市の代表のお祭り「わらじまつり」が開かれる国道 13 号線、「福島七夕まつり」「ほおずき市」が行われるパセオ通り、中心市街地で行われる「福島稲荷神社例大祭」などのイベント会場が集中しており、それらの地域行事へ毎年行事運営ボランティアとして学生が活躍している。特に「わらじまつり」のメインイベント「ダンシングソーダナイト」には福祉心理学科の学生・教職員が多数出場し、祭りの盛り上げに貢献している。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後とも地域に根差した大学として発展を続けるため、物的・人的資源を地域に積極的に提供し、地域社会の生涯学習、メンタルヘルス向上の拠点、さらにはボランティア活動を通じ地域社会に貢献していく。

▶エビデンス

- 【資料 A-1-1】 公開授業制度 案内
- 【資料 A-1-2】 福島学院大学報 aura 24 号
- 【資料 A-1-3】 平成 28 年度スタッフ別月別件数集計表
- 【資料 A-1-4】 職場のメンタルヘルスに関する業務委託契約書
- 【資料 A-1-5】 ヨーガ教室受講生募集のご案内について
- 【資料 A-1-6】 施設貸与規程
平成 28 年度施設貸与状況
- 【資料 A-1-7】 平成 24 年度「親と子の癒しのアートワークセミナー」実施報告書
平成 25 年度「地域貢献セミナー」実施報告書
平成 26 年度「福島学院大学のお兄ちゃんとお姉ちゃんと遊ぼう DAY!」実施報告書
- 【資料 A-1-8】 ふくしまキッズ博報をフィールドにした親子支援事業報告書

【資料 A-1-9】 福島学院大学大学報 27 号

【資料 A-1-10】 家族会報 176 号

【基準 A の自己評価】

①地域社会に向けた正規授業の開放、公開講座の実施、②地域社会のメンタルヘルス向上への貢献、③地の利を生かした施設貸与、④地域に密着したボランティア活動、の 4 点を視点として評価したが、いずれの面においても十分に大学が持っている物的・人的資源の地域社会への提供し、社会貢献に寄与できていると判断する。

基準 B. 建学の精神の顕現

B-1 魅力ある教育のファーストステージとラストステージ

《B-1 の視点》

B-1-① 建学の精神が満ち溢れている

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 建学の精神が満ち溢れている

本学は、建学の精神「真心こそすべてのすべて」を教育の根幹において、社会に役立つ人材の育成を進めている。夢と希望に胸をふくらませ、新たな展開・飛躍を求め、多くの学生が集う入学式。厳粛な中にも、建学の精神に基づいた教育理念「感動と感銘を与え、知的好奇心を喚起する授業」を具現化するファーストステージとして、魅力ある入学式を実施している。

在学中は、「本学の教育」をはじめとした授業、建学の精神に満ち溢れた建物・環境の中でのキャンパスライフ、学友会の早朝挨拶運動を始め、全学挙げての挨拶運動、エチケット・マナー運動、これらすべての活動の中で学生の心の中に建学の精神が育まれていく。

さらに、本学における学生生活のラストステージとなる卒業式（学位授与式）では、厳粛な学位授与の式典と、感動に満ちたメモリアルコンサートが 2 時間 40 分にわたり繰り広げられる。建学の精神と教育の理念や教育の方針を卒業時に具現化すること、本学の魅力ある授業づくりの努力の最終章として学生参加の一生心に残る感動シーンを提供すること、さらに本学に学生を託した保護者への感謝の気持ちを伝えることを目指し実施している。

世界に 2 つとないこの入学式と卒業式は、学生はもちろんのこと、広く外部にそのすばらしさ・ユニークさが認められている。特に卒業式は、平成 10（1998）年度より教職員と学生がともに創るコンサート形式の卒業式を実施し、平成 19（2007）年度より 3 カ年にわたり日本私立学校振興・共済事業団採択特別補助（教育・学習方法等改善支援）に「魅力ある教育の最終章としての建学の精神を具現化する卒業式の実施」として、入学式は平成 20（2008）年度より 3 カ年にわたり「～感銘と感動のステージから～オープニングセレモニーとしての入学式」としてそれぞれ採択され、学生・保護者をはじめ外部招待者から高い評価を得ている。

本学では、感銘と感動を喚起し、心に残る教育を実践するため教育の中で映像を積極的に活用しているが、入学式・卒業式の映像も入試広報課（旧 CTV 放送室）の専門職員が録画、編集を独自に行っている。本学におけるさまざまな活動を記録した映像コンテンツは、学生自らが撮り続けたスナップ写真とともに DVD 化して全卒業生に配布し、社会人としていつまでも真心溢れた生活を送れることを祈念している。



【図 B-1-1】ファーストステージ：入学式



【図 B-1-2】ラストステージ：卒業式

(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神「真心こそすべてのすべて」を具現化するファーストステージとしての入学式、ラストステージとしての卒業式は、すべての人に感銘と感動を与え続けており、今後も変わらず継続し発展させていきたいと考えている。

▶エビデンス

【資料 B-1-1】 家族会報 175 号

【資料 B-1-2】 福島学院大学報 26 号

[基準 B の自己評価]

本学が誇る世界でオンリーワンのファーストステージとしての入学式、ラストステージとしての卒業式は、建学の精神が満ち溢れていると判断できる。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部・研究科構成	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等） 全学の教員組織（大学院等）	
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去5年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去5年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去3年間）	
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去3年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去3年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-6】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-7】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3-8】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3-9】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	

福島学院大学

【表 3-10】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-11】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去5年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人福島学院寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	福祉学部入学案内 大学院入学案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	福島学院大学学則 福島学院大学大学院規則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	平成 29 年度学生募集要項 福祉学部福祉心理学科 福祉学部こども学科 大学院心理学研究科臨床心理学専攻（修士課程） 大学院心理学研究科こども心理専攻（修士課程）	
	学生便覧	
	学生便覧 Campus Life 2017 大学院心理学研究科臨床心理学専攻学生便覧 大学院心理学研究科こども心理専攻学生便覧	
【資料 F-5】	事業計画書	
	平成 29 年度福島学院大学事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 28 年度福島学院大学事業報告	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	福島学院大学キャンパスマップ 各キャンパスへのアクセス	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧	
	福島学院規程集 目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	理事会、評議員会の開催状況（平成 28 年度） 学校法人福島学院 役員・評議員名簿	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	計算書類 平成 24 年度～平成 28 年度（5 年間） 監事監査報告書 平成 24 年度～平成 28 年度（5 年間）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス	
	福祉学部福祉心理学科 授業計画 福祉学部こども学科 授業計画 大学院心理学研究科臨床心理学専攻 授業計画 大学院心理学研究科こども心理専攻 授業計画	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	福島学院大学学則（第1条第6条第3項） p.1-2 福島学院大学大学院規則（第7条第1項） p.1-2	【資料 F-3】
【資料 1-1-2】	学生便覧 Campus Life p.10-11	【資料 F-5】
【資料 1-1-3】	福島学院大学ホームページ http://www.fukushima-college.ac.jp	
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	教育運営計画 福祉学部福祉心理学科 福祉学部こども学科 大学院心理学研究科臨床心理学専攻 大学院心理学研究科こども心理専攻	
【資料 1-2-2】	教員授業実施規程	
【資料 1-2-3】	学生受講規程	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	初年度顔合わせ会資料	
【資料 1-3-2】	教職員説明会資料	
【資料 1-3-3】	福島学院大学大学報 27号	
【資料 1-3-4】	福島学院大学学則（第9条） p.3	【資料 F-3】
【資料 1-3-5】	家族会報 177号	
【資料 1-3-6】	福島学院大学ホームページ http://www.fukushima-college.ac.jp	
【資料 1-3-7】	学生便覧 Campus Life p.10-11	【資料 F-5】
【資料 1-3-8】	「本学の教育」授業計画 福心 p.19-21、こども p.23-25	【資料 F-12】
【資料 1-3-9】	各種委員会等設置規程	
【資料 1-3-10】	同窓会報	
【資料 1-3-11】	学校法人福島学院中期計画（経営改善計画）	

基準 2. 学修と教授

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	入学案内 p.16	【資料 F-2】
【資料 2-1-2】	福祉学部学生募集要項 p.1	【資料 F-4】
【資料 2-1-3】	福島学院大学ホームページ http://www.fukushima-college.ac.jp	【資料 1-3-6】に同じ
【資料 2-1-4】	高校教諭対象説明会統計	
【資料 2-1-5】	オープンキャンパスリーフレット	
【資料 2-1-6】	オープンキャンパス入場者統計	
【資料 2-1-7】	地方会場進学説明会一覧	

福島学院大学

【資料 2-1-8】	高校内進学ガイダンス一覧	
【資料 2-1-9】	家族会報 176号	
【資料 2-1-10】	福島学院大学入学者選考規程 (第4条) p.15	
【資料 2-1-11】	各種委員会等設置規程	【資料 1-3-9】に同じ
【資料 2-1-12】	お仕事 INDEX	
【資料 2-1-13】	キャンパスニュースレター	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	福島学院大学学則 (第24条第1項、第2項、第34条第1項、第2項) p.7、p.8	【資料 F-3】
【資料 2-2-2】	学生便覧 Campus Life 福心 p.68、こども p.92	【資料 F-5】
【資料 2-2-3】	授業計画 福祉心理学科 こども学科 大学院心理学研究科臨床心理学専攻 大学院心理学研究科こども心理専攻	
【資料 2-2-4】	入学案内 p.19、p.24	【資料 F-2】
【資料 2-2-5】	福島学院大学ホームページ http://www.fukushima-college.ac.jp	【資料 1-3-6】に同じ
【資料 2-2-6】	福島学院大学大学院規則 (第11条、第37条) p.3、p.8	【資料 F-3】
【資料 2-2-7】	大学院心理学研究科臨床心理学専攻学生便覧 p.2 大学院心理学研究科こども心理専攻学生便覧 p.6	【資料 F-5】
【資料 2-2-8】	学生受講規程 (第4条、第5条、第9条、第10条) p.1、p.3	【資料 1-2-3】
【資料 2-2-9】	教員授業実施規程	【資料 1-2-2】に同じ
【資料 2-2-10】	福祉学部履修規程 福祉心理学科履修細則	
【資料 2-2-11】	学科 FD 研修会資料 福祉心理学科 こども学科 非常勤教員 FD 研修会資料 福祉心理学科 こども学科	
【資料 2-2-12】	こども学科履修細則 こども学科保育士資格取得にかかる履修細則	
【資料 2-2-13】	院生懇話会規程	
【資料 2-2-14】	大学院計画履修細則	
【資料 2-2-15】	ファカルティ・ディベロップメントに関する規程	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	業務組織規程	
【資料 2-3-2】	学生便覧 Campus Life p.28-29	【資料 F-5】
【資料 2-3-3】	教員管理職制及び教育運営職制規程	
【資料 2-3-4】	3回以上欠席者報告の依頼	
【資料 2-3-5】	クラスセミナー年間計画	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		

福島学院大学

【資料 2-4-1】	福島学院大学学則 (第30条の2、第38条、第40条、第49条、第50条) p.8-13	【資料 F-3】
【資料 2-4-2】	教員授業実施規程 (第18条) p.4-5	【資料 1-2-2】
【資料 2-4-3】	福祉学部履修規程 (第6条) p.2	【資料 2-2-10】
【資料 2-4-4】	学長賞授与規程 学長特別奨学金授与規程 学部長賞授与規程 学科長顕彰規程	
【資料 2-4-5】	福島学院大学大学院規則 (22条、24条の2、37条、38条) p.5-6、p.8	【資料 F-3】
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	キャリア支援室スケジュール	
【資料 2-5-2】	就職率推移	
【資料 2-5-3】	学生便覧 Campus Life p.28	【資料 F-5】
【資料 2-5-4】	授業計画 福心 p.48-50、p.112、p.289	【資料 F-12】
【資料 2-5-5】	卒業生・就職先アンケート 2016	
【資料 2-5-6】	平成28年度キャリア支援室運営計画	
【資料 2-5-7】	クラスセミナー年間計画	
【資料 2-5-8】	学内企業説明会開催資料	
【資料 2-5-9】	就職対策委員会規程	
【資料 2-5-10】	ご家族就職説明会	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	卒業生・就職先アンケート 2016	【資料 2-5-5】に同じ
【資料 2-6-2】	学科評議員会設置及び委員委嘱に関する規程	
【資料 2-6-3】	院生懇話会規程	【資料 2-2-13】に同じ
【資料 2-6-4】	授業計画 福心 p.286	【資料 F-12】
【資料 2-6-5】	各種委員会等設置規程	【資料 1-3-9】に同じ
【資料 2-6-6】	臨床心理ワークショップ 案内	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	学生便覧 Campus Life p.22-37、p.40-45	【資料 F-5】
【資料 2-7-2】	福島学院大学学則 p.3-4	【資料 F-3】
【資料 2-7-3】	各種委員会等設置規程	【資料 1-3-9】に同じ
【資料 2-7-4】	入学金減免規程	
【資料 2-7-5】	医務室ニュース	
【資料 2-7-6】	福島学院大学学長特別奨学金授与規程	【資料 2-4-4】
【資料 2-7-7】	学費徴収猶予規程	
【資料 2-7-8】	東日本大震災被災にかかる授業料減免規程	
【資料 2-7-9】	貸与奨学金規程	
【資料 2-7-10】	学友会会則	
【資料 2-7-11】	クラブ一覧 p.30	【資料 F-5】
【資料 2-7-12】	のぎく祭パンフレット	
【資料 2-7-13】	学生生活ガイドブック	
【資料 2-7-14】	福島学院大学大学院規則 (第11条) p.3	【資料 F-5】
【資料 2-7-15】	大学院計画履修細則	

福島学院大学

【資料 2-7-16】	学生課ニュース	
【資料 2-7-17】	平成 28 年度「学生生活満足度調査」福祉心理学科用調査用紙 平成 28 年度「学生生活満足度調査」こども学科用調査用紙	
【資料 2-7-18】	院生懇話会規程	【資料 2-2-13】
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	教員任用規程	
【資料 2-8-2】	福島学院大学教員資格基準規程	
【資料 2-8-3】	福島学院大学教員資格基準施行細則	
【資料 2-8-4】	福島学院大学大学院教員資格審査に関する規程	
【資料 2-8-5】	福島学院大学教授会規程	
【資料 2-8-6】	表彰実施規程	
【資料 2-8-7】	授業評価による教員表彰に関する規程	
【資料 2-8-8】	研究業績等の自己申告実施要項	
【資料 2-8-9】	本学教員の論文業績に関する取り扱い規程	
【資料 2-8-10】	給与規程（教員）（第 9 条第 5 項） p.2	
【資料 2-8-11】	教員定期昇給規程	
【資料 2-8-12】	教員給与規程施行細則	
【資料 2-8-13】	実績評価報告書フォーム	
【資料 2-8-14】	ファカルティ・ディベロップメントに関する規程	【資料 2-2-15】に同じ
【資料 2-8-15】	教員就業規則	
【資料 2-8-16】	教員学外研修規程	
【資料 2-8-17】	平成 28 年度全体 FD・SD 研修会開催案内	
【資料 2-8-18】	学科 FD 開催案内 福祉心理学科 こども学科	【資料 2-2-11】に同じ
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	キャンパス俯瞰図	【資料 F-8】に同じ
【資料 2-9-2】	福島学院大学宮代キャンパス防災計画 宮代キャンパス防災組織編成 宮代キャンパスにおける地震対応指針	
【資料 2-9-3】	福島駅前キャンパス防災計画 福島駅前キャンパス防災組織編成 福島駅前キャンパスにおける地震対応指針	
【資料 2-9-4】	平成 28 年度防災避難訓練案内	
【資料 2-9-5】	普通救命講習会	
【資料 2-9-6】	福島学院大学・福島学院短期大学部施設の耐震化の状況	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	服務規程（教員） 服務規程（職員）	

福島学院大学

【資料 3-1-2】	教職員アンケート調査実施の許可に関する規程	
【資料 3-1-3】	福島学院教職員間及び対外部者間における差別と嫌がらせに関する防止方針 教職員の学生に対する禁止すべき行為及び差別と嫌がらせ的言動に関する防止方針 学生間における差別とハラスメント防止に関する規程 学生間における差別とハラスメント防止に関する規程細則	
【資料 3-1-4】	福島学院公益通報に関する規程	
【資料 3-1-5】	本学教員の研究にかかる基本的責務に関する規程 本学における研究活動及び研究業績にかかる不正行為及びその対応に関する規程 本学研究倫理審査委員会設置規程 公的研究費補助金の不正防止に関する規程	
【資料 3-1-6】	福島学院個人情報保護基本方針 福島学院個人情報保護規程 特定個人情報の保護に関する基本方針 福島学院特定個人情報保護規程 不正防止組織体系図	
【資料 3-1-7】	福島学院調達規程	
【資料 3-1-8】	教材教具の採用及び購入、斡旋に関する規程	
【資料 3-1-9】	学校法人福島学院寄附行為 (第 16 条、第 16 条第 13 項) p.4	【資料 F-1】
【資料 3-1-10】	福島学院監査等規程	
【資料 3-1-11】	防災対策規程	
【資料 3-1-12】	宮代キャンパス防災計画 福島駅前キャンパス防災計画	【資料 2-9-2、3】に同じ
【資料 3-1-13】	3つのポリシーの公開	【資料 1-3-6】に同じ
【資料 3-1-14】	学校教育法施行規則 172 条の 2 に示された情報 (大学ホームページ) http://www.fukushima-college.ac.jp	
【資料 3-1-15】	福島学院情報公表規程	
【資料 3-1-16】	財務書類閲覧に関する規程	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人福島学院寄附行為 (第 5 条、第 7 条) p.2	【資料 F-1】
【資料 3-2-2】	寄附行為施行規則 (第 7 条第 4 項) p.2	
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	大学及び短期大学部における理事長の決裁事項について	
【資料 3-3-2】	決裁及び決裁委任規程	
【資料 3-3-3】	福島学院大学教授会規程	【資料 2-8-5】に同じ
【資料 3-3-4】	福島学院大学大学院規則 (第 54 条) p.12	【資料 F-3】
【資料 3-3-5】	学長候補者選考規程	
【資料 3-3-6】	各種委員会等設置規程	【資料 1-3-9】に同じ
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	各種委員会等設置規程	【資料 1-3-9】に同じ
【資料 3-4-2】	初顔合わせ会資料	【資料 1-3-1】に同じ

福島学院大学

【資料 3-4-3】	教職員説明会開催案内	【資料 1-3-2】に同じ
【資料 3-4-4】	学校法人福島学院寄附行為 (第15条) p.3-5	【資料 F-1】
【資料 3-4-5】	福島学院監査等規程	【資料 3-1-10】に同じ
【資料 3-4-6】	教員授業実施規程	【資料 1-2-2】に同じ
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	業務組織規程	【資料 2-3-1】に同じ
【資料 3-5-2】	決裁及び決裁委任規程	【資料 3-3-2】に同じ
【資料 3-5-3】	学科長主任会議設置規程	
【資料 3-5-4】	スタッフ・ディベロップメントに関する規程	
【資料 3-5-5】	FD・SD 合同研修会開催通知	【資料 2-8-17】に同じ
【資料 3-5-6】	SD 研修会実施計画	
【資料 3-5-7】	平成 28 年度 SD 実施報告	
【資料 3-5-8】	(福島学院教職員グレードアッププログラム) 大学院進学サポート規程	
【資料 3-5-9】	平成 29 年度福島学院大学業務機構図	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	学校法人福島学院中期計画 (経営改善計画)	【資料 1-3-11】に同じ
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	福島学院経理規程 福島学院調達規程 福島学院予算管理規程 福島学院資産運用規程	
【資料 3-7-2】	福島学院大学事業計画 (理事会・評議員会資料)	【資料 F-6】に同じ
【資料 3-7-3】	監事監査報告書	【資料 F-11】に同じ

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	福島学院大学学則 (第4条) p.1	【資料 F-3】
【資料 4-1-2】	福島学院大学大学院規則 (第3条) p.1	【資料 F-3】
【資料 4-1-3】	自己点検・評価に関する規程 (第2条)	
【資料 4-1-4】	平成 27 年度福島学院大学自己点検・評価報告書	
【資料 4-1-5】	平成 22 年度大学機関別認証評価 評価報告書 http://www.jihee.or.jp/kikanbetsu/2010/72_fukusima_gakuin_daigaku.pdf	
【資料 4-1-6】	教員授業実施規程	【資料 1-2-2】に同じ
【資料 4-1-7】	学生受講規程	【資料 1-2-3】に同じ
【資料 4-1-8】	学校法人福島学院中期計画 (経営改善計画)	【資料 1-3-11】に同じ
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	平成 27 年度福島学院大学自己点検・評価報告書	【資料 4-1-4】に同じ

福島学院大学

【資料 4-2-2】	平成 28 年度「学生生活満足度調査」福祉心理学科用調査用紙 平成 28 年度「学生生活満足度調査」こども学科用調査用紙	【資料 2-7-17】に同じ
【資料 4-2-3】	卒業生・就職先アンケート 2016	【資料 2-5-5】に同じ
【資料 4-2-4】	平成 22 年受審高等教育評価機構評価報告書概要 (大学ホームページ) http://www.fukushima-college.ac.jp	【資料 4-1-5】に同じ
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	学校法人福島学院中期計画（経営改善計画）	【資料 1-3-11】に同じ

基準 A. 地域貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 大学が持っている物的・人的資源の地域社会への提供		
【資料 A-1-1】	公開授業制度 案内	
【資料 A-1-2】	福島学院大学報 aura 24 号 p.25-27	
【資料 A-1-3】	平成 28 年度スタッフ別月別件数集計表	
【資料 A-1-4】	職場のメンタルヘルスに関する業務委託契約書	
【資料 A-1-5】	ヨガ教室受講生募集のご案内について	
【資料 A-1-6】	施設貸与規程 平成 28 年度施設貸与状況	
【資料 A-1-7】	平成 24 年度「親と子の癒しのアートワークセミナー」実施報告書 平成 25 年度「地域貢献セミナー」実施報告書 平成 26 年度「福島学院大学のお兄ちゃんとお姉ちゃんと遊ぼう DAY!」実施報告書	
【資料 A-1-8】	ふくしまキッズ博報をフィールドにした親子支援事業報告書	
【資料 A-1-9】	福島学院大学大学報 27 号 p.17-18	【資料 1-3-3】
【資料 A-1-10】	家族会報 176 号 p.16	【資料 2-1-9】

基準 B. 建学の精神の顕現

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 魅力ある教育のファーストステージとラストステージ		
【資料 B-1-1】	家族会報 175 号	
【資料 B-1-2】	福島学院大学報 26 号 p.23-24	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。